Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

222.06
I358s
0003048 5

라5P
48

稻葉君山著

清朝全史

上卷

早稻田大學出版部藏版

222.06 I358 p

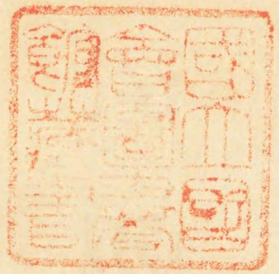

30485

清太祖肖像

清太祖實錄は、傳へていふ、上生而龍姿鳳目、偉軀大耳、面如玉潤、聲如洪鐘、儀度威重、擧止非常、英雄蓋世と、本圖は、盛京宮殿の尊藏太祖實錄圖について、臨摹したるものなり、太祖特異の相好は、以て想像すべし。圖の原本は、太宗の天聰九年中、畫匠張倫張應魁の畫くところに係る。

222.06 I358 A

30485

清太祖肖像

清太祖實錄は、傳へていふ、上生而龍姿鳳目、偉軀大耳、面如玉潤、聲如洪鐘、儀度威重、擧止非常、英雄蓋世と、本圖は、盛京宮殿の尊藏太祖實錄圖について、臨摹したるものなり、太祖特異の相好は、以て想像すべし。圖の原本は、太宗の天聰九年中、畫匠張倫張應魁の畫くところに係る。

貞觀六年中、蓋世無雙の英雄、唐太宗の天
驕恣奢侈の風潮に對し、遺憾なく、之を矯正
宮殿の尊嚴、太廟實錄圖に、ひとり、幽峯しかるべきものなり、太
正邪、善惡、是非、勸懲、綱紀、風俗、常、英雄、蓋世、本圖は、盛唐
唐太廟實錄圖は、勸へうゝ、王者、世間、道理、前、導、大、直、面、味

唐太廟實錄

康熙帝の外蒙古行軍路

圖は、支那・滿蒙・西藏朝鮮の新地圖(Nauvel Atlas de la chine, de la Tartorie Chinoise, et du Thibet)と題せる西紀一七三七年(乾隆二年)佛國の宣教師ダンビール(d'Anville)が和蘭ラ・ハエーにて印行せるものにつき轉載せり。ダンビールの述ふるところによれば、彼れは、在支那の宣教師と欽天監の滿洲人とが、康熙帝の爲に測繪せる地圖を和蘭の國立圖書館に得、更らにヂエルビロン(張誠)の日記等を參考して、此新地圖を編次考訂せり。ダンビールの藍本の何樣たりしやは、推知すべし。掲出せる圖は、一七〇九年(康熙四八)の測繪に係る。帝が親征より十餘年を出です。

康熙帝の外蒙古行軍路

圖は、支那・滿蒙・西藏朝鮮の新地圖(Nauvel Atlas de la chine, de la Tartorie Chinoise, et du Thibet)と題せる西紀一七三七年(乾隆二年)佛國の宣教師ダンビール(d'Anville)が和蘭ラ・ハェーにて印行せるものにつき轉載せり。ダンビールの述ふるところによれば、彼れは、在支那の宣教師と欽天監の滿洲人とが、康熙帝の爲に測繪せる地圖を和蘭の國立圖書館に得、更らにヂエルビロン(張誠)の日記等を參考して、此新地圖を編次考訂せり。ダンビールの藍本の何樣たりしやは、推知すべし。掲出せる圖は、一七〇九年(康熙四八)の測繪に係る。帝が親征より十餘年を出でず。

T A R T A R K A
dont le Han essent
Selinour Pira
Demeure d'un Grand Lama
Olon Omo
Orgon Pira
Tchamour Alin
Hoxtou baydou
Kouré Omo
Erdeni Tolohoei
Toulan-cara Alin
Kokene Alin
Paitanot Alin
Tchorhou Alin
Kary Omo
Tchortchi kebour
Route de Peking
Adatchac Alin
Hoetchin Alin
Houlastai
Hongour Alin
Narat Alin
Lijs ou Stades Chinois
Lieues Françoises

VII.e Feuille particuliere de la TARTARIE CHINOISE, qui contient la plus grande partie du Païs occupé par les Tartares KALKAS.
TARTARES KALKA
dont le Han et les divers Princes se soumirent l'an 1691, et qui composent XIII Bannieres ou Etendarts.
Lys ou Stades Chinois.
Lieues Françoises.
Route de Peking a Selinghi
Limites entre les Mongous et les Kalkas
Marche de l'Empereur Cang hi en allant a la rencontre
Onon vel Saghalien Oula
Kerlon Pira
Para Hotun
Kerlon Pira
Selingue Pira
Toula Pira
Orgon Pira
Demeure d'un Grand Lama
Inscription Chinoise sur l'expedition de l'Empereur Yong tc contre les Mongous

光顯寺の戰圖

光顯寺は、乃ち額爾德尼招（エルデニズー、外蒙古土謝圖汗）をいふ、圖は、蓋し雍正十年、超勇親王策凌が、カルマックのカルダン策零を其地に掩擊せるもの、西紀一七七二年、佛國にて印行せらる、高一尺九寸、寬三尺一寸の銅版畫なり。筆者詳かならざれど、內廷供奉の郎世寧（Joseph Castiglione）艾啓蒙（Ignatius Sickelparth）が徒なることは、疑ひなかるべし。

光顯寺の戰圖

光顯寺は、乃ち額爾德尼招（エルデニズー、外蒙古土謝圖汗）をいふ、圖は、蓋し雍正十年、超勇親王策凌が、カルマックのカルダン策零を其地に掩擊せるもの、西紀一七七二年、佛國にて印行せらる、高一尺九寸、寬三尺一寸の銅版畫なり。筆者詳かならざれど、內廷供奉の郎世寧（Joseph Castiglione）艾啓蒙（Ignatius Sickelparth）が徒なることは、疑ひなかるべし。

聖羅(Ignatius Sieloyola)、ヒ、ヒ、ヒ

緒言

予、自ら揣らず、愛新覺羅氏十二朝の大事を編摩し、名けて清朝全史といふ、その全史を以て稱するは、事の首尾に亙れるを以ての故に名くるのみ、かの史實を備載すといふが如き、豈予淺學固陋の能くするところならむや、或人問ふて曰く既に然らば、何の爲めにしてか、斯著ある、予答へて曰く噫、これ實に已むを得ざるものありて存す、明治四十四年春、友の西、大江に浮び、北、長城を攀ぢて還れるものあり、予に警むるに禹域の風雲の急なるものあるを以てしき、意、革代の遠きにあらざるを豫知するものゝ如し、予、亦た思ふところあり、乃ち「反清朝の思想」一篇を述べて、之を雜誌『日本及日本人』に投寄す、事は初夏の交にありき、『日本及日本人』は八月を以て拙稿の一部を掲げたりしが、不幸、予の稿の未だ其半にも到達するに及ばざるに、革命の旗幟は、漢水の秋風に翻へれり、却て思ふ、明治四十一年のことなりき、清國は日露戰役の經過の、意外にも、我日本の勝利に歸せしを見、解すらく、これ正さに日本が近代に於て立憲政體を採用せるの致すところならむと、上下これより憲政に渴し、狂するが如く、癲するが如し、その國政府又た立憲の綱領を出して、民と公約するところありき、傳ふるところによれば、政府

がこの處置を決行するに至れる、一に本邦憲政考察の結果に出で、その出使大臣某々の復命に促かされたりといふ、然らば則ち大臣某々をして復命書を草せしむるに與りて力ありしもの、問はずして、我國朝野の人士が慫慂に出でたること知るを得ん、當時、予は感ずるところあり、『日本及日本人』に寄せて「清國の立憲とは何ぞや」の一篇を公にし、尋いで「北京廷の輕躁を警む」なる一篇を公にせり、其一節に以らく、

之を要するに、這回の欽定憲法といふは、永久に紛爭の種子を蒔きしものといふを得べくして、西隣はこれより益々多事たらんとす、あらゆる悲劇は、正さに欽定憲法なる幕を繞りて發生せん、斯ゝるをしも、顧慮せずして、二三の新聞紙は、日本は實に範を清國に與へたり、我國の憲法あればこそ、清國の立憲は成るを得たりしなれ、此點より觀取すれば、日本憲法學者の一大成功なり、然り而して日清の國交は、これより倍々親善ならむとすと、謬見も亦甚しからずや、更めていふ、日本の憲法は、日本の歴史の特産せるものにして、他の邦國の模擬を許さず、清國の、今、悉く綱領を我れに學べる正さに彼國歴世の史實を無視せるものといふを得べくして、國内紛爭の種子は、自らこれより發生せ[む]む、紛爭か内亂か、革命の慘禍は、或は爲めに促進せられんとす、但しこの形勢を利用せんことは、一に革命黨と稱するものゝ、智謀手腕に存す、

而して今の孫文一派の徒の成功せんや否やは、全く吾人の豫言する能はざる程度にあり。(明治四十一年九月十五日)

と、吾人は日本の憲法學者が、往時清國を導くに深切ならざりしを咎むるものに非ず、然れども、徒らに宮廷の歡を迎へんが爲めに、萬世一系、皇帝神聖を云々せしめたるが如き、必しも智なりといふを得ずして、寧ろ遂に識者の陋とするを免るゝ能はざらむ、學者は時世に迂なりといはゞいへ、政客の錚々たるものゝ、當時その措置を賞贊し、國會を開設せば、刻下の解紛に資するのみならず、延いて滿清の帝祚長へに安固ならむと爲せる、不見識も亦た甚し、予は、敢て過去の失態を指斥するものに非ずと雖も、事實は正さに此の如きものありしを奈何せんや、見よ、這般樂觀者流の舌端の、未だ乾かざるに、光緒帝の仇家と指目せられたる廢相は、却て帝が幽囚されし瀛臺に盤坐して憚らざる、形勢は、眞に圓石を千仞の岡に轉ずるが如きものありしなり。

予の清朝史研究に志せるは、支那を理解せんとするの目的に於てせり、予は自己の菲薄を知れるを以て、予の不完全なる研究の、何等學界を裨益するに足らざるを知る、然も、顧みて念ふに、支那の事相は、單なる法理を以て解すべきに非ずして、自ら煩瑣なる事實成例の分解に從はざるを得ず、こゝを以て、予は大胆にも觀察の基礎をば、歴史

研究の上に置かんことを企てたり、然り而して予の何が故に先づ唐宋を採らず、元・明を採らずして、特に清代の研究を選びたるやは、自ら一言せさるべからざるものあり。支那は古より一統の朝廷に乏しからすとせず、然ども、外夷より入りて支那本部に君臨せるもの、前に蒙古の元朝あり、後には則ち清朝あるに過ぎず、而もその統治の巧妙にして久しきに亙れるを求むれば、後者固より前者の八十年に満たざるが如きの比にあらず、且つ夫れ蒙古の部族たる、其源流や甚だ遠く、世祖に至りては渾圓球上に雄視せる成吉思汗父子の威望を承くる者あり、彼が其馬首を南にして宋人半壁の朝廷を略取せる、又た怪むを須ゐざらん、清朝に至りては、全く之と選を殊にし、その祖先の顯はれたるは、明代を溯るものにあらずして、長白發祥、仙女朱果の傳説とても、果して始めより斯ゝりしやは、人をして疑惑を挾ましむるなくんば非ず、予は明治三十八年春、神武天皇祭日を以て、陸軍中將男爵阪井重季君の幕に從ひ、鞍を太祖が崛起せる興隆街の茅店に解けり、街は永陵の所在地に係れば、幸に愛親覺羅氏の祖墓に謁し、又親しく太祖が老城に躋るを得たり、尚ほ思ふ和風妍日、楡柳眉纔に萠え、李花唇漸く綻びんとす、予は時に馬を永陵の西に驅り、夏園の廢垣に踞して興亡の感懷を縱まゝにせしことを、かの淙々たるは蘇子河の清流の西するにあらずや、頭を傾くれば、煙筒山上

の巉巖は危うして墜ちんと欲す、予は實に此地に於て所謂寧古塔貝勒 Ninguta Beile なるものゝ、果して如何なりしやを想像するを得たりしが、その峽谷瘠土の形勢を徧觀するに及びては、益々彼等の祖先の、如何にしてか、能く支那本部を攻取するに至りしやを怪まずんばあらざりし、予の清朝史研究は、此等の疑問を解釋するに端を發せしことを豫め告白せざるべからず、然り、予は爾後十年の久しき、此疑問を解釋せんことに努め、顧みてその髣髴を望むことを得たり、唯だ此書は楮數限りあるを以ての故に、備さに臚列して以て教を大方に仰ぐ能はざるを憾みとするのみ、大正二年十月印行に係る『南滿洲鐵道會社報告書』中滿洲歷史地理第二卷「建州女直の本地及び原住地」「明代遼東の邊牆」「清初の疆域」及び附圖は、予が此種研究の一部なれば、讀者の幸に併看せられんことを望むや切なり。

趙宋時代に發達を遂げたる漢族本位の思想は、元代に入りて較々衰へたるが如かりしも、朱明の南方に興るに及びて、再びその氣勢を促進せりとは、史家の恒言する所なるが、予は此の傾向の過去に於て事實なるべきを認むると共に、凡そ將來に於ける政治の得失と變態とは、自ら此等内面の觀察に須たざるを得ざるを倡説せんと欲す、翻て思ふ、予の明治三十二年冬、貴族院議員野崎武吉郎君の保助によりて、北京に留學

せんとする、陸羯南君は予をして副島蒼海伯に見えしめたり、予は今溯りて予が老伯に對せる感想の一端と經路とを開陳せざるを得ず、予は少年時代よりして、實に老伯を敬慕し、一たび其の高明俊偉の氣象を見んことを志せり、以爲らく、人間に蒼海先生あるは、猶ほ天壤の間に富士の喬嶽あるが如けんと、予は日本が支那に派遣せる最初の全權大使の、先生其人なりしを知る、兩屬の琉球を收めて、之を藩王に置きしも、實に先生の果決に出でしを知る、征韓論の相容れざりしより、西鄕南洲翁とゝもに挂冠せしも、先生其人なりしを知る、功高不言賞、賞重亦復辭、雖古知名將、何以能加之、隱居寫梅花、眞成高士姿、使人時觀此、倍增眞白思、とは、先生が湘軍の名將彭玉麟が畫梅に題せるものにあらざるか、嗚呼岳公何早死、若不早死國之祉、中原可復敵可殲、王室豈至咏如燬、奸人慢國古來同、忠而得死不獨公、唯公之死尤慘怛、唯公之忠尤大忠、帝鑑孔章靈在天、墓木南向悲偶然、鼓厲天下忠義氣、後賢宜須則前賢、千載之下欽高義、自東海來表敬意、維時十月天如拭、湖山呈送清明色とは、先生が親しく岳飛の墳を橫りて所思を寄せしものにあらざるか、予は實に這般無限の感懷を抱きて、先生を府下千駄ヶ谷の邸に訪へしなり、予は、初對面に於て老伯に向ふて曰く聞く往歲閣下の李鴻章を天津に見たる、李、頻りに其國勢の不振を嘆ぜしに答へて、中堂錯れり、髮賊を滅して、而も今日あるを嘆

ずるは豈遲かからずやと、此事あるや否や、老伯曰く然り、予は爾時尙李鴻章に諷するに、日本は支那より大なるの說を以てせり、鴻章色釋ばず、予曰く弊國は人口三千餘萬、貴國は四億萬、數もと懸絕、而も予に此說ある所以のものは、弊國は三千餘萬一心なり、貴國は四億萬四億萬の心なり、何れを大となし何れを小となすや、鴻章顧みて他をいへりと、老伯の意を忖度するに、蓋し李鴻章等漢人がその恢復すべき位地を利用する能はずして、徒らに滿淸の驅使に甘じつゝあるを陋として、此言を發せるものなるらむ、予は老伯の言を偉なりとす、然とも玆に思惟すべきことは、近代支那人の思想たる、老伯の如き透明純潔なる徑路を辿るものに非ずして、利害を計較し、禍福を揣摩し、苟も、視て便益ありとする、その平生の操守を一擲して、恥るところあらざる、彼等が行動の、每々我邦人の意料の外に馳するあるを奈何せんや、豈その國民情の然らしむるものあるに非るか、予の聞くところを以てすれば、明治十八年伊藤全權の使して李を天津に見たる、彼れは一日全權に告げて曰く予の北京廷に於ける、例へは往年貴國に幕府と京師とありしが如し、予は貴國の大老伊井に一掬の同情なきを得ざるなりと、李は語り終りて憮然たるもの久しかりし、李が如何の用意を以つて斯ゝるを告白せしやは知るを得されども、彼が終始大局を顧念して、決裂を彌縫せんとするの態度に出

でしは、我が全權の當時に推服して措かざるに徵すべし、予は悉く勸學篇の著者が稱揚せるが如き、清朝の善政を信ずるものにあらずと雖も、又た未だ必しも、新政眞詮が論評の過酷なるを認めずんば非ず、之を要するに、支那の政治家には、外種族の、來りて支那に君臨するを以つて、寧ろ禹域蒼生の幸福なるべきを覺り得たるものあらざるなきか、然り而して、李鴻章等一派の人々は、此の思想を容認せるの代表者を以つて見るべからざるか、予は漢族本位の思想を今日に適應せることの斷じて不可なるを想像するとゝもに、過去に於て、清朝歷代の英主賢相が、此思想の調節に努力せるの如何なりしやを學ばんと欲す、然れば則ち三百年の久しきを通じて一大痕跡を留めたる滿漢箝制の歷史は、好個の題材を提供せるものと解すべきなり。

清朝史研究の材料の選擇について、予が文學博士內藤虎次郎君の指示に負ふの最も大なるあるは、玆に銘記せざるを得ず、豈但に然るのみならんや、君が明治四十年七月を以て朝鮮より滿洲に其專門の資料を採訪せんとする、實に予を伴ひて、京城に入り、轉じて盛京に赴き、開鐵に遊び、到處に研究の題材を徧覽するの便を得せしめたり、この旅行は同年冬十一月廿八日、橫濱丸の神戸埠頭に着するに至りて終りて告げたり、日を閱みする前後半歲に滿たされば、必しも長日月なりと謂ふを得ず、而も予をして、清朝史の研究に多大の興味と勇氣とを與へたるは未だ必しも這回の旅行に得たるの賜ならずんば非ず、仍て思ふ、其歲八月二十一日、予等の一行の輕便鐵路によりて安東より奉天に赴ける、汽車は黑炕嶺の頂上にて脫線し、危く命を懸崖の上に繫くを得たる、盛京宮殿の尊藏を出して、その史料を覆寫したる、開原の威遠堡外に立ちて柳條邊牆を訪らひたる、鐵嶺城中の一角に李成梁の廢看花樓を訪査せる、太祖太宗百戰の遺甲を黃寺の樓上に發見したる、遼陽の喇嘛墳碑を拓せんとして、碑面に沃ぐの水の凍結せし爲め、高粱を燒きて、纔に碑面を暖めたる、何れか回想に値ひせざらんや、博士は、この後數回に亙りて大旅行を試みられしかと、予は再び追隨するの機緣を得る能はざりしなり、明治四十一年以降、予が南滿洲鐵道會社の依囑を受けて、事に滿洲歷史の調査に從へる、其間文學博士白鳥庫吉君、及び同僚の提撕を辱うして以て今日に至るを得たる、これ又予が此著を公にするに際して、特に感謝の微忱を表するものなくんば非ず、但だ、本書の內容に至りては、何等該調査部に負ふところあらず、從ひて、本書に對する可否は、予一人の責任なり、予は清朝史研究の道程に立てり、不似と雖も、豈に努力するところなきを得んや、昔は邵陽の魏源、聖武記を著錄して、清朝の大事を述べしが、付刊の後、二載にして閱歷益々多く、その曩時の舛疏少からざるを發見せり、彼

は第二次重訂本に記して曰く、學問の境窮りなし、未だ審にせず將來心目又復た何似、災梨の悔、それ既ゆるあらんやと、旨あるかな言や、予が此著書は多半之を前人に取り、先輩に取り、泰西人に取り、前に著錄なきは、妄りに憶斷を補綴せるに過ぎず、その次第は之れを凡例の條下に記載せり、予は識者が本書の誤謬を指摘し、以て示教を賜ふに吝ならざらんことを禱望するや切なり、若し夫れ本大學出版部が此の著を採りて世に問ふに至れる、又未だ必しもその名の內容に副へりとせるに於てせず、寧ろ時代の要求を滿足せしめんとするの意に出でしを認むべく、予の亦た敢て倒行逆施を辭せざりし所以のもの、實に茲に存す、噫、支那は、今や危機に瀕しつゝあり。

大正三年三月初一日　　東京小石川原町の寓居に於て

著者記す

凡例

一　本書を分ちて上下兩卷とせるは、繙閱に便ぜんが爲めなり、必しも著者が研究上の分類によるに非ず、著者は起稿の始に於て、第一開國期(明代の滿洲を前期とし太祖朝を後期とす)第二創業期(太宗朝を前期とし康熙朝の三藩平定に至るを後期とす)第三盛運期(康熙朝の初期より乾隆朝の中期に至る)第四衰運期(乾隆朝の末期より嘉慶道光に至る)第五革命期(咸豐朝より宣統朝に至る)の五期に分かちしも、斯くては、卷帙寧ろ浩瀚に失するを恐れ、更めて現形の體裁を撰ひしなり。

二　本書の紀事は、太祖朝より宣統朝に及びたり、然ともこれ著者の本志に非ず、著者は、道光朝より咸豐朝に亙れる太平黨の叛亂及び其平定を以て、清朝の終りを告げしものと解し、その所謂同治中興に、擱筆せんことを要望せり。著者は又た同治以降、就中光緒朝に於ては、未だ必しも、その史實を傳ふるの、確信ありといふを得ず、試に見よ、同治時代の資料は、近歲に入りて、漸く其眞相と覺ほしきを呈露し來れるに非るか、一例を擧ぐれは、曾文正公日記(四十卷)の宣統元年九月を以て印行せられしが如し、而も、王闓運が、自ら章句餖飣、閭里瑣小の事、大雅の君子に示すに足らすとせる三千餘葉は、未だ斯老の筐底に秘せられつゝあるに非るか、且つ日淸戰役以降、支那は、列國角逐の圈內に埋沒し去り、內外の重要事、極めて多く極めて滋けく、而も、未だ必しもその髣髴を傳ふるの、寧ろ至難なるを覺えしめすんば、あらす、著者は、故に光緒二十年以降は、主として革新及び革命の

趨勢を概說せるに止めたり。著者は、他日適當の機會の下に、補修改訂を加へんことを期す。

三　明治四十五年春、京都文科大學內藤教授、及び富岡羽田兩講師の一行の奉天宮殿に於ける滿洲文老檔を採訪せられしについで、大正二年夏秋の間、東京文科大學白鳥教授の李朝實錄を將來せられたるは、共に我學界に一大新資料を提供せるものと謂つべし。以上兩資料は、共に清初の事相を解釋するに於て、最も有力なる權威を認めずんはあらず、本書は遺憾ながら、兩資料の精査に及ばざりしことを告白す、これ又著者か豫め、本書の補修改訂を他日に期待するの已むを得ざるものなり。

四　本書に引用せる資料(近代人に非るは、今一一著錄せず、茲には、主として現代諸家によりて發表せられたる著書併に論文の主もなるものを掲くべし、著書の主なるは清朝史(國初より康熙朝に至る早稻田講義錄本矢野仁一君述)清朝衰亡論(文學博士內藤虎次郎君述)滿洲寫眞帖(同編)蒙古及蒙古人(蒙古文學博士ボズトネェフ氏原著東亞同文會飜譯)臺灣諸島誌(理學博士小川琢治君著)滿洲地誌(陸軍中佐森田利遠君著)及び湘軍志(王闓運氏著)孔子改制考(康有爲氏著)新政眞詮(何啓胡禮垣共著)を擧ぐべし、就中、本書は、第三五節第三八節第四四節に於ては、一に清朝史の講述に從ひ、第三六節は、蒙古及蒙古人の所論を採り、併びに間々增補する所ありたり。泰西新刊の著書にて、引用せるは、(A)エッチ・エッチ・ロッビンス氏の Our First Ambassador to China (B)エッチ・ビー・モールス氏の The International Relations of the Chinese empire (C)コルヂエー氏の Bibliographie des ouvrages publiés en Chine par les

Européens an XVII et an XVIII Siècle (D)同氏の Histoire des relations de la Chine avec les puissances occidentales. を擧ぐべく、本書の第三七節に附載せる明末清初耶蘇會士著書目錄は(C)の記事により、第五四節は、(A)により、第五五、五六、五七、五八、五九、六十節は、(B)の所述に因り、間々損益を加へ、第六十節は(D)の記事に負ふところ多し。引用論文の主もなるを擧くれば、次の如し。

清朝開國期の史料(藝文)　文學博士　內藤虎次郎君
清朝姓氏考(同上)　同
清朝國號考(東洋協會報告)　文學博士　市村瓚次郎君
明の王太后より羅馬法王に贈りし諭文(史學雜誌)　文學博士　箕田作元八君
明の麗天壽より羅馬法皇に送呈せし文書(史學雜誌)　文學博士　桑原隲藏君
支那人辮髮の歷史(藝文)　同
四庫全書と文淵閣とに就て(史學雜誌)　文學博士　市村瓚次郎君
清朝佛教と大居士彭際清(新佛教)　妻木直良君
露國黑龍江侵略史(外交時報)　煙山專太郎君
太平天國の革命的意義(史學雜誌)　田中萃一郎君
同治年間回匪平定紀事(東邦協會會報)　同

以上の外、富岡謙藏君、藤田豐八君、橫山達三君、松井等君、箭內亙君は貴重なる史料を借覽するの便

を與へられ、中川忠順君は、繪畫の變遷について、特に口述の勞を取られ、今關天彭君は小說戲曲の沿革について、有益なる指示を與へられ、津久井誠一郎君は、廣東商館に關する實査及び資料を提供せられ、田中萃一郎君は、貴重なる戈登文書を貸附せられ、久保要藏君は、その公務を以て英京に滯留中、予の爲めに、親しく倫敦博物館所藏の太平天國文書を鈔寫せられたり、著者は、上記引用資料の著者、論文の起稿者、及び僚友諸君の好意に對して茲に深厚なる敬意と謝意とを表す。

五　本書の表裝意匠は、新海竹太郎君を煩はし、清太祖肖像の臨摹は小林茂君を煩はし、本書の印行に關しては、特に早稻田大學理事市島謙吉君及び早稻田大學出版部諸氏の勞を煩はしたり、併せて感謝の意を表す。

清朝全史　上卷目次

第一節　總說　一——二

滿洲部族の概說——滿洲部族の自負心——清朝史の發程——明の防備の破壞——滿洲部族の能力——種族の概念の調節——思想の變遷と種族の自覺

第二節　明代の滿洲及び其防備　一三——二九

明初の滿洲經略——永樂帝の雄圖——永樂帝の對女眞策——遼東の防備——西邊の展退——鄧玉及び李善の對邊意見——明初の東邊——拓地の要求——寬甸平野の開拓——六堡の徙築——遼東の兵力——鐵嶺と李氏

第三節　女眞人の遷徙　三〇——四二

三種の女眞——建州女直の本地——豆滿江の女眞部落——建州左衞の創置——建州左衞の最初の位置——海西の女眞——野人女直及び其南侵——建州衞の遷住せる位置——建州左衞の傾覆——黑龍江政廳の末路——西伯利東偏紀要と永寧寺碑

第四節　女眞人の遞貢遞寇　四三——五四

建州女直の合同——建州衛三遷の位地——建州左衛の遷住せる位置——建州右衛——名酋董山出づ——女眞遞貢遞寇の原因——璽書の喪失と給賜の厚薄——女眞表文の譯解　五五——七七

第五節　馬市問題

北虜と南倭——馬市とは何ぞや——馬市の起原——兀良哈種族の南下——女眞懷柔——馬市の位地——馬市と邊關——撫順關及び馬市——官市と私市——互市稅率の公布——市稅と撫賞——一種の强求稅と密商——人參問題——馬市の變改及び增加——契丹と打女眞　七八——九〇

第六節　明國と女眞人との交渉

成化三年役の經過——戰役の女眞に及ぼせし効果——珍珠豹皮の價値——哈達部族の南徙——葉赫部族の南徙——對邊策の變革——王杲の亂——哈達の衰弱と內訌　九一——一一九

第七節　清朝の祖先

李成梁阿台を滅す——建州女直の極衰——俄朶里城の位地及び滿洲の國號——康熙帝俄朶里を知らず——乾隆帝俄朶里城を敦帝化縣とす——敦化縣は俄朶里の所在地に非ず——俄朶里は朝鮮の會寧府——滿洲國號の僞作——清朝發祥の傳說——清朝祖先の系譜——清太祖佟姓を稱す——寧古塔貝勒の分住地——福滿の六子——寧古塔は六祖の故地に非ず——伊爾根覺羅と寧古塔——景祖及び顯祖の死——建州の賊首——二祖の死狀

第八節　奴兒哈赤大に建州に起る　一二〇——一五五

幼時の經過及び復讎——太祖の幼時——仇人尼堪を捕殺す——諸部の併合——董鄂部の來歸——長白山東北路の攻略——哈達及葉赫等來侵す——哈達及輝發の滅亡——葉悠城及烏碣巖の戰——烏拉亡ぶ——東北諸路征撫年表——明國との交涉——都督僉事に任ぜらる——棄地の賞——朝貢を廢絕す——六堡の退種——交涉の經過——內政——兵力の統一——八旗の制度——滿洲文字の創設——女眞の風俗——喇嘛教始めて來る——永陵の神楡及び墳　一五六——一七六

第九節　金汗國の創業

奴兒哈赤汗位に止る——開戰の事由——七大恨とは何ぞ——撫順を取る——薩爾滸山戰役の經過——明國兵を四路に出す——太祖の敵情判斷——太祖の戰略——朝鮮援軍の投降及劉綎の死——戰役の成果及び葉赫の滅亡——御製已未我太祖大破明師於薩爾滸山之戰書事——鐵背山の戰蹟——薩爾滸山碑　一七七——一八六

第十節　明國の內政紊る

萬曆の初政と張居正——文祿役の影響——開鑛及增稅の弊——立太子問題及び東林の黨論——挺擊紅丸及び移宮——日本の前導　一八七——一九八

第一一節　明國の遼東を奪取す

熊廷弼遼東を經略す——遼陽城陷る——熊廷弼及王化貞の不和——廣寧陷る——金國の遷都

第一二節　太祖瘡痍に死す　一九九—二一一

言議の弊——王在晋の政策を評す——袁崇煥と寧遠城の守備——太祖重傷を負ふ——太祖遺事

第一三節　第一次朝鮮役及び其經過　二一二—二四九

太宗汗位を繼ぐ——國歩の艱難——太宗兵を朝鮮に出す——朝鮮に對する太祖の希望——光海君の密旨と姜弘立の投降——太祖通好を求む——毛文龍皮島に據る——朝鮮李适の亂——金兵朝鮮に入る——問罪の書——江都誓文——和約以後の經過——中江開市の始末——會寧開市の始末——犯越問題——刷還問題——禮幣問題——崇德以前朝鮮禮聘略表

第一四節　太宗明國を伐つ　二五〇—二六八

太宗媾和の使を發す——喇嘛僧鐺南木座——紅夷砲の威力——袁崇煥毛文龍を殺す——太宗の行軍路——永平の敗績——征明軍の功過

第一五節　金國諸王の不和　二六九—二八〇

諸王の暗鬪——貝勒阿敏幽禁に死す——莽古爾泰太宗を刄せんとす——三尊佛の帝位——滿洲の八大貴族

第一六節　內蒙古の併合　二一一—二九〇

滿洲と內蒙古との史的關係——初期の蒙古關係——喀爾喀盟約——科爾沁會盟——林丹汗の抱負——明國と察哈爾との關係——喀喇沁會盟——林丹汗死す

第一七節　漢人の來歸　二九一—二九九

明國の叛將登州に據る——孔耿二將來歸す——太宗抱見禮を降將に與ふ——太宗の襟度——一引路を得たり——葡萄牙砲金國に入る

第一八節　太宗國號を改む　三〇〇—三一〇

大淸の國號——改號の由來——大淸の意義に關する舊說——金天氏と淸朝——滿洲の國號は太宗の僞作——撫近門の扁額と大金——文殊師利の崇拜

第一九節　國史編纂及文館の設立　三一一—三二〇

國史の編纂——淸朝開國期の史料——三朝實錄滿洲實錄——漢文舊檔——滿文老檔——文館を分ちて三院とす

第二十節　第二次朝鮮役及び其經過　三二一—三四四

尊號問題——崔鳴吉和議を主張す——太宗朝鮮王を南漢山城に包圍す——山城の防備危殆——第一問罪書——太宗來使を退く——天に二日なし——出城降服に決す——降服の條件——受降壇を三田渡に築く——殘破せられたる半島——皮島遂に亡ぶ——大清皇帝功德碑——三田渡の豐碑　三四五—三五六

第二一節　明國との對戰

大凌河城を圍む——清兵明國の內地を犯す——松山の戰——洪承疇生擒せらる——明帝媾和を求む——和議遂に成らす——陳新甲棄死せらる——清軍最後の入塞　三五七—三六七

第二二節　闖賊李自成

酷烈なる流寇——陝西の饑民——饑軍の行末——驛傳の裁削——破軍星李自成——流寇四出す——滎陽の大會——童謠の作成者——李自成襄京を建つ　三六八—三七六

第二三節　太宗の死及び皇位の承繼

太宗暴に殂落す——睿親王稚兒を擁立す——太宗朝の回顧——漢民の保護——國俗國語の保存——太宗の性格——昭陵の石馬　三七七—三八一

第二四節　明國流賊に亡ぶ

李自成西安に都す——北京城陷る——崇禎帝の葬事——明朝遺臣の陋態

第二五節　北京遷都

明將吳三桂の請援——山海關を破る——世祖北京に入る——辮髮令の起原——明人と辮髮令——辮髮令の强行——北京遷都の理由及び南方自立の容認　三八三—三九七

第二六節　明人の回復事業悉く敗る　(一)

福王南京に擁立せらる——睿親王と史可法——李自成死す——福王執へらる——唐王福州に擁立せらる——魯王浙江に擁立せらる——明の義士各地に兵を起す——洪承疇南方を招撫す——唐王執へらる　三九八—四一二

第二七節　明人の回復事業悉く敗る　(二)

魯王行在を舟山島に建つ——瞿式耜桂林を固守す——回復の曙光——義士王翊死す——舟山島城陷る——鄭成功厦門に據る——海徵の攻守——桂林陷る——清の軍內變を待つ——孫可望清軍に降る——清師雲貴に入る——永明王緬甸に入る——鄭成功南京に敗る——甲辰八月辭故里　四一三—四一九

第二八節　明末清初に於ける日本の位置

奴兒哈赤日本軍を討たんとす——日本の名朝鮮に利用せらる——第二次朝鮮役と日本——明人の使者長崎に來る——唐王及び鄭芝龍援兵を請ふ——鄭成功及び朱舜水の請援——朝鮮王孝宗清を討たんとす——睿親王我が漂流人を解送す——永明王太后使者を羅馬法王に送る——朱舜水筆語斷片　四三〇—四五一

第二九節　睿親王の死　四五三—四五五

睿親王暴に死す——攝政王追討の理由——順治帝親政

第三十節　三藩の平定　四五六—四七一

後三藩と軍費——撤藩の諭文下る——吳三桂兵を擧ぐ——西南六省陷る——察哈爾叛す——王輔臣降る——福建廣東の平定——吳三桂帝位に即く——四川湖南の回復——吳世璠死す——支那本部の統一——漢人の諸將用ひらる

第三一節　臺灣清領に入る　四七三—四九一

琉球の名にて知られたる臺灣——琉球と臺灣との區別——倭寇の駐屯所——支那人種の大移動——各國殖民地としての臺灣——荷蘭の東航——蘭人の經營成る——濱田彌兵衞ヌイツを捕ふ——西班牙人來る——鄭成功臺灣を取る——鄭氏の末路——感懷兼悼延平王——送羅子木往臺灣

第三二節　創業期の財政　四九二—五〇七

萬曆朝に於ける明國の財政——明季の三餉及び其免除——順治朝徵稅の內容——軍費と財政——康熙の初政と三藩の叛亂——三藩叛亂に得たる財政の得失——康熙朝に於ける租稅免除——會計檢査法漸く緒に就く

第三三節　康熙大帝　五〇八—五一九

一治一亂は數なり——幼時の機略——好學の天資——內聖外王の學——宋學を提倡す——西洋科學の尊信——公僕としての康熙帝——康熙帝の勤學——諸葛亮の語を愛す

第三四節　清露關係の初期　五一〇—五五二

黑龍江の種族——索倫の征服——呼爾喀部の再征——露人黑龍江を發見す——ハバロフの探險——露人剽掠甚し——ステパノフの窮厄——尼布楚城建設せらる——雅克薩城建設せらる——露塞頻りに陷落す——清廷アルバジンの撤退を求む——露人清兵を俟つ——雅克薩の陷落——雅克薩城再び起築さる——媾和の由來——清國又媾和を要望す——媾和の使節出發す——清使再度の出發——會見の準備——初度の會見——再度の會見——兩國使節の交涉——兩軍の戰鬪準備——條約の確定——條約交換せらる——兩國使節の答贈及歸國

第三五節　外蒙古の併合　五五三—五六八

喀爾喀九白の貢を納る——準噶爾部大に起る——巴圖爾琿台吉伊犁に據る——噶爾丹立つ——西套を併す——回疆準部に併せらる——喀爾喀の內訌——噶爾丹大に喀爾喀を蹂躪す——康熙帝調停成らず——烏闌布通の戰——露國噶爾丹に應せず——康熙帝噶爾丹を追ふ——昭莫多の會戰——噶爾丹毒を仰いて死す——康熙帝の對蒙意見——オイラットの俘虜と胡歌

第三六節　喇嘛教の利用　五八九—五八七

太宗嘛哈噶喇樓を起す——西藏の教王——達賴喇嘛と班禪額爾德尼——喇嘛教外蒙古に入る——達賴喇嘛の哲布尊丹巴に關する宣言——格根の權利擴大す——格根北京廷の保護を求む——格根支那の正朔を奉せしむ——康熙帝の呼圖克圖に對する關係——格根を喀爾喀に還へす——呼畢勒罕の撰定權清廷に移る——乾隆帝格根の權力を殺く——喀爾喀人格根の推選權を失ふ——喀爾喀人の不滿——庫倫と額爾德尼招——章嘉國師と四譯藏經

第三七節　西洋文明東漸す　五八八—六一五

外國人の傳道事業——幾何原本譯述せらる——利瑪竇明帝に說く——カトリック教と北京傳道——邪教の禁——鐵砲の要求——湯若望北京に入る——順治帝西法を採用す——湯若望幽憤して死す——康熙帝親政と曆法の恢復——觀象臺成る——鑄砲及び地圖の測繪——明末清初支那滯在の耶蘇會士及ひ著書一覽

第三八節　外人の傳道事業失敗す　六一六—六一四

傳道の方法と支那思想——宣教師の內訌起る——羅馬法皇の使者ツルノン幽憤して死す——傳教の方法一變す

第三九節　康熙朝の庶績　六一九—六四一

十三衙門の撤廢——封爵制度の創置——黃河の潰決——康熙帝の治河事業——滿洲の防備——長白山の定界——封禁と柳條邊——皇位承繼の紛爭——皇太子廢せらる——康熙帝痛哭地に仆る——諸王の朋黨——皇太子再び廢せらる——康熙帝と滿洲士卒

第四十節　雍正帝宗室を禁抑す　六四一—六五〇

諸王の驕傲甚し——諸王封建を要望す——陸生柟の文字獄——禁抑の手段方法——大臣を寵待す

第四一節　反清朝の思想　六五一—六六一

漢族本位の主張——宋末と明季との對照——史學の發生——黃宗羲史學を開創す——顧炎武漢族の回顧を要求す——明夷待訪錄出づ

第四二節　滿漢思想の調節　六六三—六八八

偉大なる壓力徹せらる——查嗣庭の獄——岳鍾琪に謀反を勸む——呂晚村の學說と曾靜——曾靜帝の罪惡を列擧す——雍正帝浙江人を惡む——大義覺迷錄を頒つ——雍正帝の清朝建國論——建國論に對する批評——首犯曾靜を追放す——滿漢の見を破除す——康熙帝明の太祖を祭る——滿洲の國俗漸く壞る——回教徒の包容——回民彈劾の疏を斥く

第四三節　雍正帝及び其朝の庶績　六八九—七〇〇

皇太子の密建——軍機處の創置——唯一の最高統治機關——福建廣東と正音書院——賤民の解除——康熙帝との比較——密偵及び帝の微行——地方官に間諜を放つ——聖祖の二字を血書す——禎祥頻りに至る——康熙帝乾隆を識る

第四四節　清露貿易及び恰克圖條約　七〇一—七〇八

露人と支那人との接觸行はる——露國大使朝貢視せらる——北京及ひ庫倫貿易及ひ其停罷——露國アルバジン役の捕虜を索む——恰克圖條約成る——康熙帝の對露西亞觀

第四五節　外藩の擴大及ひ治蕃事業　七〇九—七八九

西藏及ひ達賴の認定——西藏と青海蒙古——達賴北京に至る——第巴秘して喪を發せず——達賴剌麻の推選權混亂す——準噶爾部西藏を侵す——達賴册立權清廷に移る——青海蒙古の略定——青海蒙古と準噶爾部——丹津覇業を企つ——年岳二將功を青海に立つ——岳鍾琪丹津を追ふ——阿拉善蒙古の分設——準噶爾汗國との角逐——準部の强盛回復す——清兵大擧北伐す——科布多に城く——清兵和通泊に破る——車戰の得失——準部三度喀爾喀に入る——光顯寺の戰——賽音諾顏部成る——準噶爾汗國の平定——準部遂に亂る——阿睦爾撒納清廷に奔る——熱河の謁見——達瓦齊執へらる——阿睦爾撒納叛す——伊犁平定——準噶爾汗國世系——駐藏大臣及び活佛掣籤——駐藏兵增加せら

る呼圖克圖の化身掣籤せらる——回部の平定——回部の宗黨分派——大小和卓木——庫車城の包圍——黑水の戰——回部諸城皆陷る——緬甸の服屬——木疏部長甕籍牙立つ——緬甸雲南西邊に寇す——清國邊吏の弄兵——將軍明瑞戰死す——安南黎氏の册對及び阮朝の創立——明國の册封と安南——阮氏廣南に起る——西山黨擧兵す——佛蘭西僧ピニョーと嘉隆王——嘉隆條約締結せらる——黎氏援を清廷に求む——清軍河内に入る——西山黨河内を奪回す——阮光平封せらる——越南國王に封せらる——兩屬の琉球——尙巴志三山を統一す——日琉關係の初期——島津家久琉球を討つ——兩屬關係の經過——廓爾喀の歸服——廓爾喀西藏を侵す——清將歲幣を約す——福康安ネパールに敗る——英人廓爾喀の請援を辭す——土爾扈特の來歸——トルゴト露領に入る——露國トルゴトの政敎を改めんとす——乾隆帝トルゴトを收容す——苗疆の剿治——苗種と土司制度——改土歸流の議起る——征苗の全局變せんとす——張廣泗苗疆を理す——金川の平定——大金川及ひ小金川——莎羅奔歸降す——金川又た叛す——木果木の敗——大金川平定す——外藩政策及ひ理蕃事業に對する批評——內外蒙古は長城——蒙古との血族關係——內外蒙古と理藩院——蒙古の旗地漢人に典賣せらる——勅建喇嘛寺の分布——章嘉喇嘛と乾隆帝——外藩擴大の順序及ひ功過——回子と漢人との接觸——回疆平定と香妃——公中地域と緩衝地帶——外藩用兵と軍費——理蕃事業を解せず

第四六節　盛運期の財政　七九〇—八〇四

壯丁稅の定額——正稅の虧空甚し——康熙朝財政の豐歉——雍正帝の財政策——火耗と廉吏——高成齡火耗公納の議を發す——常例の捐輸——鹽課の增收——關稅の整理——乾隆朝の全盛——大學士阿桂財政の將來を憂慮す——銀貨の變化

挿畫及び寫眞目錄

清太祖肖像……口繪
康熙帝の外蒙古行軍路……口繪
光顯寺の戰……口繪
遼河の水運（一二）——明代廣寧の倉庫（一三）——黑龍江口所見（一四）——吉林附近の松花江（一六）——鐵嶺附近の遼河（一〇）——連山關の廢趾（二一）——遼陽の白塔（二七）——李成梁の看花樓（二八）——女眞文字（三〇）——三姓附近（三一）——吉林（三二）——會寧及び豆滿江（三四）——吉林下流の松花江（三七）——會寧附近の古墳（四六）——女眞文字の表文（五〇）——長春の馬市（六〇）——撫順及渾河の展望（六五）——滿洲野生の人參（七三）——札喀の部落（九三）——肇祖陵と神樹（九四）——長白山（九六）——朝鮮の會寧府（九九）——三仙女の浴池（一〇二）——長白山（一〇四）——興京老城の一（一一〇）——興京老城附近の古城（一一二）——興京老城の北門（一一三）——呼蘭哈達（一一四）——興京永陵（一一六）——古勒山附近（一一七）——永陵（一一八）——太祖御用の甲袖及鎧（一二三）——松花江上流の娘々庫（一二四）——松花江上流の娘々庫（一二五）——太祖に配祀せられし蜚英東墓（一二九）——舒爾哈齊の墓（一四六）——滿洲文字（一四八）蒙古文字（一四九）——靜寧宮庭前の神杆（一五一）——興京老城の顯佑宮（一五二）——遼陽の喇嘛墳（一四五）金變殿の廢址（一五六）——太祖及皇后の玉寶（一五七）——撫順の古塔（一六〇）——薩爾滸山即景（一六四）——札喀の野（一六五）——明將杜松の陣地（一六六）——薩爾滸山の碑亭（一六七）——太祖御用の甲（一七一）——盛京城（一八八）——遼陽城（一九三）——廣寧の双塔（一九五）——李成梁の頌德牌樓（一九六）——東京新城（一九七）——寧遠城（二〇二）——督師袁崇煥（二〇四）——太祖陵（二〇六）——

福陵（二〇八）——天命通寶（二一〇）——太宗御用の椅子（二一三）——太宗の乘馬（二五二）——太宗御用の弓箭（二五七）——太宗御用の武具（二六三）——巡撫袁崇煥（二六七）——盛京の十王亭（二七二）——盛京大政殿の玉座（二七八）——太宗御用鞍鞍（二九五）——崇政殿の寶座（三〇一）——盛京撫近門扁額（三〇二）——同上（三〇五）——奉天崇模閣の實錄（三一二）——同上（三一三）——尊藏の滿文老檔（三一九）——滿文老檔（三二〇）——通遠堡（三二七）——洪翼漢書（三二三）——翟鳴吉書（三二五）——尹集書（三二七）——南漢山城（三二九）——南漢山城の堡壘（三三〇）——南漢山城の閱兵臺（三三一）——三田渡の大清功德碑（三四一）——錦州城（三四八）——松山（三四九）——杏山（三五〇）——洪承疇の捕縛されし呂翁山（三五二）——盛京の靜寧宮（三六九）——太宗陵（三七二）——太宗の寢園（三七五）——萬歲山（三七九）——明朝の十三陵（三八二）——山海關（三七五）——紫禁城の即景（三八九）——明の兵部尚書史可法（四〇〇）——明太祖陵（四〇七）——福州の古塔（四一一）——桂林（四一五）——張名振與朱舜水書（四一七）——大學士瞿式耜（四二三）——雲南道中即景（四二五）——永明王玉寶（四二七）——張煌言（四二八）——朱舜水與安東守約書（四四三）瀋館にて認められし孝宗の書簡（四四四）——五華山城（四五八）——雲南の通海縣（四六〇）——長沙（四六七）——赤嵌城（四八一）——蘭領時代蕃人の羅馬字（四八二）——ゼーランジャの戰（四八八）——康熙大帝（五〇九）——乾清宮（五一二）——康熙初年の滿洲地圖（五三四）——尼布楚 Nerchinsk 市（五四七）——蒙古及蒙古騎兵（五五三）——蒙古沙漠（五五七）——土拉河の渡船（五六〇）——康熙帝御用鞍鞍（五六四）——阿爾泰山の谿谷（五六七）——盛京の嘛哈噶喇佛（五七〇）——實勝寺（五七二）——宗喀巴（五七二）——繪像達賴剌麻（五七四）——庫倫（五七九）——康熙帝書心經（五八一）——喇嘛僧（五八二）——哲布尊册巴呼圖克圖（五八四）——ウルガの呼圖克圖寺院（五八五）——利瑪竇（五八九）——湯若望（五九七）——徐光啓（五九八）——許叔人 Candida 甘弟大（五九九）——北京觀象臺（六〇三）——南懷仁（六〇五）——天壇（六三二）——鴨綠江の水源地（六三一）——柳條邊牆（六三五）——張煌

言の墓（六五五）——黄宗羲（六五八）——顧炎武（六五九）——雍正帝詩幷に書（六六四）——雍正帝御用の璽（六七一）
——明の孝陵（六八四）——正大光明殿（六九〇）——恰克圖 Kiakhta 市（七〇七）——拉薩の城門（七一三）——西藏の布達拉（七二四）——科布多城（七一九）——額爾德尼招（七二五）——拉薩（三三）——葉爾羌河の谿谷（七三九）——葉爾羌城（七四〇）順化王城（七四六）——東京古城（七五四）——琉球王城（七五八）——カトマンド府（七六三）——苗族の婦人（七六七）——金川交戰圖（七七二）——萬里長城（七七五）——熱河の布達拉（七八〇）——乾隆帝と香妃（七八六）

清朝全史 上卷

稻葉君山著

第一節 總說

滿洲部族の概說　長白山の峙つところ、黑龍江の流るゝところは、西紀前數世紀よりして、早くも民族の存在せしことを語れり。姑らく、吾人の知る所を以てすれば、周・秦の際には、肅愼氏ありき。此部族は、大方今の吉林省の東北、牡丹江の流域に據りしことなるべきが、彼等は、楛矢石砮を支那本部の朝廷に輸しゝの外、別に著しき影響を史上に留めざりき。漢代に入りて、殊りたる部族は、何れも殊なりたる地方に割據せり。今の長春附近に據りしを夫餘となし、鴨綠江の上流に據りしを高句麗となし、肅愼氏の故地には挹婁の部族現はれ、そが南なる朝鮮の咸鏡道には、沃沮を出したり。漢人は此等を汎稱して濊貊といへど、各部族の各別に割據せしより考ふれば、幾分習俗の差異の認めらるゝべし。漢種の周・秦より漢代に至るまで、東北に向つて發展せし事實は、また遺却すべからず。戰國の時、先づ遼河の流域を開拓せしを燕國となす。燕國は昭王の時を最盛となすべきが、賢將秦開なるもの、能く兵を用ひければ、今の北京附近にては、長城を踰え、東北、數百清里の地にまで、東胡を逐ひ卻け、滿洲にては、遼東遼西二郡の

地を奪ひ、襄平なる主府を、今の遼陽に置きて、地方を經略しけり。史書の示すところによれば、今の鐵嶺開原附近は、漢種と外種族との接觸線なりしと覺え、そが地方には一種の長塞を設けしものゝ如し。秦は燕國を併せて、その行政區域を承け、漢起るに及びて、また秦の後を繼けり。遼河の流域は、斯くて漢種の文化の移植され、多數の漢人は、此流域を開拓せんと欲して東來せり。滿洲在來の種族たる濊貊が、移住支那人と頻繁に接觸するに至りしは、大約そ此時代より始まるべし。物品も、そこに交易され、知識も、そこに交換されしなるべし。此等の徵證は、後漢に入りて、著しく認められたるが、彼等滿洲部族の離合も、亦た一樣ならず。三國時代より、晉に入りては、高句麗最も勢を得、西は、支那の主權をば、遼河の外に驅除し、東は、兵を長白山の外に出して、諸部を合併し、更に南、朝鮮半島を下りて、今の京城以南の地をも一略したり。高句麗の此態度は、久しきに亙りたりき。そは、一には、支那本部の動亂に因り、間接の利益を受け得たること、いふを須ゐざれど、彼等の文化は、また甚しく漢種の下に在らざりしことゝ覺ゆ。そはともあれ、高句麗の前鋒の、西、遼河を渡りて、內地を侵さんは、漢種の宿仇とするところたりしが、果せるかな、支那の本部の統一さるゝに及び、彼等は、大兵を遼東に進めき。隋の煬帝、及び唐の太宗の師は、滿洲部族と漢種との交戰の最大なるものたりしならん。高句麗の態度は、當時消極に出でしを免れず。されど彼等が兩朝に亙りて、漢種の大軍を卻けしことは、蓋し、滿洲部族に多大なる自負心を與へたるものなるや、明けし。獨り高句麗のみといはず、靺鞨のごとき、北部滿洲に居住しゝ部族の間にも、等しく自立の

感を抱かしめしこと推知せらる。高句麗の滅亡後、粟末靺鞨の大衆が、渤海なる一王國を、今の寧古塔（ニングタ）地方に起し、北は黑水の部を今の黑龍江地方に壓し、西は遼河流域を侵して、契丹の部族に對峙せしは、此間の消息を說明するに非るなき歟。史家は、彼等を傳へて海東の盛國となせり。さはいへ、高句麗といひ、渤海王國といひ、彼等の行動は、未た以て東洋の大勢に關與せりといふを得ざりき。

滿洲部族の自負心　渤海王國の衰亡につれ、シラムレン河源に起りたる契丹は、大兵を滿洲の地に出して、諸部を併合しき。これやがて滿洲の一大變なり。殊りたる地方の習俗の、著しく長白山南北の地に混入せしは、此時代よりぞ始まるべし。されど、又一面より考ふれば、契丹は、純粹なる蒙古種にもあらずして、其文化は甚しく漢人に負ふところありしかば、滿洲の部族は、延いて契丹に學ぶところ多く、或點に於ては、直接漢種に得たりしより、比較的良好なる効を奏したらん。唯た今日は、契丹の文獻の存在するもの甚だ鮮少にして、當時滿洲人の遺しゝ文化と對比するは寧ろ艱難を覺ゆべし。西紀十一世紀の始に當り、今の哈爾賓（ハルビン）の東北、阿什河（アシハ）の上に起りたるを金國とす。金の部族は、契丹に反抗して現はれしものなるが、而も其文化の敵人に負ふところ多かりしは、いふをまたず。彼等が創造したりと傳へらるゝ、宗教、文學、乃至制度のごときに視んも、敵人の故智を襲へしの鮮少ならざるは、吾人斑々として徵し得べし。『金の起りしとき、支那本部に於ては、趙宋の朝廷ありしが、隣敵の契丹を討んとて、早くも好を金國に通ずるあり。加之、其北方乃ち燕京附近は、早くも契丹に併せられありしを以て、金國は契丹を併呑

せると共に、容易に支那本部に入りて、宋の朝廷と接觸するの利便を得たりし。金國は、こゝに於いてか、滿洲一隅の主人公たらず。その動靜は、直ちに、東洋の大勢に關與するに至りき。不幸にも、蒙古の北方に起るに逢ひ、十二世紀の中期をまつに及はずして、完顏氏の社稷は、運拙くも、成吉斯汗（ジンギスカン）の馬蹄に蹂躙せられたりき。さはいへ、以後數世紀に亙りて、女眞人に一種の自負心を與へたるは、金國の歷史に外ならずと謂つべし。獨り自負心のみといはず、彼等の文化の多くは、金國の扶植したるものにして、種族の能力のごときも、多くは、此時代に鍊磨され、培養され、以て後代の素地をなしゝものと推せらる。

清朝史の發程　金國亡びたる後、滿洲の部族は、再び外種族の指配に歸せり。そは蒙古即ち元の北漠に起りけるより、東方隣接の諸部族は、何れも帖服して、そが命令を奉じゝなりき。吾人の考ふるところにては、女眞人が、元朝の風俗に感染し、信仰起居等の瑣末に至るまで、多く範を蒙古に採るに至りしは恐くは此時代を最とすべし。而してその容量とても、契丹に征服せられたる時に比しては、寧ろ多大なるものありしならむ。元朝の運祚も、亦餘りに短促なりき。洪武二年、明兵北京を犯して、元主沙漠に奔り、今の達里泊（ダリノール）と稱する地方に於て、殂落せしは、翌歲の秋なりしと覺えしに、漢種の旌旗は、早く遼東の一角に翻りつゝ、故元の一將軍納哈出（ナハチュ）が、金山といへる今の奉化懷德境上に據れるの外、又た前朝の勢力の認むべきあるなし。明人の追擊戰は、目覺ましくも勇ましかりき。李文忠、藍玉等が、北、蒙古兵を濶瀾海子（ホルンノール）に逐へしすら、既に前代の企て及ばざるところなりしに、明の征遼軍は、長驅して、東、松花江に入り、漢人

が曾て久しく耳聞せし混同江をも、眼前に覩るを得たりしなり。從前の歷史よりすれば、元の亡びし場合には、女眞人自ら振ひ起ちて、王國をも創立せんとすべかりしに、さる謀圖の行はれずして、直ちに朱明の統治に移りしは、畢竟漢種の用兵の迅速なりしに職由すべし。以後三世紀の久しきに亙り、女眞人は、明人が羈縻に就き、徒らに蟒段金帽を貪るに止まりしものゝ如くなりしが、同しき女眞人の間にも、諸種の地方に諸部族ありしかば、その始めの程こそ、明の朝廷が指示したる位地に安じたれ、時を經るにつれて、部族と部族との間に勅道の爭奪行はれ、大なる集團の下に統合さるゝに從ひて、兵力富力の增加、又著しく、遂には宗主國の邊吏に、不穩の擧動を敢てしたること、一再ならず。漢種即ち明の邊官の態度の不正にして、女眞人の怨恨を買ひたるも亦多からずとせざりき。かゝる場合には、漢種の逃れて、彼等の部族に入りけるもの、各々そが謀主ともなり、却りて宗國を反噬せしこと、また珍しからず。約するに、明及び女眞の兩種族は、久しきに互りて接觸しけるが、漢種の國力は、何時も優勢に居りしより、女眞人は所謂中原の大勢に關與する能はざりき。若し幾分にても、漢種を惱ませしことありとせば、西北方の蒙古人と結合して、そが侵略を助成せしに過ぎざりき。明人の套語に、外患を指し、北虜南倭といひ、虜卽ち北部の韃靼（タータル）と、我が日本の海寇を算へありて、一の女眞に及はざるは、吾人の解說の誤らざるを證すべし。然りしに、國家の兩大患の一たりし倭は、文祿役に至りて、後其鋒を收め、韃靼は俺答汗（エルダンカン）の死後、漸く北京廷の羈縻につきたれは、朱氏の社稷は、又た長へに存續すべかりしに、災火は意外にも長白山の南に現はれ、

須臾にして遼東の疆圉は、先つ毀たれ、遂に焔の舌は、北京の宮廷を咶め盡くしぬ。時乎果た命乎。清朝史の發程は、まさしく此間に第一歩を投したるものと解すべし。

明の防備の破壞　明朝の遼河流域を保持して、以て東藩となしたるは、前に言ひ及べり。此現象たる一面より觀れば、久しく喪失せる漢種の勢力を恢復したるものにて、隋唐の盛時にすら覩る能はざる事實なれば、明代の政治家の此方面に注意を拂ひたること、亦尋常ならざりき。さりながら、明の政弊たる宦官の跳梁は、此新版籍にも大に現はれき。巧智なる漢種が、女眞の朴陋を欺きて、其私腹を肥せしもこれありき。これ尚ほ小事なり。漢種は、其始の豐沃なる遼河の流域を確守せんと欲して、一種の長城を設けしが、歴代の地方官には、祖制を守るに專らならずして、間々廢毀に委ね、そが基址すらも發見するに苦みしことあり。かの開原城が、獨り外夷の中に陷りて、城外數里の地には、已に賊寨あり。貢夷の其下を過くるものあれば、何れもそが掠奪を蒙りしことなどは、明の中葉なる正德頃に現はれし事實なりといふ。かゝれば、外種族の乘すべき機會は、從來幾回なりしやを知らざれと、さる事の大に起らざりしは、一に明人の幸福に歸すべきが、又佗方より觀察すれは、明朝廷の、女眞を統御する政策の、要領を得しものなきにあらずといふべからす。清朝の祖先は、女眞衰微の餘に崛起せり。當時明の遼東は、文祿役の後を承けしとはいひ、邊疆の守備は、正德時代に比して、弛廢の度甚しからざりき。所謂宿將謀臣とても尚其跡を絶たざりしに、能く一蹴して遼河以東を破り、三十年を出すして、燕京の疆圉を破りしは、彼等が勇智の

程こそ寧ろ歎賞すべけれ。これらは、又た單純なる解釋の加へらるべきに非すして、殊りし方面より、殊りし勢力の影響したるもこれあるべけれど、如何にしてか、能く漢種數百年の防備を破り得たるやは、これ亦た清朝史が、新に吾人に教ふる所ならざるべからず。

滿洲部族の能力　明代の女眞人には、彼等の祖先に金國ありて、支那の多半を統御せしてふ自負心の存在せしことは、爭はれさる思想なりしが、清朝の起るに及びて、此自負心は單に空想に止まらず、一個の偉大なる事實として、彼等の前に現出しけり。想ふに太祖の微時に當りては、彼等の部族を統一して、大なる女眞の管束者たらんをこそ望みたれ、彼れ自らは、明の國家を併呑するの、寧ろ妄想に類するを覺りしなるべし。況んや、多數無智なる長白山東西の部族に於いてをや。さりなら、勢は怖るべきものなりけり。可汗の位にて滿足しゝ太祖の兒孫には、早くも既に帝號の加へられしのみか、曾孫の時代に至りては、南、雲貴を略し、兩廣を平げ、漠北の蒙古を藩籬となし、阿爾泰山を限りて、邊圉を固むるに至りしは、豈に稀有の事實ならざるか、斯ゝる廣漠なる大版圖は、從來蒙古の初期に視るを得たりしの外、漢種の何朝にても比肩するを得ず。漢種の解釋に從へば、長城以南とその以北とを以て截然たる區別あるものとなし、自ら限りて中國と稱しゝに、清朝は此等の解釋を陋となし、黄河の源を究め、崑崙の墟をも探り、所謂華夷の別を徹して、大同の宇に遊はしめんことを企圖したり。吾人は、長白山下の一部族が、斯ゝる使命を帶びて前來せりとは信せざれども、事實は斯ゝる名譽をとりて、彼等部族の額上に加へしを

如何せんや。ともあれ、滿洲の部族は、金朝以來の自負心を滿足しゝのみか、一面より觀れば、亞細亞の主人公となり、漢種の保護者ともなりしは、何人も否定するを得ざるが、吾人の考ふるところにては、是れ果た偶然の出來事に非すして、自ら滿洲人の本能の適度に發現しゝものと解すべし。これに就きて、滿洲の地理上の位地は、又た除外さるべきにあらず。然れども、滿洲が永久に斯ゝる地理上の位地を保ちつゝあるや否や、天は獨り愛新覺羅（アイシンギヨロ）氏のみに眷せしにや、こは將來に亙れる史上の宿題なり。

種族の概念の調節　外種族の支那に入りて、漢種を統治せしものは、所謂大一統の世こそ少けれ、西紀貳世紀の末期よりして、方隅に割據せるもの、史に踵を絕たず。吾人はそれらを大別して兩樣とす。その一は、趙宋以前にて、托跋魏のことき鮮卑種族の裔をいふ。その二は、趙宋以後にて、元及清兩朝の中國に臨みたるを、その最も大なるものとなす。此區別は、統治範圍の廣狹と、其包容せる種族の多少に因れるに非すして、主に被治者たる漢種の內心を標準となしゝものなるが、約言すれば、彼等漢種の內心に、熾烈なる種族概念の存在せりと否とは、統治の狀態に著しき影響を及ほしゝものと謂ふを得べし。趙宋の時代は、此の思想の界限となすを得るものなるが、趙氏の後を承けたる元朝の子孫が、十分に這般の消息を解知せずして、徒らに國人を尊用せしこそ、衰亡の禍を促進したるなれ。蓋し漢種は、始めの程こそ、征服者の前に屈從しつゝ、國家の武備の弛廢するに從ひて、漸く其頭を擡くるのみならず、數千年に亙れる彼等の自尊心は一種の文化となりて征服者を同化せすんは已まず。征服者が此間の調節を努むる

と否とは、また支那統治の一大要件なりとせざるを得さるが、吾人の知る所にては、清朝の久しきに亙りて、苦惱したるも、等しく此の問題に外ならさりき。清の君主は、此問題に思慮を重ねたりしたけ、又比較的多くの効果を收め得たりしと認むるを得へきが、その末期に當りて、在朝の要路の、親貴を以て充たされしは、甚しく建國の宗旨に背反したるものなりといはざるべからず。衰亡は、種々なる原因の加はれるものにて、必しも一途を以て測知し難きも、所謂滿漢の調節に缺くる所ありしは、歟々するを須ゐさるべし。

思想の變遷と種族の自覺　清代に入りて、特に吾人の注意すべきことは、對外觀念の變遷を來したる、卽ち是なり。康熙朝には尼布楚（ネルチンスク）條約の露國に對して訂結され、次いで雍正朝に恰克圖（キアフタ）の訂約行はる。かくして、兩國の使臣は、或は漠北に、或は黑龍江の上源地に於て會合されたるが、當時支那の皇帝の歐洲諸國を待つに、所謂夷狄を以てしたることの爭はれされば、自個と同樣の國家の、天壤の間に存在せしを覺らざりしや推すべし。乾隆朝には、英國の使臣マカートニー macartney の重命を帶びて來れるありしが、支那は彼れを待つに、屬國の禮を以てしき。英の使臣抗禮して下らず。然れども、彼れが齎らし還れる國書といふを檢すれば、同しく屬國蠻夷に對するの勅諭に、體例を擇びしことの疑はれざる以上、支那の人心は、尙ほ舊時の思想を保持して怪まざりしや、明かなり。嘉慶朝に於て尙ほ然りしと覺ゆるが、西紀一千八百四十二年八月の江寧條約は、眞に空前の大事件に係り、清朝が過去數世紀に亙りて保持せる體面

を毀損せしのみならず、漸くにして、宇内に對等の國家あるを意識しぬ。これ獨り清朝の迷夢を攪破せるに止まらずして、所謂中國千有餘年の思想を驚破したる、一大警鐘といふを得べし。總理各國事務衙門の設けられしは、實に此時に剏る。吾人は這般の事實に對して、寧ろ奇異の觀念を抱かざるを得ず。何となれば、彼れ清朝の祖先たる、その始め夷種にあらずして何ぞ。中國は、實に彼等を呼ぶに東夷を以てしたるにあらざるか。彼等の始め北京に入り、支那に君臨せしに當りて、最も統治の艱難を覺へたるは、實に漢種の彼等を待つに異種族呼はりをなすことに外ならざりき。こゝを以て、彼等の祖宗にては、深く慮を這邊に致し、漢種が崇拜する舜は、東夷の人、文王は西夷の人たれば、至竟は德にありて種にあらずと倡說し、或は卽ち漢種の崇拜せる山東の泰山は、長白山の枝脈に外ならずといひ、中外一家、滿漢合同の思想を皷吹しぬ。然りしに、漢種の風俗習慣の强力なるは、意想の外にありて、干戈に於てこそ、彼等は滿人の前に低頭したれ。平和の久しきに持續され、人々文物を嗜愛するに至りては、滿人の思想は、自ら彼等の前に屈服せざるを得ざりき。佛國の詩人ヴォルテールにまで、愉快なる支那の國王よ、予の贊辭を受けよ、汝の玉坐は、二個の小山の上に据ゑられきと謳歌せしめたる乾隆帝の時代は、其形に於てこそ清朝の極盛を示したれ、其思想は早くも、漢種に捉はれたり。中外一家の思想といふも、本來我は主、彼は客たりしに、今や滿洲の天子は、中國の皇帝となりて、外來の客を門庭に呵責するなりき。變態も又甚しからずや。嚴格なる意義より解すれば、清朝の衰亡は、宣統の朝廷を俟ちて決すべきにあらざるべし。江寧和

約以後、支那は必らずしも急激に自覺せりといふを得ず。外人の態度、又必しも良好ならず。種々の壓迫は、此大國に向つて加へられ、漢種の思想は、爲めに一種の反感を惹き起しゝが、生存競爭、弱肉强食といふの語の先覺者により提倡せらるゝにつれ、至竟は國家を改造せざるべからずといふに歸着しぬ。こゝに於いてか、革命の思想は朝野に皷吹されたり。而も此事業が、復漢排滿の名の下に、多くの同情を得しこそ面白けれ。清朝史は、實に此間に向つて適當の解釋を與へさるべからず。

以上吾人は、清朝史について學ふべきことの要點と覺ほしき五六を指摘せり。唯だ此の研究は餘りに複雜にして、史料の哀輯、又未だこれに副へりといふを得ず。その詳は、別に稿を改めて問ふところあるべし。

第二節　明代の滿洲及び其防備

明初の滿洲經略　遼河の流域こそ屈折の多けれ。西は、內蒙古の克什克騰部に發源しつゝ、東北向して、杜默特旗の北境を流れ、尙ほ東北に進まむとするに似たりしに、俄に折れて南に下り、開原の北境よりして、西に馳せ、更に遼東の海に流入せり。明國の起りし時、山東より海を渡りて、遼東の一角に地歩を占め、遼河の沃土を奪ひしは、洪武四年の春とぞ聞へし。北京の東北より喜峰口といへるを出で、更に北進すれば、遼河の上源をも略しつべし。前元の故府なる大寧は、今の察罕城に治しけるが、明國は常勝の勢もて、此等の地方をも攻略せり。遼河流域の首と尾とは、これにて漢種の掌握に歸せしが、そが中腹と覺えたる地方、卽ち今の朝陽府の東北は、尙ほ經營の外に逸脫し去れり。當時國力の實情は、やがてこれにて想像し得べきにや。前にも言ひ及びしごとく、明の北征軍は、疾風の勢もて、燕京を取りたれば、洪武四年には、元の平章劉益が降を納れて、遼東衞を今の得利寺附近に置き、八年には、遼東都司を今の遼陽に定めり。同しき二十年の夏、前元

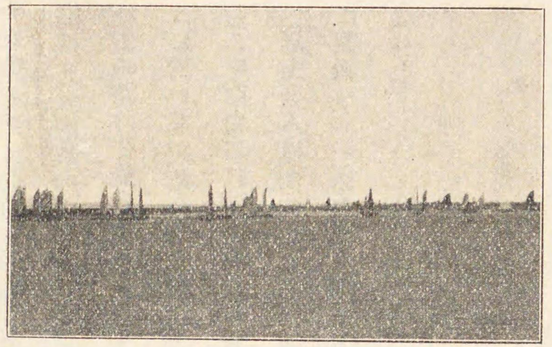

遼河の水運

の將軍納哈出が降を金山に納れしまでには、所在反側の徒なきに非りしも、開原以南一帶の地方は、既に帖然として、漢種の約束に就きしかば明國はこゝに滿洲を統治するの基礎を置きたり。太祖の經略の何樣たりしやは、略ほ推知し得べし。彼は先づ燕王（後の永樂帝）を北京に封して北方を統治せしめたるの外、韓王といへるを開原に封し、次に寧王といへるを、今の喀喇泌の新城に封し、遼河の首尾を把握せしめしに似たるが、更に東西遼河の交通點たる廣寧に遼王を封建せり。さて然らば、此種の設備は何等の必要よりして起れるやといふに、こは一として遼河流域の開拓と保護とにあらざるは無く、韃靼及び女眞の來襲を堵くにありしや明けし。尤も寧王府の兵力のみは、獨り遼東に對する連絡を計りしにはあらずして、西、宣府及大同の守備に相應援せしめたることゝ察知せらる。太祖は、斯く邊防を區處したるもゝに、當時北方の勁敵たる朶顏三衞といへる蒙古の集團をは、遠くシラムレンの河北に卻け、それに游牧せしことを命じたり。用意の周緻なる、これに過くる程のこと無るべし。太祖は斯くして、東北邊疆の安固は、一と先づ保證し得たりと信じたるものゝ如し。吾人の知る所にては、後世遼東の經略を論するものゝ、徒らに遼河東西の地をのみ爭ひて、邊陲の安固を繫き得べしとなせしに比すれば、其見や遙

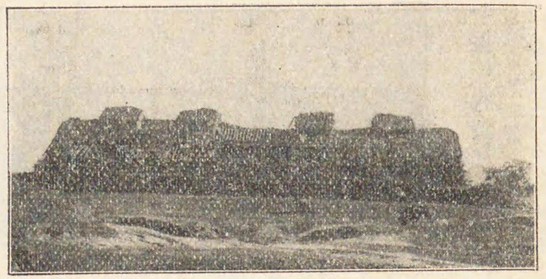

明代廣寧の倉庫

に卓異を以て稱せさるを得ず。

永樂帝の雄圖　永樂元年、明の太宗が、行人の邢樞と呼べるを、黑龍江の流域に遣り、江の南北の地方を撫視せしめたるの外、今の樺太の住人をも招致せんとしたるは、驚異すべき事實なり。黑龍江口一帶の地方は、當時奴兒干（ヌルカン）といひ、元にては征東元帥府、或は三萬戸府といへるを設けたり。征東とは、世祖忽必烈（クブライ）の時に、我か樺太地方を征服せむとしける一軍の、此地方を根據として戰艦を出しゝに因れるべし。元代の史書には、當時元兵が先づ樺太の北部を占めんとして、島上の土人に苦められ、そが目的を果たすを得ざりしを記せり。ともあれ、永樂帝には、早くより此地方の懷柔すべきを知り居れりと覺ゆ。帝は左右の安固なるをまたで、早くも使者を遣しけり。帝は曾て侍臣に對して、かくいへり、朕は、豈に黑龍江南北の地を併すを希ふものならんや。蓋し此等の地方に散住せる人民は、昔よりして邊徼を攪したり。さるに、宋朝に至りて、徒らに金幣を賂ひしかば、卒に大患を爲しぬ。今、彼等部族の來歸を機として、そが欲する所に從ひ、大小の官職を授け、賜賚をも量り給せんとす。こは小費を捐して、重患を彌むるものぞと。此宣言は、後に發せられたるものなるが、正しく帝が內心の多半を告白せりと覺ゆ。帝の黑龍江招撫は、必ずしも兵力の伴はざ

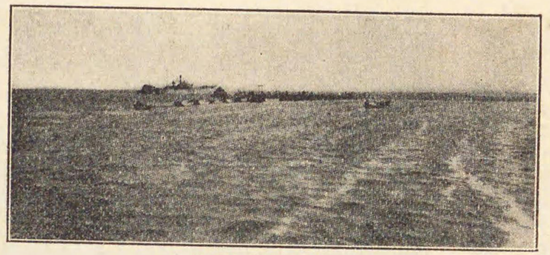

黑龍江口所見

りしに非ずして、遼東より奴兒干（ヌルカン）の滿涇（マンゴー）站に至るまては、四十餘箇の驛站を創設しぬ。固よりこは前代の站赤（チャムチ）によれるべし。今の吉林省城の地は、戰艦を造らんとて、巨大なる船廠をも經始せり。兵力の幾何を費せしやは、確知せされども、洪熙元年十一月の記錄に、歸來せる官兵の一千五百餘名を算へあれば、帝の時代の用兵の多大なりしは、想像し得べく、此等の兵は、黑龍江の野人等が、かつて目擊したることも、無き、武器の數々をも携へ往きたるべし。帝は、一面に軍容を耀かしめたるとゝもに、他方には彼等を招撫しぬ。此政策は、久しきに亙りて、繼續されしと覺えしが、幸にも、蒙古兵の甚しき故障に逢着せずして、永樂七年といふに、先づ奴兒干（ヌルカン）都司を黑龍江口に設くるに至りき。こは帝か韃靼の名酋阿魯台（アルタイ）を、今の捕魚泊（ブイルノール）の北に追逐しける春の前一歲に當れり。

永樂帝の對女眞策　永樂帝の黑龍江招撫軍は、尙ほ支出して、長白山東北の地にも及ひたるは、推知し難からず。就中朝鮮の北部なる咸鏡道の地は、久しく元朝の領土たりしより、洪武二十一年に、咸興一帶の沃土を劃して、その地方を鐵嶺衞の管掌に歸せしめんとせしことありき。鐵嶺の名は、朝鮮の鐵嶺關より得たるべし。尤もこは遼東都司が、東寧衞といふを設け、鴨綠江の谿谷より朝鮮の江界に入り、七十餘站を置きて、通路を開きたる結果なりしと解せらる。明の實錄によれば、洪武二十一年には、鐵嶺關に站を設けし勢に乘じ、早くも北、豆滿江の河谷に抵りしなり。唯たその地たる、遼陽を距ること遙遠にして、粮餉の繼き難かりし爲に、軍を退けしめきといふ。明廷に豆滿江を知るの機會を得しは、この時を

以て始めとすべきが、やがて太宗の永樂十年に、建州左衛は、今の會寧府の河谷に設けられぬ。此時明人の行程は、開原より松花江の上源地を繞り、今の東間島の地方に出てしと覺ゆるが、これにて、明人の足跡は、滿洲の山川に遍ねかりしといふを得べし。清朝の學者には、多くかゝるを否認し、明初の疆圉は、東開原、鐵嶺、遼、瀋、海、蓋に盡きぬ。其東北の境は、全く我が朝に屬せり。國初の烏拉、哈達、葉赫、輝發の諸國、

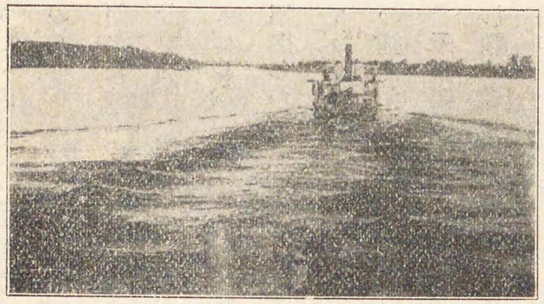

吉林附近の松花江

並に長白山の納殷、東海の窩集等の部は、明人曾て其境を渉らず。永樂二年、唐の羈縻州の制に倣ひ、尼嚕罕都司を設け、後又た衛所の空名を設けしも、其疆域の遠近は、原とより知るに及ばず、稱する所の山川城站として、亦た傳聞疑似の間に在りとすれど、そは、明朝の中葉以後、國勢陵夷の時を指稱したるものにて、明初卽ち洪武、永樂、宣德、三朝の斯くりしとは信ずべからず。明廷にては、來歸したる滿洲人の口供及び出使行人等の報告に基つき、それそれ官職を授けしが、その形式は、衛、所、站、地面の各階級を分かち、それに對して、各々指揮、千百戶、鎭撫等の璽書を下附したり。明人の記事に、衛の數を擧げて一百八十四とせるは、必しも當初の實數にあらざるべけれど、後ち更に增加して三百八十餘に上りしは記錄の示すところの如し。これに就き、特に吾人の注意を拂はさるべ

からざる要件あり。そは、明が最初に指定したる衛所の名稱たる、何れも、一定の土地に伴ひしものにて、若し彼等部族が、一地より他地に移住せんには、自ら明廷の指揮を仰きしが、明の威力の衰へたるにつれ、土地の移動は、殆んど朝廷の關與せざることゝなりゆき、官府に於ては、專ら璽書勅道をのみ認むるに至りたり。而して此勅道こそ、滿洲部族が、明廷より格段の禮遇を受け、又た貿易上相當の權利をも保有するの左券なれば、彼等相互の間に於て、爭奪の目的とはなりしなれ。女眞の部族の紛糾は、明人の利とする所なれば、朝廷にては、惜けもなく、多數の勅道を各地に頒ちしなり。近く類を求むれば、清の康熙帝が、喀爾喀を懷柔しけるとき、一個の土謝圖汗をば、七旗の多きに分かちたるがごとし。

遼東の防備　遼東の防備は、明初よりして一定せるものに非ず。蓋し洪武の時に於いては、大體の布置を以て足れりとなしゝが、其敵とする所も、亦時代によりて一樣ならず。吾人の知る所にては、永樂宣德の兩朝とて、國家の防備は、專ら韃靼に對して講ぜられき。太宗の朔漠を度りて、敵酋阿魯台等を斡難河に追逐しけるは、用兵の必しも軍政と一致せず、退師の後、容易に敵衆をして勢力を回復せしめしを憾みとすれども、久しく漢兒の軟弱を嘲りたる韃靼の人心は、爲めに膽を落せしことの疑はれず。當時彼等と行動を共にせしを兀良哈の三衛とす。一に朶顏、福餘、泰寧の三衛といふ。蒙古の別種なり。永樂二十年、太宗は、蒙古征伐の歸途を以て、大に其衆を屈烈河に破りしことあり。三衛の徒は、爲めに一時降を納れしが、靖難の初に當り、太宗は彼等の兵力を利用しゝこともあれば、爾後嘯强にして容易に約束に

就かず。且其地たる、今の科爾泌（コルチン）部の境土に據りしこととて、稍もすれば、滿洲部族と欵を通すること稀ならず。かゝりしより、明の遼東の防備の、先つ兀良哈（オランカイ）に對して設計せられしは、已むを得さるが、明人は曾つて前人が京師の北方に長城を築きたるに彷ひ、遼河の水險を利して、その內岸に一條の木柵を排列し、次いで、土壁を築設しき。これ實に遼東防備の第一歩にして、英宗の正統七年に擬まれりと覺ゆ。水險は、果して頼みとするに足るべきか。ともあれ、明の遼東は、西は山海關に始まり、東は開原の北に抵りて、巨大なる工程を起しゝが、當時國祚の危かりしことゝて、遼河套と呼べる今の新民府一帶の地をば、敵手に委ねしこそ、是非らなき次第なりき。東方卽ち開原より、撫順に抵り、轉じて安東縣の地方に抵る一帶は如何にといふに、西邊の防備に比し更に後くるゝこと二十餘年なりしかど、成化の始に至りて、これ亦長柵を築設しけり。這般邊牆の設定は、遼東防備の主體なれば、吾人は別に愼密なる攻察を經さるべからず。

西邊の展退　西邊とは、遼河流域を包括したる地方の邊牆をいふ。此邊牆の一種不自然なる形をなせる由は、前に言ひ及びたり。吾人は之を名けて凹字形の邊牆といふ。その原因を約說すれば、明の遼東都司は、兀良哈等三衞の南下に耐へず、纔かに、遼河の水險を利し、之れによりて彼等を防止せむとしたるに由る。此防禦計畫より生じたる弊害は、遼河套一帶の沃地を放棄せざるを得ざりしことこれなり。遼河套とは、今の新民府の全疆域にして、其の面積を核算すれば、東西二百七十淸里、南北四百淸里にも亙るべし。明の朝廷に於ては、夙に之を、感知せしかば、歷年其弊を矯革せむものと企てしが、遂に實行する能はざりき。今、其次第を繹ぬるに、成化十二年兵部待郎馬文升は、海州乃ち今の海城より牛莊驛を經て、遼西に通ずる三岔河の地點に、浮橋を設け

んことを請へり。皇明從信錄にその疏の略を傳へて謂らく

遼東の地方は、三面敵を受くるを以て、兵を三路に分ちて防備せり。三路とは、中路を廣寧となし、東路を開原及遼陽となし、西路を、前屯及び寧遠、錦州、義州となす。予の見るところにては、遼東の西、一百六十里、廣寧の東二百里に一道の遼河ありて、遼東遼西を分てり。結氷の時に至たれば、人馬の往來も自由なれど、一旦開氷の時にいたれば、此流域は、敵に占據せられ、我に於て渡船ありとて、猝かに濟ること能はず、東西彼此、勢孤にして、事を誤ること少からず。正統十四年、敵の廣寧を犯しゝときに、我れよりは、先つ此渡河點を據守せしめたることあれば、既に特効あり。予は今、大船十數艘を造りて、河上に橫列し、その船は、各々鐵索にて相聯ね、その上に木板を加へて以て浮橋となし、西岸には大木を竪てゝ柱となして、其船の纜を總繫せしむ。かくして其地に兵を發遣して護守せば、東西の聲勢相連りて事を誤るに至らず。

と、此政見は、兵略上より起りたるものなるが、邊牆の中央凹處を橫斷する遼河の、每々敵の利する處となりしこと疑はれざれば、文升の此意見は、幾分この弱點を急救するところなくんばあらず。朝廷は、異存なく、馬文升の建議に基きて施設せりといふ。かゝれば、明の政治家は、早く既に、西邊の形式の不完全なるを認めたりと謂つべし。

鄧玉及び李善の對邊意見　顧祖禹は、更に讀史方輿紀要に於いて將軍鄧玉の意見なりといふを紹介せり、曰く、

邊牆西は、山海關より起りて、東、開元に抵る。その延袤は二千餘里あり。然れども東西濶絕せるために、議者は、兵事上、双互の應援を艱難なりとす。成化二十年、邊將鄧玉の言に、永樂の時、邊牆を遼河の內部に築きしも、廣寧より、東、開元に抵るその延長七百餘里なり、若し開元の西方より三岔河を經ずして、徑ちに、廣寧に抵らば、四百餘里に過ぎず。七百里の邊塹堡寨を以て四百里の邊を移守せしめば、外敵の入寇に逢ふも、應援は、甚だ容易なり。

馬文升の政見は、僅に東西連絡の靈活を計りしに過ぎざりしが、鄧玉の說は、更らに進みて邊牆の弊所を根底より改革せむと試みたるものなり。乃ち、今の西邊をとりて、一併に前展せしめ、遼河套を占據して、吾內地となさんと企てしに外ならず。此說の、

當時にありて、識者を首肯せしめしは、いふをまたず、恐らくば、一般世人を警惕するところありしならむ。鄧王がかゝる意見を公にしゝより、約九年の後、弘治六年西紀一四九三二月に至り、巡撫山東監察御史李善は、遼東邊事に關する、意見書を提出せり。此政見は、明代を通じて、遼東の事情を談するものゝ、必ず援けて論證となしゝもの、尤も能く、此時代の政治家の對邊意見を窺知すべし。大意にいふ、

臣、遼陽及び開原に至りて、故老を詢及するに、彼等は皆いふ、宣德の年間、遼東に邊牆なかりし時、唯だ瞭望を嚴にし、烽堡を遠きに置きたれば、海運は、直に遼陽鐵嶺を通じ、以て開原に達しき。開原城の西に、孝米灣といへるあり。又た舊行の陸路は、廣寧より直に開原に至るに三百餘里にすぎず。前年、邊外の荒地を燒きたるとき、東西の兵馬、基盤山の地方に會合しそれより東北して開原に近き、平頂山に至りたり。その中間に、顯州の廢城あり。肥饒の地、萬頃に下らず。案ずるに、畢恭の邊牆を立てし後、此等の土地を境外に置きたり。爾來三衛の夷人、肆意に南侵し、漸くにして遼河套等の處に入り、牧畜に托して潛行し、隙を伺ひて入寇したれば、邊牆の害を爲すこと、昔時よりも甚し。且つ現在の邊牆に沿ひたる地方は、多く平漫にて、土脈は鹹鹵す、遞年春秋に、人夫四五萬名を徵收して、費すところの糧餉萬石に上ほれども、邊防に益なきのみか、徒らに人力を勞するにすぎず。最初の計畫の恃むところは、遼河を險となせばなり。然るに夏旱には、水淺く、敵の騎兵は、渡るを得べし。冬寒には氷凍りて、垣途を履むが如し。人畜を抄掠し、敢て耕作せしめず、遂に田野荒蕪し、邊儲虛耗するに至りにき。又た、地方の糧儲の不足なるよりして、北京よりの轉運を仰くに、

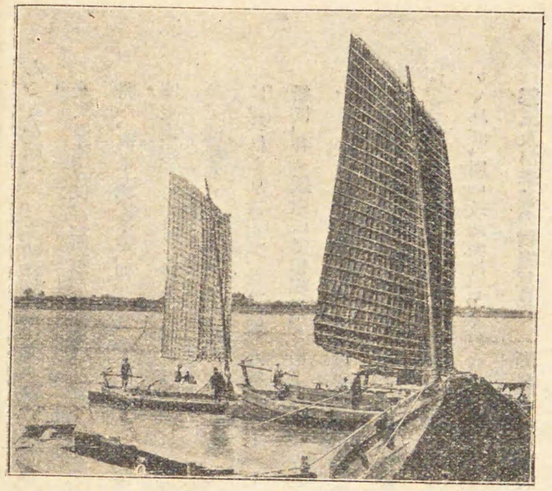

鐵嶺附近の遼河

現今の道路は、遼河に隔阻せらる。加之。盤山より牛庄に低るの地は、低窪なれば、雨量の較〻多かれば、水遼泛溢して、旅行者は、阻隔せらる。萬一開原に警ありとも、錦州、義州及び廣寧の兵、何を以て應援せむや。且つ遼東は、一方に孤懸して女眞、蒙古及漢人は雜居せり。遼河の守、失はるれば、遼陽支えず。遼陽支えされば、幾輔の地、豈能く宴然たらむや。臣の慮こゝに及びて、之れが爲に寒心せざる能はず。計るに、今、舊路を開復せば、墩、空、城、堡及び瞭守の官軍、往來の道里は三分の二を減すべく。其山澤の利、舟楫の便、及び肥饒の田は、勝けて言ふべからざらむ。又形勢の大略をいはゞ、錦州、義州を西路となし、廣寧を中路となし、遼陽を東路となし、開原を北路とす、遠近を酌量し、聲勢を聯絡し、隨機應變、彼此相援くれば、常山の蛇の、首尾相應することゝ、邊疆は盤石の安に擬すべし。

と、李善は廣寧よりして、直に開原の西北に至るの舊路を開復して、邊牆を西方に展出せむとなしゝものなれば、もしこの政見にして實行されしならむには、今中路とし、遼陽を東路となし、開原を北路とす、遠近を酌量し、聲勢を聯絡し、隨機應變、彼此相援くれば、常山の蛇の、首尾相應することゝ、邊疆は盤石の安に擬すべし。

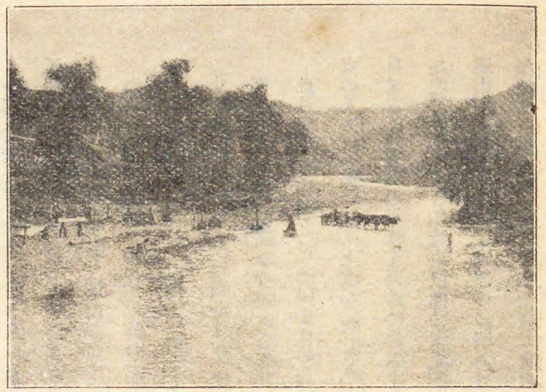

連山關の廢址

の新民府の疆域、法庫廳の一部は、收めて遼東の內地に入りし者と知られたり。惜いしかな。此建築は、兵方の寡單なるよりして、遂に所謂卓上の空論たるに止り、豐沃なる遼河の右岸一帶は、遂に開拓するに至らざりき。遼河水道の、敵前に暴露せしはやがて、交通機關の喪失を意味す。豈唯に然るのみならんや、商事、農稼、共に著しき影響を受け、兵事上の根本的遺算は、此の退守政策を繞りて、簇出しぬ。約するに、明の遼東は、西方の備邊に疲かれ、東邊の外敵は、之れに乘じて起ち、遂に其の全疆域を敵手に委ねたり。

明初の東邊　東方の邊牆は、西邊に比して、著しき展退あり。就中、清河城の南、鴨綠江口の以北にありて其の著しかりしを悟るべし。吾人は、先づ、明初遼東の東界を比定せざるを得ず。

洪武及び永樂の盛時に於て、明國の隆勢は、遠く東北、豆滿口地方にも及びしかど、その確實に明朝の領土に歸し、支那の本部と殆と、同一の政治機關を施しゝは、遼東都司の管掌せる疆域に止まりぬ。その西邊の遼河によりて限られしは、前に叙説したるが如し。東邊は、いかにといふに、東北は、撫順關、清河城の一帶に盡き、東南は、連山關を限となす。連山關以南の土地には、尚多少の村落もありしことなるべけれど、それ等は、寧ろ、朝鮮來使の朝貢に充てたる驛站の設備にすぎず。但た、遼陽に於ける東寧衞は、連山關及清河城以外の地を掌りて、人參を採集するを例とせり。然れども、これ果た明廷の行政區域となしたるにもあらずして、事實は、寧ろ女直の此地方にありて、主に耕作に從ひ居れる形迹を認むべし。吾人は、かゝる狀態の正統及景泰（西紀一四三一—一四六四）に亙りて、持續せられしを想像す。景泰元年（西紀一四五〇）明の倪謙の、遼東を出て、東、朝鮮に使したるの日記あり、名けて朝鮮記事といふ。此日記の示すところによれば、大意下の如し。

景泰元年正月十日。遼東を發す。時に、遼陽の都司は、東寧衞の指揮一名、百戸四名に軍馬二百匹を率ゐしめて護送す。鎭守御史李純、巡按御史劉孜、左都督、守遼都司等、何れも城を出てゝ宴餞しぬ。由來、遼東より鴨綠江に至るには、八站あり。今は廢す。護送の官員は、帳房を齎らして隨行せり。高麗衝、頭館站、車嶺を經て、浪子山に至りて人家に宿す。十一日。浪子山より發程し、背陰山・盤道嶺をすぎ、辛寨に至りて宿す。十二日。辛寨より發程。高麗より東山關の口に至りて宿す。東關は、華夷の界限に係れり。（下略）

此日記の東山關とは、遼陽よりの行程を案じて、今の連山關に相當するものなるを知る。東山とは、土稱にもや。今日にても、遼東の人には、鴨綠江の上流を指して、東山といふ。倪謙は、この地に至りて。華夷即ち中外の界限に係るといへり。彼の日記を目するに、文人の弄筆といふは當らず。明代に於て、此邊關をば、邊界となしたる、呼爲鄕が遼陽副總兵題名記にも、我成祖の都を北に立てゝより、遼東は遂に、東北の巨鎭となりぬ。景泰年間、外寇頻りに至り、遼陽は河によりて邊牆を設けぬ。舊邊は、東、連山關に止る、今は靉陽等の諸城ありて千里の險を扼守せりとあり、こは明かに明初に於いて連山關を限りて邊となしたることを證す。東山關の地たる、大摩天嶺の起伏する險隘に係り、鴨綠江と遼河との大分水嶺を劃する地方なれば、之を以て境界となせ

しこと、さもありぬべし。概言するに、明の遼東を得てしより、約そ八十年間は、東南僅に八十清里の地に盡き、東北は二百五十清里の清河城に抵りて止まりしものにすぎず。然り而して、當時何等邊牆の設けとては視るを得ずして、通路の要地に、それ〳〵關門を置きしに止まるべし。連山關の如き、全く獨立して築設せられしものと解すべきなり。

拓地の要求　成化三年以降、始めて邊牆を築設せし事由は、前に敍説しぬ。此役の動機たる、女眞の侵略に耐へずして、出師したるものなるべけれど、又幾分遼東都司の、該方面を開拓せむと企てたる動機に伴はずといふべからず。該戰役は、明の勝利に歸したれば、遼陽の東、三百六十清里の地に在る鳳凰山迄で、確實に領有することを得たり。乃ち明の遼東都司の東邊は、從前に比して、殆と、二倍の疆域を收め居たるものと察知せらる。然れども、茲に、注意すべきは、新邊と舊邊との中間、乃ち連山關より鳳凰山に至るの地味は、極めて磽确、極めて薄瘠、何等耕作の餘力を存するものに非ず。吾人は、此戰役の結果として、明の政治家が此一帶の地形を收めて、女眞に對する、第一防禦線を劃したるを妥當とす。然れども、兵要上の防禦地としての價値の十分なりしだけ、當時兵政の一として採用せられたりし、屯田軍の便に遠かるの病なくんばあらず。蓋し遼東に於いて屯田の兵政を採りしは、永樂帝の以後に係るが如く、此制度の精神は、一面兵を農に寓せむとする、支那古代の政策に基き、一面糧餉を充實せしめ、以て國家の負担を輕減せむとの思慮に出づ。かゝれば、豐沃の土地に於て、兵丁を招集するは、事、容易なれど、薄瘠の谷地に、兵丁を移さんは、種々の障害に逢着するを免れず。成化三年西紀一四六七十二月、李秉が上奏したる政見の一條に、蓋州、復州、及び、廣寧、右屯衞の中より鳳凰山の關隘を戍るべき兵卒を摘發せしも、人情は土に安んじて遷ることを重じ、多く樂從せず、とあり。天啓元年西紀一六二一遼東經略熊廷弼の、友人に與へたる書は、最もよく此地方の事情を悉くしあり。いふ。

遼東の山脈たる、東北は長白山より發し、西南、旅順海口に至りて止まれり、而して、此山脈の一路は、枝脈を分出して峪地を形成す、毎峪に一河あり。水は淙々として流れし石は、齒々として出で、屯田すべからず。居民は山に依りて住み、山を空りて耕種す。今年は此一塊を空り、地力盡くれば、又別塊を耕す。顧ふに安そ空地を得んや、

と、此説明によりて、李秉が疏の眞情を悟了するを得べし。果して然らば、此方面に於て、多少の經略を施さんとする、まさに、如

何か救濟の方法を採らざるを得ず、これ蓋し遼東都司の久しきに亙りたる宿題なりしことゝ想像す。鴨綠江西岸なる沃土の開拓は斯くして要求せらる。

寬甸平野の開拓　鴨綠江の下流、今の安東縣附近の、漢人によりて耕されしは、蓋、嘉靖三年西紀一五二四前後に始るべし。案するに成化三年以降に築造せられたる邊牆の南端は、鳳凰山附近にて止まりたり。而して、今の九連城に江沿臺堡を置きしことは、嘉靖二十五年西紀一五四六に始まり、これより以前は、湯站堡を以て限となす、此の堡の建造は、年時明かならず、然れども、成化十六年西紀一四八〇の前後を越えざるは知るを得べし。鴨綠江下流の沃土の、多數明人に知れ渡りしは、大凡そこの時代に報まり、湯站堡の設置は、蓋しこれを導きたるものと判知し得べし、熊廷弼が遼東邊の地界を勘査したる疏の一節に、此事を記して曰く、嘉靖十六年以前に鴨綠江の西、湯站堡の東北、九連城の南北、順江一帶には、遼東人と朝鮮人と、雜住交通したりしが、後、朝鮮國御史の請求によりて、軍民は、こゝに在りて住種するを禁し、朝鮮の民にも江を越ゆるを許さゞりき。かゝりしかど、後皆な我國人の住種に歸したり。鎭江城の九連城址に建設せられしは、この結果に外ならずと、吾人は、此等の事實に基きて、明の遼東都司の鴨綠江沿岸を開拓せんとするの意志の、久しきより企畫せられしこと推測すべし。萬歷元年西紀一五七三參將李成梁は、巡撫張學顏と圖りて、此の計畫を遂行せり、之を寬甸六堡の徙築となす。

六堡の徙築　寬甸とは、今の佟家江の南、鳳凰城の東にて、鴨綠江に接したる地方を稱す。張學顏の遼東善後處分によりて察すれば、嘉靖二十五年西紀一五五六に築設せられたる險山堡の所轄疆域が、曠莫に過ぎ、建州女直の寬甸地方を根據地として、邊牆を犯すを懼れる能はず、その事は嘉靖四十四年西紀一五六五より以降、歷年の被害にて徵すべし。かゝれば、寧ろ邊牆を前展し、敵の根據地を占領して、屯田を行ふにしかじと決したるにて、當時精鋭の家丁を養へる李成梁と力を併はせ、敵を寬甸以外の地に驅除し以て、六堡を建造したり。六堡とは、寬甸、長甸、永甸、大甸、新甸、及び張其沿剌(チヤンギハラ)甸をいふ。而して建造の順序は、從來沿邊の六堡をは上の六甸に徙築したるものとす。例へは險山堡を寬甸に、孤山堡を張其沿剌甸に徙つしたるがごとし。（皇明從信錄卷三四）に此事を記して、李成梁の邊界を展へて、寬甸等の堡を築設したるや、其他、北は王杲(ワンカウ)の部落に、東は王兀堂(ワンウタン)の部落に隣れり。鏖陽を

距ること二百里、其の十岔口・寬甸堡を修築せるとき、張學顏往いて視察せしが、王兀堂等の數十人は、何れも跪きて、塞道を修め、內地に射獵せざるべきを誓ひ、鹽、布を貿易せんことを請へり、張學顏よりて米布猪鹽を貿易せんことを上疏して、許可を得たりき。市稅は、女直人の撫賞に充つ。これより開原以南、撫順・浑河・鏖陽・寬甸に市場あり。凡へて明の約束に從へりとあり。吾人は、此等の事實に基きて、蘇廠以南、鴨綠江の江沿臺に至る一帶の邊牆には、著しき移動を與へたりと思考す。李成梁が當時の記錄には、邊牆を築設したることをいはず。然ども東夷考略の附圖及び、籌遼碩畫の附圖を驗するに、寬甸堡城・大奠堡及び長奠堡城等の六堡は、擧げて邊牆の中にあり、而してこれらの邊牆の一部には、頭夷閣と稱する通路あるを見れば、吾人の想像は、錯らずとすべし。かゝりしは、成化三年に第一次の展邊を行へしより、約そ百年にして、關更に第二次の展邊を行ひしものにて、其東邊は、佟家江の右岸に近く達せりと視るを得。但し、六堡の一たる孤山堡の移築のみは、工程を完結したりや、稍々覺束なし。明の記錄によれば、萬曆三十年西紀一六〇二前後に至りて、六堡の戶數は、著しく增加し、總數六萬餘戶に上りたりといふ。明は果して能く此沃土を維持し、强壓を建州女直の部落に加ふるを得たりしも、此等は更に興味ある問題たるべし。

東邊の極限　吾人は、前に述べたる事實に基きて、明の東邊は、佟家江以南、鴨綠江の沿岸に抵るの一帶に抵りたることを證す。佟家江は、明代に、婆猪江の名にて呼ばれ、或は、橫江と稱せられたるが、此流域は、今の、懷仁縣の疆域を包括して、最も豐沃なりしが上に、久しく女眞人に耕種されしを以て、女眞の名ある部族は、何れも此の流域をば、兵力財賦の出づる所となしたり。稍々後の事實なれども、浑の太祖の、明軍を渾河の下流なる薩爾虎山(サルホ)附近に殲滅したりし時、其引率したる兵の主力は、全く此流域に在りし董鄂部の手弟に待ちたるの多かりき。明の壓迫を受けたる彼等佟家江の女眞人は、果して李成梁の約束を受け、六堡の發達をは、袖手旁觀したりしか、吾人は遂にさる事實を認むるを能はず。東夷考略に依れば、萬曆七年西紀一五七九に建州の酋長の王兀堂漸く邊牆に迫り、同八年西紀一五八〇に厦次、鏖陽・永奠等の堡城を犯したり。李成梁は、之を追擊して、邊牆外二百餘里の鴨兒匱(ヤルク)に至りきといふ。鴨兒匱とは、鴉兒滸の音なるべく、もし然らば、佟家江の支流、大、小、鴨兒(ヤル)河の附近にてあるべし。彼我の衝突は、頻年續行せられぬ。此間に李成梁は、遞次兵力を喪失したり。而してこれに反し、建州にては、清の太祖奴兒哈赤(ヌルハチ)、衰弱の餘に振ひ起

ち、頻りに、渾河の上源を略し、南して、佟家江の流域を占據せり。之を萬曆十六年西紀一五八八とす。果せるかな、明廷にては、此等女直の部族と接觸して、鬪爭の頻繁なるに苦しみてか、六堡を創建したる李成梁の建議を納れ、再び六堡を撤廢して、甕陽以西に退還せむことを命令しぬ。此は萬曆三十三年西紀一六〇五にて、寛甸一帶の明人は、强迫的に移徙せられたるものと解せらる。事情或は然るものありしことならむ。要するに、寛甸六堡の退還は、こゝに、又東邊の疆域に、一大變遷を惹き起し、邊牆は、再び成化三年西紀一四六八の舊地位に復したるものゝことし。地方によりては、或は舊邊よりも、退守せしことなきにあらざりき。當時、明の兵科給事中宋一韓は、痛烈なる奏疏を上つりて、李成梁等を彈劾しき。一韓の疏を通覽するに、大旨寛甸一帶の喪失より來るべき禍害の鮮少ならざるを慨言し、再萬曆三十三年以前の位地に進めんことを要望せり。李成梁は、雲頭裏及び鴉鶻等の處に至りて關隘を設けたりしと覺ゆ。鴉鶻關には、舊新二處ありしと見るを得べければ、清河城方面に於ても、一時は幾分の展邊ありしことなるべし。そはともあれ、明廷にては、宋一韓の議の全く等閑に附し難きを知り、熊廷弼をして遼東を巡視せしめぬ、彼れの當時復命したるところによれば、東邊の位置は、宋一韓の痛論せしところと、多少の差異ありしが、大體に於て一韓の駁議を是認すべし。寛甸の沃土は、斯くして、全く建州女眞の射獵に任かせ、後、泰昌、天啓、崇禎（西紀一六二〇—一六四四）の三朝を經、明の代を終るまで全く回復するを得さりき。但た、甕陽の東北なる新孤山堡の一地方は、清の太祖より還附せしことありしといへど、狹隘なる一山谷に過ぎずして、耕作には適せざりしものと知らる。清河城方面にては、依然、女眞人の手中に歸し、回復の見込としてはあらさりき。撫順關北、威遠堡に至たる一帶には、萬曆四十一年西紀一六一三明と建州女直との界址の爭ひありたれど、邊牆は爲めに移動せりと覺えされば、明の代を通して維持せられしことならんか。但し其狀態の太しく傾圮して、用を爲さゞりしは、事實として疑なきものゝことし。（滿洲歷史理卷二—明代遼東の邊牆を見よ）

遼東の地方行政　遼東都司卽ち遼陽政廳の組織が、內地州縣と撰を異にし、專ら軍政を以て地方の區分をなしゝも、又注意に値すべし。明史の地理志によれば、洪武四年七月に、定遼都衞といふを置きて

統治せしが、六年六月には、遼陽府縣を置き、八年十月、都衞を改めて、遼東都指揮使司となし、同時に府縣の制を廢す。衞たる二十五と定めあり。此數は洪武の末年に定められしものなるが、これより以降變ること無し。以上二十五衞の中、遼陽城內にありし東寧衞が專ら女眞の內附せる戶口を以て充たされしは、特に漢種と混するを避けしめんとての政策なりしなるべし。明史には、此衞を記して本と、東寧南京、海洋、草河、女眞の五千戶所より成れりとせり。衞の任務の他衞に比して殊れる所もありしやに察せられ、且つ多數の通事人の此衞より出てしなどは、特に注意すべし。永樂七年、黑龍江方面の遠征軍效を奏しけるに及びては、更に二州を增加せり。その一は、自在州といひ、他は、安樂州といひ、共に開原城內に置かれしが、後には、前者をば遼陽に徙したり。此等二州は、共に新附の女眞戶口を收容せむとせる永樂帝の政策に外ならず。

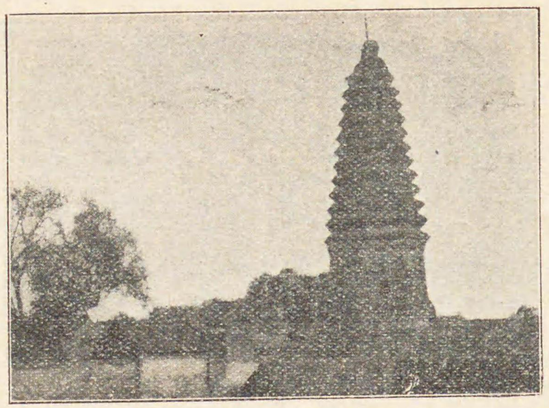

遼陽の白塔

遼東の兵力　吾人は此節を終るに臨みて、遼東に於ける漢種の實勢を一言するの要あり。固よりこは官府の報告に基けるものなれば、絕對に信を置きがたしといふもあれど、試に嘉靖十六年前後に於

ける人口の總數を檢すれば、二十萬五千一百五十五口を算へ、同しき四十四年前後には、三十八萬一千四百九十六口を算へり。此增加は著しき歩合を語るものなるが、或は乃ち明代の極盛を示すものなるべし。新附の女眞戸口の幾何なりしやを檢するに、こは兩時代に大差なくして、安樂、自在二州、何れも一千五六百、共計三千を上下する程を界限とすべし。兵數は常備官兵として、九萬五六千を越えたるが、蕞爾たる遼東の、かゝる大兵を收養し得たりしは、永樂帝の當時よりして、兵餉を農耕に求め、屯田の制度を採りて、中央の度支を緩くしたりし結果に外ならず。案ずるに、屯田の制度たる、始めの程こそ規則立ちて任務に赴きたれ、平時には何等武備の講究するあらざれば、數たる九萬に餘れる兵丁を收養せりとはいへ、實際の緩急に應じ得しやは計り難し。かゝれば、萬歷の初年、名將李成梁の出てゝ、頻りに邊功を樹てしとき、彼は常備の官軍に倚らずして專ら家丁に信賴したりき。家丁とは、我が戰國時代の家人家來のごとく、生殺與奪の權、擧げて主將の手に收められありて、其武を練り、兵を講ずるの精はしきは、屯田軍の企て及ぶところに非ず。李氏の兵出でゝ女眞人も爲めに、一時震慴し、名酋の首を授けしもの二三な

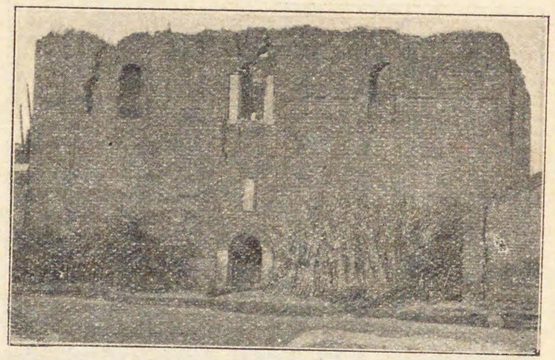

李成梁の看花樓（鐵嶺）

らざりしは、宜べなり。但だ此の家丁制度も、久しきに亙れば、又た驕惰に流れ易し。遼東の守備の張弛は、李氏の兵勢と終始せり。

鐵嶺と李氏

鐵嶺は、李成梁一族の根據地なりき、遺物・遺跡の尙ほ認めらるべきが、前に掲載せる看花樓の廢址は、今尙商家粮草の貯藏に充てられあり、城内又た翊然たる圓通寺の古塔を見る、萬曆中、李氏一族の重修せしところと知るべし、李氏の墓は、城外數里の地に在りといふ、我が征韓の師と衝突せる李如松等は、乃ち成梁の兒輩なり。

第三節　女眞人の遷徙

三種の女眞

女眞は、明代に於いて女直（ジュルチ）とも稱せらる。分ちて三部となす。建州女眞といひ、海西女眞といひ、更に次ぎなるを野人女直と呼びなしき。

この建州といひ、海西といへることは、彼等女眞人の居住せし地方の名に因みしものなるべきが、獨り第三の野人のみは、文化の粗野なるよりして、然か呼べるに似たり。分類の標準たる、斯く正しからざれば、一概に從ふの寧ろ誤多きやに思はるれど、明初に於いて滿洲部族の主人公たるべきを求むれば、建州、海西の二大部族を指稱するの外なかりしなり。大明會典に、東北夷を記せる條あり、其一節に、蓋し女直に三種あり、海西等の處に居るを海西女直となし、建州、毛鄰等の處に居るを建州女直となし、各衞所の外に、又地面あり、站あり、寨あり、建官賜勅は、一に三衞の制のごとし。其極東の野人女直は、中國を去ること甚だ遠く、朝貢常ならず。

門物人

No.	Yučen.	Lautwerth	Bedeutung
272.	凰元羊	罕安你	皇帝
273.	夸女什	阿赤卜魯捏兒麻	聖人
274.	圍士羊金	國倫你王	國王
275.	夸	君	君
276.	他支	卜斡厄	臣
277.	使凰他	必忒黑背勒	文官
278.	盆弔牌旦弁	鈔哈厄者黑	武官
279.	舟夸	將軍	將軍
280.	夸夷	厄赤	使臣
281.	舟什	哈的捏兒麻	貴人

女眞文字（華夷譯語）

海西と建州とは、歳に一たび人を遣はして朝貢すとあり。知るべし、野人の勢力は當時微弱にてありしかば明廷に於いても、何等重要なる部族を以て待たざりしことを。さりながら、これ唯だ明初の情態に止りしなるべく、正統景泰の比に至りては、黑龍江南北の形勢、自ら一變せしものゝ如く、東北の部族は、多く西南滿洲に向ひて移動しき。原因の主なるは、明の奴兒干（ヌルカン）都司、即ち黑龍江口の政廳の弛廢せしより、地方に統御者の視るべきなくして、多數の野人部落は、思ひ思ひに、南侵を謀りたるにてぞあらむ。野人の强勢なりしは、以てその一班を了知すべし。

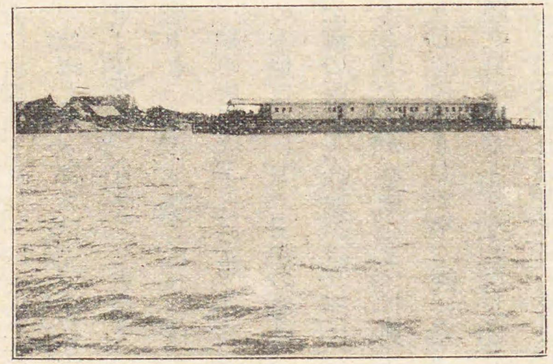

三姓附近

建州女眞の本地

建州と呼べる地方は、古より必しも一地なるやを斷ずべからず。然ども明代に於いて此名稱を與へしは、前朝即ち元の建州を承けたるや、明けし。元の建州とは、今の吉林省城を中心とせること、當時の史志に徵して疑はれず、明一統志の引用せる開原新志逸文は、上京の南を建州となし、又西せるを黃龍府なりと傳へあれば、上京の今の哈爾賓東なる白城たりしことの確實にして、黃龍府又た長春の西邊たりし以上、明の建州も大方吉林省城を出づべからず。ともあれ、明が女眞の頭目阿哈出（アハチユ）を拔いて建州

衞の指揮使となしゝは永樂元年の冬に在りて、こは一に奴兒干（ヌルカン）征討の功に與れるものなるが、阿哈出（アハチユ）の統率したる部族は、元と吉林省城の附近に在りしにあらずして、實は、牡丹江口即ち富兒哈（フルハ）江の大水が、東、松花江に合流せる東岸に居りき。今の地點を求むれば三姓の府城は、まさに此部族の本地なりけり。三姓の地は渤海の頃、黑水靺鞨の居城にもありたるが、金國の大に興りし時代よりして早く既に完顏女眞の據るところとなりしにや。阿哈出が火兒阿（スルア）の酋長として獨り此地に居りしのみならず、永樂十年に、建州左衞する賜賚は、甚だ厚かりき。漢種の天子が、四夷を寵光する賜姓の儀禮は、彼等の額上にも加へられき。頭目阿哈出は李思誠と改名し、彼れの沒後にやあらん、襲職しける兒の釋家奴（シヤチヤヌ）は、李顯忠と改名し、部下の

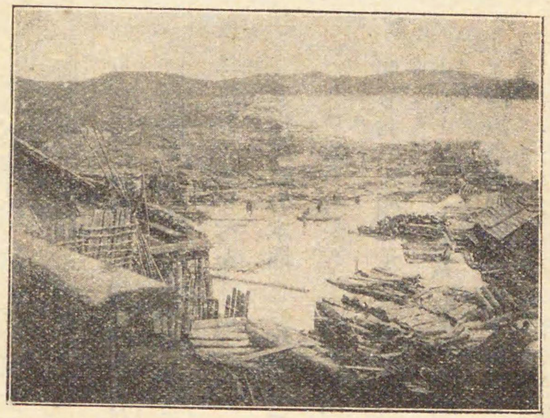

吉林

の指揮使を以て錄せられし猛哥帖木兒（モングチムル）も三姓の對岸なる斡朶里（オドリ）に據りしといひ、尙二城の東松花江の下流程遠からざる地方には、托溫（ドオン）といへる城塞もあり、元朝にては、それら三省を總稱して三萬戶府の名を與へたりといふに考ふれば、建州女眞の大方の本地は、三姓附近を根據となしゝこと明かなり。明廷の建州衞に對

千戶官答卜といへるは、張志義と改め、百戶官阿剌失（アラシ）は、李從善と改め、可揑は郭以誠と改めり。明の實錄は、此事を記して、征に從ひ功あればなりと記せり。いふところの征とは、黑龍江の討伐のみにもあらざりしか。こは永樂八年秋の事なりき。次いで同しき十年の冬に至り、建州衞の女眞は、其本地を去りて、今の吉林省城の附近に遷住せり。

豆滿江の女眞部落　吾人は、阿哈出（アハチユ）の遷住を叙したる序を以て、同じき三萬戶府の一たる斡朶里（オドリ）の遷住を記せざる能はざるが、從來の文獻にては、彼等が果して建州衞の南徙とゝもに、故地を棄て去りしものか、何れとも判知し難し。されども、彼等が、略ぼ永樂八年前後を以て、南徙せしは推知し得べく、而も建州衞の頭目が、吉林方面に出でしに對し、これは稍〻東南の方向をとり、豆滿江の平野にとて遷住せり。吾人は、今の琿春（ホンチユン）附近を以て、彼等が卜居の地と定むべし。琿春平野の對岸は、李氏朝鮮の國境の劃する所なるが、斡朶里（オドリ）女眞の集團の、斯ゝる地方を擇びて、繁富を企てんは、果して長久の計にてあるべきかは、豫め此部族の運命に問はるべき事實なりき。その理由を推究するに、李氏の朝鮮たる、太祖李成桂の時にこそ力を北路に致す能はざりしなれ。太宗の初年は、恰も明の太宗の、永樂初年に當れり。豆滿江の河谷を領有せんとするの企圖は、漸く事實として現はれ來りしが、明にても、亦これと同樣の企圖ありしものゝ如し。これ然れども、永樂年代に入りて特發せるには非ずして、明は早く既に洪武の末期に於いて、兵を鴨綠江上源の地より咸鏡道に進め、豆滿江に抵りて師を還へしゝこと前に言ひ及べり。さ

る事情はあれど、明にも、此谷地を領有せんは、兵力の續かざる憂ありたれば、こゝに一案を立て斡朶里（オドリ）の部族の此地方に散住するを幸ひ、之を羈縻して、以て慾望の一部を滿足せんと企てり。或は評して、永樂の雄圖に、さるは似合はしからず、別に自ら事情の存在するもあるべけれど、本來永樂帝の斯ゝる邊地に兵を出しゝは、領土を貪りしにも非ず、人民を得んとにもあらず、唯內廷の臣僚等が、遼東方面より來りし海東青といへる鷹を、長白山の東に獲んと欲するの足場を打ち立てんには、此地方こそ屈强なれと献策せしに發意しゝなり。かゝりしが、永樂十年といふに、明廷は猛哥帖木兒（モンゲチムル）に命じ、對岸より會寧の谷地に入りて、建州左衛を建立せしめり。谷地は、阿木河（オムホ）といへる流域に位せしかば、李氏朝鮮にては、一に此部落を指して阿木河（オムホ）或は吾音會（オイムホイ）とも呼べり。

會寧及び豆滿江

建州左衛の創置　本衛は、永樂八年より同十年の間に創建せ

られたり。大明一統志（卷八九女直）には、建州左衛（永樂十年置）と記しあれど、實際は稍々以前に置かれしなるべし。皇明實錄、永樂十四年二月の條に曰く

賜二建州左衛指揮猛哥帖木兒等宴一。

と、この記事は蓋し建州左衛の名の官書に見えたる始めならむ。猛哥帖木兒は、宣德八年の冬まで生存せり。

建州左衛の最初の位置　建州左衛の始建の位置は、朝鮮の記錄によりて傳へらる。東國輿地勝覽（卷五十會寧都護府）に曰く、

本高句麗舊地。胡言斡木河。（一云吾音會）本朝太宗朝。斡朶里童孟哥帖木兒。乘虛入居。世宗十五年。兀狄哈殺二孟哥父子一。斡木河無二酋長一。十六年。遂移二石幕寧北鎭于伯顏愁所一。尋以斡木河西北。當二賊衝一。且斡朶里遺種所居。特設二城堡一。令二寧北鎭節制使兼レ之。然其地距レ鎭阻隔。聲援懸絕。是年夏。別置二鎭于斡木河一。以二豐山、圓山、細谷、宥洞、高即岐、阿山古、富居釜回還等地一爲レ界。稱二會寧鎭一。

と、此記事に童孟哥帖木兒とあるは、明代記錄に見へたる猛哥帖木兒と同一なるべしとの說は、內藤教授によりて確められき。童は佟ともいひ、彼の姓なり。燃藜室記述に記せるは、更に詳かなり、今其大要を摘譯することゝすべし。いふ太宗の十年に、女直は孔州に入寇し、韓興富は戰死し、郭承佑は敗れたり。仍りて其地に在りし兩陵をば成州に遷し、民戶をば鏡城に併せ、遂に其地方を空虛にせり。時に臣僚の或るものは、孔州は四散の地にて防守極めて難し、革罷するの愈れるに若かずといひ、或るものは、曰く、境內數百里の地、棄てゝ之を夷狄に與ふ、可ならんや、敵は必ずや相率ゐて入處せんと、太宗曰く國家の疆域の內に夷狄を居らしむ。固より不可、隨て之を黜くる、何の不可かあらむと、遂に孔州を革罷するの議に從へり。其後風聞によれば、大明は衛を孔州の地に建てんとせりと、朝議大に駭く、太宗の十七年丁酉即ち、慶源を富居に進め、鏡城の豆龍耳以北の地を割て都護府となし、柵を設け兵を屯して之れを守らしむ。

此記事によりて解すれば孔州の地方は一時、朝鮮の領域に屬せしむ、永樂八年西紀一四一〇を以て一旦之を女眞に棄與したるものと解するを得べし、孔州とは獨り今の慶源の一地を指せるのみならず、茂山嶺以東北豆滿江に臨める一帶の地方を指す。いふまで

もなく會寧の谷地も此名稱の下に括くらるべし。朝鮮既に豆滿江一帶の地を放棄し、又其空虛に入りしを女眞の聚團となす、此記事には、明が建造せんとせる衞の何たりしを傳へざれども上記の東國輿地勝覽の指示にて當時入居せし女眞の部族の酋長には斡朶里（ドリ）の猛哥帖木兒（モンゴチムル）あることを紹介せられあれば建州左衞の、此等空虛の地方に於て建設せられしは疑ふの餘地なかるべし。而して明一統志に、永樂十年西紀一四一二を以て此衞の創建の年と記されしは、即ち朝鮮太宗の十三年に相當し、孔州を放棄せるより約そ二年の後なることを了知すべし。建州左衞の豆滿江の沿邊に創建せられしは、以上の事實にて明白なるが、然らば、其地點は何處なるか、皇明實錄英宗正統六年の條を檢するに、朝鮮國王李祹の奏中に下のごとき記事あり。

二月丁酉凡察舊居ニ鏡城阿木河ニ。即太祖皇帝賜服之地。

こゝに鏡城の阿木河とあるは、鏡城が當時、朝鮮の最東北にある首班の官衙なりしかば、斯くは一概に稱せしなり。阿木河とは外ならず、即ち今の會寧をいふ。凡察は、孟哥帖木兒の弟なり。但た此の文に太祖の彼等に賜給せられたる地なりとあれど、そは成祖（太宗）の誤傳なりと知るべし。乃ち此有力なる記錄は、阿木河の地が、凡察等の部族に賜給せられたることを立證するものにて、換言すれば、明は建州左衞を會寧府の谿谷に建設したるものと解釋すべし。

吾人は進みて建州左衞の始祖と指さゝるゝ猛哥帖木兒は、如何なる方向より此地に入りしかを究査するの必要を認む。吾人は此問題に對して、少くとも、彼は阿木河の谷地に來れる前、早く已に、彼が原住地を離れつゝありしを知る。東國輿地勝覽五十慶源都護府には、下の如き記事を載す。

訓春江。源出ニ女眞之地。至ニ東林城。入ニ于豆滿江。斡朶里野人所ノ居。

訓春江とは、今の琿春河をいひ、東林は慶源の東、豆滿江の沿岸にあり。乃ち此解說によれば斡朶里の部族は、既に三姓附近の原住地を離れ、南して琿春河の谿谷に移住せるものと想像することを得べし。此場合斡朶里は地名にあらずして、一種の部族名となりしものなり。吾人は茲に於て下の如き想像を下さんとす。曰く猛哥帖木兒は永樂十年西紀一四一二以前に於て、早く其舊地を離れて、豆滿江左岸の地方に移住したりしなりと。朝鮮が慶源一帶の守備を撤せし時、彼の部族が、容易に阿木河の谿谷に入るを

得しは、蓋し此事實を證して餘あるべし。（滿洲歷史地理第二卷建州女眞の本地及遷住地を見よ）

海西の女眞

海西とは、又元代の舊稱に因る。明の初には、今の阿勒楚喀（アロチユハ）附近をば斯く稱しけり。鄭曉の吾學篇に記せるに、開原の北方にて松花江に近きを山夷といふといひ、海西に山夷あり、即ちそは熟女眞にて、完顏の餘種なり、山に倚りて寨を作りあれば、山寨夷ともいふとあれば、阿勒楚喀（アロチユハ）より、西南烏喇（ウラ）城の附近をも、海西と呼べるにや。海西の意義は、明白を缺けども、松花江の水量の大なる地方をば、海と稱せざりしとも限られず。それより西方、今の科爾沁（コルチン）の東方は、此名稱の起原をなしゝものなるべし。朝鮮の史書には、松花江の下流を海西江（ハイシガン）といひしもあり。海西の地方の沃土にして古き歷史を有しゝは疑はれず、明人の記事には、建州と海西を全く別種となし、前者は渤海大氏の裔、後者は黑水靺鞨の裔なりとするものあれど、果して斯く明白に區別するを得るや否や、唯だ當初海西の部族は、建州に對して爭奪の跡を留めずして、江夷と稱せられたる黑龍江方面の野人にのみ、百十戰を挑みつゝありしは、時人の傳ふる所なりき。海西の地方は、又廣濶にして人口も繁多なりき。耕織もその地方に行はれ、婦女は金珠を喜びて裝飾となしき。富饒のほど想像すべし。唯だ明初、兵を奴兒干（ヌルカン）

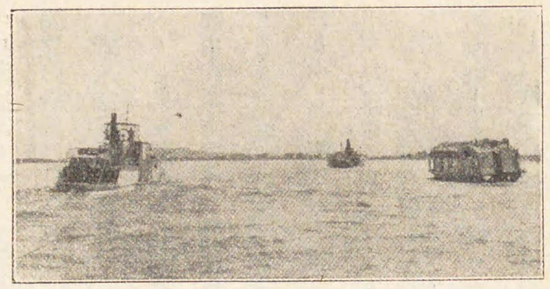

吉林下流の松花江

に用ひし時、多數の部民のこれに驅使せられし割合に、大なる頭目の其間に躍出せざりしは何ぞ。嘉靖の中葉に至るまで、此部族は、本地に留まりしものゝ如くなりしが、漸次北方の野人に壓迫せられつゝ、南開原の邊外に駐まれり。哈達（ハダ）と稱する部族は、即ち此の部族を代表せしものと知るべし。

野人女直及び其南侵　野人女直は、一に生女眞を以て稱せらる。最も著れたるを忽剌溫（フラウエン）野人と呼べり。此部族は、忽剌溫（フラウエン）江といへる黑龍江の支流に沿ひて行獵せしより、其名を得たるべし。朝鮮人の記事によりて考ふれば、彼等は額上に刺墨を行へり。彼等は耕稼を解せざりしなるべく、遊牧といふよりも、多く射獵の生活を送りしものと察せらる。彼等が、明初よりして、貢を北京廷に納れしやは、頗る疑はるべし。明廷の黑龍江に兵を用ひし經過を推すに、永樂宣德の、兩朝を最となすべく、正統の初年に至りては、議多く行はれざりしものゝごとし。さもありなむ。實錄の示すところによれば、永樂の盛時にてすら奴兒干（ヌルカン）の政廳が、屢々外夷の包圍に陷りしを想像せしむるもの無きに非ず。さて、彼等生女眞とて、本來より掠奪を好めるにはあらで、多くは、漢人の譎詐なる、擧動の彼等が怨恨を激成せしにてもあるべし。彼等は、漢人の保護の下に立て誅求を甘受するの愚を厭ひたらむ。しかれば、明の國勢の衰へ、漢種の足跡の稀なるにつれ、慓掠の足を滿洲南部の山川に向けんは、必須なり。果せるかな、宣德の末期より、正統の始に至り、彼等の馬蹄は、既に長白山の西邊にまで現はれき。屋舍を營みつゝ耕牧に從へる海西、建州の女直等は、彼等の踐蹂を防堵する上に於て、苦しき經驗を嘗めたるべし、間〻建州・海西の酋長

は、朝廷の威力に依賴して、忽剌溫の侵掠を緩くせんと希ひしもありしが、それらの企は、多くの場合に於て效なかりき。吾人は、前に建州海西の南遷を指して、一は野人の壓迫に出てりとせしは、これらの事情をいふ。忽喇溫が、愈々本地を離れて南徙せしは、正統年間に在るの疑はれざるべきが、彼等は、西して、先づ海西を取り、南に進みて、吉林を犯し、その地方に建州衞の南徙を據なくせり。建州衞は、退きて、輝發江を溯りしと思はれしが、その地方にも安居を得ず。更に分水嶺を越え、鴨綠江の支流なる婆猪江といへるに遷住しけり。婆猪江とは、今の佟家江なり。然るに、こゝに至りても、忽剌溫の枝賊は、猶ほ彼等を惱しゝと覺え、建州衞は、更に安固なる地方を明の塞下に擇ばんとしき。これ正さに正統初年のことなりけり。忽剌溫の大部族は、爾時遷徙して、今日の吉林の東北なる大烏喇（ウラ）城といふに據れり。

（女眞人の遷徙）

建州衞の遷徙せる位置　宣德元年西紀一四二六前後に至り、建州衞は其創始の位置よりして西南に遷徙せり。遷徙の事情は、種々に解せらるべきが、明の記錄は、直接何等の消息を傳へず。されど皇明實錄英宗によれば、正統元年西紀一四三六六月に、建州衞の酋長李滿住は、下の如きを要請せる旨を吾人に報導せり

閏六月壬午。勅二遼東總兵官都督同知巫凱等一曰。今得二建州衞都指揮僉事李滿住奏。原奉二恩命一在二婆猪一江住坐。近被二忽剌溫野人侵害一。欲移レ居二遼陽草河一。朕未レ知レ有二無妨礙一。爾等宜レ計二議安置所一。毋レ弛レ邊、毋レ失二夷情一。

と、此記載にして訛なしとすれば、李滿住は、吉林附近より婆猪江の平野に遷徙せること疑はれざるべし。ともあれ、建州衞が、初定の位置より漸次西南に移動し來りたるは此歲より以前の事にて、婆猪江平野に居を定しも、當時に至に幾多の歲月を經たりしなるべし。但し年月は確知するを得ず。

さて、建州衞は愈々佟家江の平野に移住せりとして、何れの地方を根據地となしたるか。西征錄は、下の如き事實を吾人に敎ゆ、

大意は左のごとし。

將軍李藏の報告によれば李滿住は吾彌府に居ることもあり。吾彌府へ向ふ道は多岐なり。其一は江界より婆猪江を渉れば直に吾彌府口に入るを得べし。他の一は理山より婆猪江を渉り、兀剌山の東より、吾彌府の西邊に入るべし、又他の一路は理山より婆猪江を渉り、兀剌山の南より、西に折れて入るを得べし。

と、此記事中の婆猪江とあるは、凡べて鴨綠江の訛なりと解して可ならむ。吾彌府は又吾彌府洞口とも呼ばれたり。東國輿地勝覽卷五五理山郡によれば、幹眉府は理山を去ること二百四十韓里の地に在りき。この幹眉府とは吾彌府と同一なるべし、斯く考ふれば吾彌府は今の滿浦鎭の對岸なる洞溝の谿谷にありと見て大差なきものゝことし。

（一）西征錄。正統二年七月乙丑。李藏の上言に曰く、……李滿住。今在二吾彌府一。或移入二兀剌山城一。皆未二的知一。其向二吾彌府一之路。則一自二江界一渉二婆猪江一直入二吾彌府口一。一自二理山一渉二婆猪江一。由二兀剌山南西一折而入。賊在二吾彌府一則可レ由二三路一分入上……

兀剌山城の位置は、確指するを得ず、然れども、東國輿地勝覽卷五五理山郡によれば、朝鮮の理山を去ること二百七十韓里、央土口于の地點より、北して鴨綠及び婆猪の二江を渡る。大野の中に城あり、兀剌山城と名けらる。四面壁立高絶、唯だ西方のみ上るを得べしとあり。正統貳年西紀一四三七朝鮮兵の此城を攻めし時、山羊會より鴨綠江を渡り、再び佟家江を渡りて、此城に到着せりと見ゆれば、李滿住の居城たりし兀剌山は以上二江の間にありしこと知るべし。而して理山○今楚山よりの里程を考ふれば、今の懷仁縣城の附近に求めざるを得ず。以上、吾人の想像する所にては、兀剌山城は蓋し李滿住の根據地とも視るを得べく、兀彌府は、朝鮮に對する要害地たりしなるべし。然り、要害地たりしと、もに、兩國來往の門戸たりしを疑はず。（滿州歷史地理卷二參照）

建州左衛の傾覆　忽喇溫野人の南侵が、滿洲部族の大なる移動を招ぎしは、松花江方面の事實に就いて略ぼ言ひ及べり。建州左衛卽ち豆滿江上に建設せられたる斡朶里の集團は如何ありしかといふに、是れ亦彼等が不意の襲擊に逢ひ、其根本をも覆へされき。明朝廷及ひ李氏朝鮮の記錄によれば、事は正

統の始めをもまたで、宣德八年の冬十月に起りたり。記錄に示す所の兀狄哈、もしくは七姓野人とは、忽喇溫の別名なること知るを得べく、彼等の統率者は、楊木答兀といふ。本は、開原の叛夷なりし。建州左衛の頭目猛哥帖木兒は、設衛の後、十載餘にして、都督の印綬をも帶び、そが部下には、指揮僉事あり、同知あり、千戸、百戸あり。明廷の眷顧のほどを推し圖られしに、幾ん〻家を擧りて首を授けしといふは、恤しといふも、愚かなるべし。忽喇溫は、斯くして何程の鹵獲を荷ひ去りしにや、知るを得ざれども、明の威力の、一旦にして、此方面に墮ちしは、推知するを得べし。左衛の難を免れたる二三の宗族は、かくて姑らくの程、斡木河を棄て去るに忍びざりしと覺え東良といへる豆滿江の上流に流寓せしが、後に長白山を越え、婆猪江に赴きて建州衛に依賴しぬ。此事變を利して、邊疆を展せしは、李氏の朝鮮なり。

黑龍江政廳の末路　野人女直の勢を得しは、朝廷の威力の、如何に滿州に失墜せしやを語るものなり。さりながら、かゝるを致しゝも、實は一朝一夕の次第にはあらざるべし。吾人は前に奴兒干の政廳が、永樂の時代にありしとて、決して安全の保證されしにあらざるを述べ置きしが、そが事實は、此時代に至りて取次に現前し來れり。宣德末年に、此方面より賚せる報告には、遠征軍が、黑龍江のさる市場にて、女直と交易せし折り、彼れ明兵は、市人を打ち殺しゝことありしを銜み、明軍の歸路を控扼して、八九百人程も殺戮せることあり。中官の亦失哈等が奴兒干に使して歸りし時、中途に抑留せられしもの五百人を數へぬとあり。こは、彼の特林の岸上に於て、永寧寺を建立し、豐碑を立てゝ、明廷の功を勒し、北海の

苦夷等をも服從せしめきと誇稱せる歳の退路に起りし事實なるが、佛敎を彼等野人の地に布きて、幾分なりとも、人心を和げんと企てしに、さる寸效も無りしものにや。正統の初年には、遂に奴兒干を徹退せしと覺え、該都司の同知官は、遼東の鐵嶺衞を守備し居れり。

西伯利東偏紀要と永寧寺碑

光緒十一年に及び、東海諸部、已に露國の有と爲りし後、曹廷杰官命を帶びて、西伯利の東偏を偵察し、而して記呈せる書、即ち西伯利東偏紀要の中に云ふあり、廟爾黑龍江に附近の一市の上、二百五十餘里混同江の東岸なる特林地方に石爐あり、江邊に壁立す、形城闕の若し、高さ十餘丈、上に明碑二あり、一は勅建永寧寺記と刻し、一は宣德六年重建永寧寺記と刻す、皆太監亦失哈が奴兒干、及び海中の苦夷を征服せる事を述ぶ、論者咸な謂ふ、明の東北邊塞鐵嶺開原に盡くと、今二碑を以て之を證するに、其說殊に據るに足らずと、苦夷は即ち苦兀にして、庫葉の轉音なり。此の記事は實に二百年來の蒙蔽を破るに足る者と謂べく、其の述ぶる所、一々明時の諸書に合し、明の盛時、即ち永樂宣德の際の若きは唯だ東北諸夷に對して、招諭撫養を務めしのみならずして、而して又能く其の威力を及ぼすこと、樺太地方にまで至りしことを證するに足るべき者と謂ふべし。（明東北疆域辯誤）

第四節　女眞人の遞貢遞寇

建州女直の合同

松花江の流域を去りたる建州衞が、分水嶺を踰えて、鴨綠江の谷地に移りしは、宣德の末年と覺えしに、これと稍〻後れて、豆滿江に敗れたる左衞の殘類も、朝鮮の壓迫に耐え得ずして、これきた鴨綠江の谷地に入り、暫くは建州衞が保護の下に立ちき。吾人は、此等の事實を以て、如何やうに解釋すべきか。なるほど、彼等建州女直は、野人忽喇溫等の迫擊に逢ひ、漢種の勢に信賴して、命を寨下に保たむとせるは、事實に錯りなけれども、彼等が本來は、漢種の味方に非ること明けし。加之、こゝに一個の重大なる現象を惹き起しゝは、外ならず、從來明廷の對滿洲政策として知られたる女眞分離の方案は、漸々にして打破せられしこと是れなり。建州女眞は、兩衞となりて分れしに、例令敗殘の餘に出てしとはいへ、兩部族の合して一地に居らんことは、明の邊徼に幸あらず。さて、建州衞にては、時の頭目を李滿住と呼べり。李氏をいふは、祖の阿哈出が明廷に受けたるによれるものなれど、姓のみを漢にして、その名の改まらざるは、一見奇とすべし。明室多事にして、さる賜恩の邊夷に及ばざりしものにや。滿住とは、蓋し文珠の轉音なり。爾時毛憐の頭目にも、滿荅失里といふがありき。これも同じく文珠師利の轉音なるべし。ともあれ、其姓を漢にし、其名を女眞にせる建州衞の酋長は、極めて放縱なる態度を以て、明廷に對しゝなりき。彼が始めのほどは、佟家江に居を卜しゝが、正統二年の春、又も蘇子河の谿谷に移

住せり。蘇子河は渾河の支水なり。李滿住の統率せる部族は、河の上流竈突山の南に居を定めしと覺ゆ。明廷が、爾時遼東に下しける敕書によれば、彼等は、佟家江の居住地が、屢次李氏朝鮮の迫害を受け、安穩に日を送るを得ずといふ理由の下に、遷住を要しゝなりき。吾人は今、明廷がその請を許しゝの可否を問はざるべし。されども、佟家江より蘇子河に移り來れるは、歩一歩づゝ、明の邊徼に接近したることを思はざるべからず。彼等は此地方を中心として耕牧しぬ。此等は、何れも、正統初年の事實なりしが、生聚二十年、女眞の部落は、頗る繁衍を致しゝと見え、遂には西して撫順を犯し、南して清河城、鳳凰城を侵し、瓦剌（オイラット）の也先（エッセン）可汗が聲息を通せしよりは、そが引路とも、前鋒ともなりて、遼東半島に出てしことありき。酋長李滿住は、時漸く老を告げしが、左衛の頭目に、新に董山を出し、崛强の態度、遙かに前代に越えたり。

建州衛三遷の地位　正統三年西紀一四三八年六月、建州衛は又たまた移動しぬ。其事由は、明かに朝鮮よりの壓迫に外ならず。皇明實錄に此始末を記して曰く

正統三年六月。建州衛掌衛事都指揮李滿住。遣二指揮趙歹因哈一奏。舊住二婆猪江一。屢被二朝鮮國軍馬槍殺一。不レ得二安穩一。今移二住竈突山東南渾河上一。仍レ舊與二朝廷一効力。不二敢有レ違。又奏。故叔猛哥不花。任二都督同知一。曾掌二毛憐衛事一。其衛印被二指揮阿里占一。藏不レ與。今猛哥不花。男撒滿荅失里襲レ職。仍掌二衛事一。乞レ給二與印信一。以便二朝貢奉事一。事下二行在禮部一。兵部議。渾河水草便利。不レ近二邊城一。可レ令居住。阿里見住二毛憐衛一。部下人衆。宜レ與二印信一。撒滿荅失里住二建州衛一。與二毛憐衛一隔遠。又無二部下一。難レ與二印信一。其朝貢奉事。宜レ令二李滿住給與一印信文書一。爲レ便。從レ之。

と、吾人は本文の指示によりて、李滿住等は、婆猪江より渾河の流域に移住したることを知る。渾河は今撫順の南を流過して、遼

河に入る水道なるが、其の河源には二水あり、一は英額河と呼ばれ、今、本流を以て稱せらる。他の一は蘇子河と呼ばれ、營盤の東にて英額河に會流す。蘇子河の名稱は明代より知られあれど。此には唯た渾河とあれば、右兩枝水の何れに屬す可きかを判知し難きが、幸にも竈突山の東南渾河の上と記載しあれば、今の興京の西に聳立せる呼欄哈達（ホランハダ）を指せしこと知るべし。呼欄哈達は滿洲語にて竈突山の意味に解せらる。

以上の事實を補證するに足るべき記錄の主なるものは下の二節あり。

(一)遼東志卷七藝文志　韓斌の傳によれば、永樂年間酋長李滿住は、邊牆に近接して居住せんことを求めたれば、蘇子河の流域に就て之を許與したりと、この記事の、永樂年代とあるは誤れり。されど、皇明實錄に渾河とせるを、茲に蘇子河なしあれば、李滿住の移住の英額河流域にはあらざりしこと明けし。

(二)清太祖實錄傳抄本三朝實錄に曰く肇祖孟特穆（モントム）は先世の仇四十餘名を誘引して蘇克蘇滸河なる虎欄哈達の山下、黑圖阿喇（ホトアラ）の地に至りたり。この地は俄朶里城を距る西一千五百餘里なり。こゝにて仇人の半を誅して、祖仇に報い、以て舊業を索めき。斯くて、彼は虎闌哈達の山上にて黑圖阿喇の地に居れりと、この記事の猛特穆とあるは、何人に相當すべきやは疑はざるを得ざれども、吾人は建州左衛が、李滿住の居城に寄住したる事實の、偶々清朝傳說に殘存したるものなること、想像すべし。さて斯く思考して、黑圖阿拉の地を比定すれば、明かに今の興京老城を指稱せり。

建州左衛の遷徙せる位置　宜德八年西紀一四三三年冬十月、猛哥帖木兒は、兀狄哈の楊木苔兀に襲殺せられたれば、斡朶里（オドリ）の部族は、一時其酋長を喪ひ。幸に弟の凡察及童山等の殘存せしものありて、彼等は鏡城の或る地點を撰びて移住せんとしたり。朝鮮は之れを拒否しぬ。彼等は已むを得ず、李朝にて新設せる會寧に駐まりたるが、彼等は遂に其壓迫に耐えずして、遼東の地方に出てんとせり。

當時朝鮮にては、頻りに兵を建州衛の李滿住が地方に加へんと謀り居りしことなれば、斡朶里の部族の遼東に出てんことは、好むところにあらざりき、朝鮮は仍りて彼等の行動を抑留しぬ。皇明實錄英宗に之れを記して曰く

正統二年十一月丁酉。建州左衛都督猛哥帖木兒子童倉奏。臣父爲二七好野人所一殺。臣與二叔都督凡察一。及百戸高早化等。五百餘家。

瀋に住朝鮮地に欲す與俱出に遼東に居住に恐に被朝鮮國拘留に乞賜に矜憫に上勅に毛鄰衛都指揮同知郎卜兒哈に令に人護送出レ境に毋レ致に侵害に。

と、此要請は猛哥帖木兒の死せるより約そ二年の後に提出せられたり。彼等の意向の建州衛に移住せんと欲しゝは明かなるが、明廷は此要請の眞相を知會せざりしものゝ如し。斯くしける間に、朝鮮は遂に兵を婆猪江の地方に出したり。李滿住は蘇子河の流域に遷住せり。而して斡朶里の部衆も會寧の境を逃れ出で遼東に向つて瀋行しぬ。會寧より遼東に出つるには長白山の東南を經るものと松花江の上原地に由るものと兩路あり。彼等は兩路の出れを擬ひたるか、皇明實錄英宗は吾人に下のごとき指示を與へり。其文に曰く

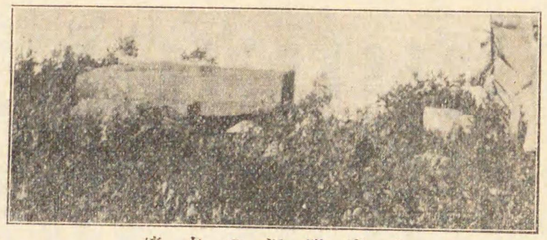

會寧附近の古墳

正統六月二月丁酉。朝鮮國王李祹奏。近日凡察等奏。臣追に殺其部落に又阻に留一千七十餘家に蒙に朝廷勅レ臣放與完聚。臣聞レ命兢惶。不レ知レ所レ措……。彼凡察舊居に鏡城阿木河に即太祖高皇帝賜服之地。其親兄猛哥帖木兒等。被に深處亏狄哈攻刼に不レ能に自存。臣祖憫レ之。授以に萬戶職事に爲作に公廨。給以に婢僕衣粮鞍馬に撫綏備至。至に臣父に又陞以に上將軍職事に。後被に七姓野人攻レ殺之。并殺に其子阿古に。悉焚に掠其房屋財物に。凡察等俱各失レ所。臣撫に恤之。一如に先臣撫に恤其兄に。既得レ所矣。忽於に近歲に。先以に耕農打圍に爲レ由。移に住本國邊陲東良地面に。後乃潛逃與に李滿住に同處。此時不レ及レ知。安有に追殺之事に。其在レ此留住者。或因に婚姻に懷レ土不レ去。或被に同類開諭に而還。非に臣阻レ之也……。

と、此記事によれば會寧を出てたる斡朶里の部族は、先づ東良に向つて移住せり。

東良とは今の茂山の地方をいふ。知るべし彼等は長白山の東南より豆滿江の上源に出てたりしことを。既に東良に由りたること判知せる以上、遂東に出てたる經路は、今の帽兒山附近より佟家江の上源地を繞りて興京の附近に到達せるものと解すべし。皇明實錄英宗。正統五年十月の條によれば、此時凡察等の親く引率せるは、四十戶內外の

少數なりしものゝ如し。思ふに此事實に、正統四年（西紀一四三九）より同五年（西紀一四四〇）の間にあらむ。

斡朶里の遺衆は、既に遂東に抵りたり。皇明實錄英宗によりて檢するに、明廷が新たに、彼等に居住を命じたる地方は、下の如し。

正統五年十月己未。勅に諭建州左衛都督凡察等に曰。嚮已勅に爾等。回に朝鮮鏡城に居住。今總兵鎭守官又奏。爾等已離に鏡城。與に原叛土軍馬哈剌等四十餘家に來。至に蘇子河に。家口粮食艱難。今已勅に遼東總兵官曹義等。安に挿爾等三土河及婆猪江迤西冬古河兩界間。同に李滿住に居處。若果粮食艱難。即將に帶回男女婦口數に從レ實報。與總兵鎭守官。給粮接濟。聽に爾自來關給。……

と、此記事に基きて、遷住の地方を求むれば、三土河とは、今の海龍城の附近にて、輝發河に會流する三屯河をいひ、冬古河とは懷仁縣の西にて佟家江に會流する董鄂河なるべし。乃ち今の海龍附近より懷仁の西に抵り、佟家江の本流を東界として、その西方に散居せり。此の疆域は皇明實錄の指示によれば、蓋し李滿住部族の先に占住せし地方なりき。

新たに設定せられたる建州左衛は略ぼ以上の解說にて知るを得たるが、左衛の頭目凡察等は、その當時李滿住が居城に寄住せるものゝ如し。

建州右衛　建州右衛は、明廷より賜給せられたる官印の爭奪によりて新たに設定せらる。名山藏王亨記に、其始末を述べて曰く

正統の初、建州左衛の都督猛哥帖木兒は、七姓野人に殺され、弟の凡察、子の童倉は、衛印を挾み、亡して朝鮮の地に入りき。童倉の弟董山嗣ぎて建州衛の指揮となり、更に印を給ひしが暫くして凡察は歸れり。詔して董山に故印を予へ、新印を上らしむ。凡察予へず。乃ち更に左衛を分けて、右衛を置き、董山に新印を給して、左衛を領せしめ、凡察には故印を持ちて右衛を領せしめき。（下略）

と、此記事によれば、明廷は建州女直を懷柔するの手段として彼等の請ふがまゝに新印を賜給し、董山は、猛哥帖木兒の正嫡なれはとて之をして左衛の長たらしめ、凡察には、新たに右衛を設けて官印還納の命令を放棄せり。皇明實錄英宗の記事はこれに比して

稍々詳かにて、明廷は右衛を設定せる當日、特に詔を發し、兩衛の從屬の戸口を公平に分配せしことを命令せり。但し其事の行はれしや否やは知るを得ず。

建州右衛の新設に關して、從來知られたるところ、諸書に散見すれとも、要は此等の單なる始末を報導するにすぎず。從來明廷の女眞に對する政策を考ふるに、衛名の新に設けられ、又は衛地の遷住せんとする場合には、明廷は、特に詔を發して、其の大體の地點を指定したるを例とす。然るに今、右衛の設定に關しては、主として、官印の始末を傳ふるの外、何等地域の指示せられたるを見ず。或は前に建州左衛の遷住せる範圍に就きて、割與を行ひしならんと想像せられざるに非ざれども、さる記錄の一も發見せられざる以上、地域の領有權に關する問題は、此際双方共に重要視せざりしもの と判斷するを得べし。以上吾人の考察にして誤なからしめば、吾人は下の知き斷案を下さんとす、曰く建州右衛は、名義上の設定に止まり、其實は官印の賜給に外ならずと 明の中世よりの女眞等に對する政策は、殆んど其賜給せる官印のみに重きを置き、他の一切を顧慮せざりき。然り、事實に於て、其內部の爭奪には何等の關涉を加ふること能はざりしなり。官印の爭奪は、やかて、明代に於ける女眞人の一大歷史たりしを失はず。

名酋董山出づ　董山は、左衛の故 都督猛哥帖木兒（モンゴチムル）の遺子なり。叔父凡察（フハンチャ）と衛印を爭ひ、遂に明廷を して新印を頒たしめしも董山なりき。彼れの性格は、其詳を得ざれども、斡木河（オムホ）の谷地より、李滿住が部族を覓めて來りし時は、何れといはゞ、喪家の狗にも似たりしが、暫くにして 彼は群酋の上に躍出せり。彼は明廷に强求して、建州衛及右衛の都督をも兼ね領しぬ。彼は又建州が徒らに李氏朝鮮と釁を啓くの愚を覺りしものと見え、親ら半島の朝廷に赴きたり。朝鮮は、彼を慍らしむるの不利を知り、彼に假すに正憲大夫中樞院使の制書を以てしぬ。彼が手腕の凡ならざりしは以て想像すべし。明に對して、彼は更に貿易の關門を西邊に 創設せしめたり。そは、後代に至るまで、建州が幾多の 恩惠を受けたる撫順關な

りき。關門は、渾河の谷地に定められ、今の撫順城內には、市場を設けしめき。明の邊吏には、此開關につりて、異議を提出せしもの少なからざりしと覺ゆるが、こは全く董山が强求と巧妙なる折衝とによりて、新に設くるを得たりしなり。舊例を案するに、女直の貢道は、開原の廣順、鎭北二關を經るの外、別路を得ざりしに、渾河を下りて、遼東の腹部に通ずるの 關門を得しは、蓋女直の 大なる 成功といはざるを得ざりき。建州の將來は推し測らる。天順の末、明廷の遼東に下しゝ勅諭に、爾後建州女直の邊に到るあらば、撫順關口より進ましめよ、交易は撫順 城東に於てせしめよ、撫馭の法は、宜しきを得べく、防閑周密、以て姦宄の謀を絕て、生事阻檔して、夷情を失ひ、及び邊患を起す 勿れとありしが、翌歲、遼東巡撫の奏疏には、女直の來る多きは五六百人、少きも亦二百餘人、俱に城中なる 軍民の家に憩宿せることゝて、間〻邊情の虛實を覘知し、或は內應して姦を働くものあり。且つ撫順城は、絕遠にて、猝かに赴き難ければ、本城の南に一馬驛を置き、十名ほどの館夫をして接待に 具へしめんといひ、又た撫順城は、西南瀋陽に抵るまで九十明里の遠きを隔てあれば、その間に墩臺三坐を增置し、每墩臺に兵五名を配置せんとあり。明の遼東が、いかに、當時の建州を顧慮せしやは、以て想像すべし。

女眞遞貢遞寇の原因　邊上守關の俗吏等が、私腹の肥えんを希ひて、信義を外人に失へるのみか、延いて憤怨の種子をなしゝ狀は、南方の市舶も、北部の馬市も、その軌を同うせり。遼東互市の場合は前節にも言ひ及びしごとく、官吏が煩瑣なる 監督の下に 行はれしを以て、弊の生しゝも多般なるを免れず。

中にて、最も外夷を苦しめしを驗放入市といひ、彼等の携帶せる貨物は、擧げて關吏の自由なる查驗を經ざる能はず。入市の後は、抽分貨物といひ、法定の率によりて課稅せらる。公平なる互市、即ち双方合意の賣買さえ行はれんには、さまで苦情も起らざるべけれど、時日の遲れしとて、強て入關を拒否するあり、貨物を窃取し、或は强買して、損失を外夷に受けしむるあり。市舶にて爭はるゝは、着船の順序なりしが、奸吏の、そを故意に錯れるが爲に、甚しく倭寇の憤を買ひしことありき。馬市の場合も、亦それに同じき弊あるを免れざりしなるべし。

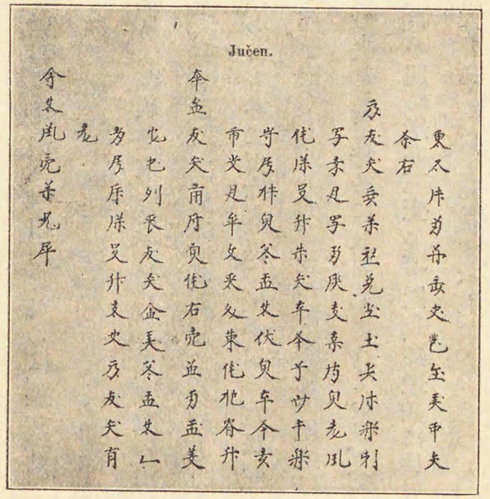

女直文字の表文

また驗放入關といへり。進貢の外夷には、豫め時期を約されたるが、それら頭目は、身に璽書を帶べることとて、驛傳を內地に使用し得たるの外、多數の部衆を引き具して、京師に赴きたり。海西女直は、毎貢一千人を許すといひ、建州女直は、毎貢五百人を許すとあれは、應接の繁多なりしはいふを須ゐずして、種々の貢夷に伴隨せる弊も亦一種憤怨の因を爲しき。會典の記するところにては、建州、海西の貢物に、馬、貂鼠皮、舍利孫皮、青海、兎鶻、黃鷹、阿膠、殊角即海象牙の數種を列ねありて、それらを具備せざれば邊關を過さしめず。これ亦

事故は、そが沿路に起りたるべし。ともあれ、一旦入關を得たる外夷等は、京師の會同館に赴さて、數日の間、互市をその地に許さるゝの特權を得べきにより、爭ふところは、邊關の通過に外ならざりしが、明廷にても之を重要視し、定擬の貢物は、前例を引いて容易に變改せず。かくて、新たなる問題は、又こゝに發生しき。そは禮部の固守する貢物は、本來國初の制定せるものに係れるを以て、遷徙を重ねたる彼等女直にとりて、今や難購の品となり了はれることとこれなり。さて又貢物の中にても、明人の重ずるは、何品なりしやと考ふるに、そは、彼の貂鼠皮に外ならず。さてその貂鼠皮とて、純黑肥大の品ならされば、拒みて受けず。建州女直が、その始め貂皮を貢物に加へしは、彼等が土產なりければなり。今や彼等は、其故鄉たりし黑水を去ること甚だ遠ければ、已に不可能事に非るか。成化の初に、御史李秉が此事情を具陳するまでは、依然此要求もて女眞人を苦めしなりき。李秉は下の如き說をせり、いふ、貂は黑龍江迤北に產し、今の建州に產するに非ず。抑も外人の來るは、その慕義を好みすれば足る。其物の厚薄を問はんは、至當に非ず。若し徒らに、物の厚薄を責むれば、彼等は揆むき去りぬべし。かゝるは、又た必ずや列聖が、往を厚し、來を薄うするの意にも背馳せり。見よ、今年海西建州の女眞人は、蒙古の三衞に結托し、屢次邊疆を擾忙し、已に一介の使臣をも出さゞに非るかと、明廷はこの意見書を得て、遽かに從前の態度を緩くし、禮部よりは、遼東の邊吏に對し、自今女眞の入貢は、數を驗すれば足る、錬擇に過ぎて邊患を起さゞれと注意を與へしが、時は既に逸し去れり。怨恨は早く既に女直の間に發し、彼等は今や遞貢遞寇の外、良

策なきものと認め居れり。

璽書の喪失と給賜の厚薄　明廷より女直に頒ちたる印信は、一衛一印の定めなりき。衛の數の二百以上にも餘れば、印の數亦これと同しきが、印信の頒たれしと共に、明は衛の長官都督以下千戸百戸の類にも、一定の璽書即ち勅道といふを下ししは、前に言ひ及ひたり。永樂宣德朝などにては、璽書の本身に符せるや否やは、邊吏も察知し得たるべけれど、久しきにつれて、そのことは行はれすなり行きぬ。そが原因の一として從來知れ渡れるは、正統中、也先可汗の枝隊なる脱脱卜花王が、遼東を犯しし時、海西建州共に起りて邊に寇しゝを以て、滿洲の野は騷然として寧謐ならず、延いて景泰中に至りしものと覺ゆ。

馬文升の言によれば、海西、建州の名あるものは多く此亂に死し、朝廷より賜給せる璽書は、也先に奪はれきとあり。さて璽書即ち勅道の喪失は、彼等にとりて如何なることを意味せしといふに、足利氏の頃、我が商船の勘合印を失ひしにも比して、由々しき大事なりしは疑はれず。同じく馬文升がいへるを聞くに、璽書の奪はれしより、女直の子孫は、授官璽書の徵すべきなければ、復た承襲するを得ざりき。歲々使を遣はして入貢すれども、名目は舍人といふにすぎざれば、道に在りて驛傳に乘るを得ず、錫宴に在りては上席に預るを得ず、賞賚とて、昔に視れば、又た薄し。さてこそ、彼等は、忿怨して亂を思ひたれ、遼東の人咸な之を知れども、而かも、未だ處置することあらざりきと、蓋知言なり。吾人は、今、入貢女直の給賜に關して、その一班を語るの要あるべし。明の會典事例によれば、都督の京師に到るものには、常には綵段

四表裏、折鈔絹二疋を給し、都指揮には綵段二表裏、絹四疋、折鈔絹一疋、各織金紵絲衣一套を給し、指揮には、彩段一表裏絹四疋折鈔絹一疋、素紵絲衣一套を給し、尙靴韈一雙を添へり。千百戸、鎭撫、舍人、頭目には、折衣綵段一表裏、絹四疋、折鈔絹一疋を給せり。間、女眞人自ら大帽金帶などを懇求するものありき。こは都督在任三年に充つるを待ちて、附與せるものゝごとし。給賜の大體は、かゝりしと思はるゝが、試みに都督、都指揮等の賜賚をとつて、舍人頭目等に比較して見よ、甲は彩段の四表裏、もしくは、二表裏を賞せられしに、この場合には、折衣綵段とて、眞の彩段を得るにあらずして、名目上の一表裏をば、衣服に代へて下賜せらるゝにすぎず。彩段が、彼れら女直人に要求されしは、恰も漢種の黑貂皮を覘ふごとく、彼等にとりては無上の歡喜を買ひ得しに、さることの久しく止みたりしは、彼等自からの禍に基けりとはいへ、爲めに忿怨の度の加はゝりしは、疑ふべからざるべし。かゝるも亦女眞が遞貢遞寇の一因なり。

女眞表文の譯解

女直譯語(Wilhelm Grube—Sprache und Schrift der jucen p. 124—125)に依れば、本節に挿入の女直文字表文の漢譯及び女眞音左の如し。

建州左衛都指揮使兀升哈謹
奏我奴婢自正統年間設立衙門
除授官職至今六七十年了不

曾陞賞今差頭目塞因前去
天朝叩頭進貢方物可憐見討陞一
級職事奏得
聖皇帝知道

（以上漢文譯）

——（上卷第四節）——

Kiéń-Čēu-tsò-wéi tū-čī-hoēi-šì Wūh-šēng-hāh (hôh) Čè-čī-méi
Čāo-lâh-mài mūh-ni 'á-hāh'-ái pùh-mēn Čéng)-t'ung 'a-nièh.....[2]) yīh-lìh-Séu-hâi yīh-lìh.pén
hāh-fān tū-hāh [kā] t'ūh-wôh-hēi-pièh péi-léh' Óh-čè-hēi yīh-šīh-mài t'éh-'óh nūng-čúnáh-tān-Čū[3])
a'-nièh.....[4])-mūh-lìú (oder Šīh-rh)' óh-yīh-hēi wôh-šie-pùh-lù méh-rh-hēi t'éh-'óh tàh-k'ú-hâh-lâi
t'êu-miuh s'ai-yin Čū-léh kôh-nièh-hèi
t'ien-Č'ào-lâh-mài[5]) wūh-Čú k'āng-k'óh-léh-méi té'h-t'éh-pùh-mâ méh-rh-hôh-i hāh-čeng-yīn
Čī-lâh niài pôh-šēn wôh-šīh-puh-lu 'óh-mūh hôh-rh-'óh-kīh 'óh-čè-hāi Wéi-léh-pôh Čāo-lā'-mài
pāh-hāh-pièh
'á-čīh-pàh-lu làn-'ān-ni Sāh-lū

（以上女眞音譯）

第五節　馬市問題

——（馬市問題）——

北虜と南倭　明の政治家が、國家の二大外患と稱しゝは、北虜及び南倭に外ならず。北虜とは、必ずしも、韃靼のみを數へしに非ずして、東北の兀良哈（オランカイ）をも併稱し、時としては、女眞をも韃虜の名の下に括せしことありき。ともあれ、北虜とは、長城以北沙漠を繞りて散住しけるをいひ、南倭とは、我が日本をいふ倭は一に倭寇を以て稱せられしが、主もに我南陲の海寇を數へしなり。北虜南倭これ明人の套語たりき。吾人は、今、此等の事實を探究することに、兩者の間に著しき類似を認めずんばあらず。試みに見よ、北虜は索頭、倭人は、魁頭なるが、その漢人より見て、被髮といふは同じ。北虜は、弓箭に長し、倭人は、刀槍に勝る。その武力に於て、明人を壓せしは同じ。若し言語風俗の仔細に亙りて、類似を求むれば、蓋し枚擧に遑あらざるべきが、こは、會ま形式の擬似を語るに過ぎずして、更に兩者の發生の動機を探り、或はその內容と經過とを究むれば、寧ろ共通的事實の多きに駭く者あるを疑はざるべし。吾人は今こゝに多くを擧ぐるの要を認めざるが、姑らくその一二をいはゞ、北虜といふも、實は韃靼の眞種のみにあらず。漢人の逃れて、彼等が部落に混じ、一種の假韃となりて、本國に寇せるが、南倭といふも、これに等しく、漢人の海に入りて倭人に混じ、或は假倭の集團をなして、本國を侵しゝこと稀ならず。明は、這般の事情の下に一倍の苦痛を覺えたり。北虜の欲するところは、釆緡のみ。南倭の希ふところ、亦明の貨物を買は

んと欲するに過ぎずして、兩者は共に此欲望を市場によりて滿足せんとせるが、種々の惡劣手段は、市場の主人公たる明人によりて行はれき。不平についで、憤怒は起りぬ。戈を執りて怨を報ゆるに至りて、寇の形乃ち成る、誰か寇の因の、南北その揆を一にせずといふや。南倭を語らんとす、必ずや先づ北虜に思ひ及ばざるべからず。

馬市とは何ぞや　馬市とは、北虜と漢人との間に設けられし、互市場をいふ。明人がその始、馬匹の給を東北塞外種族に仰ぎしを以て、かくは稱せらる。弇州史料によれば、高帝の時、南征北討、兵力餘あり唯だ馬を以て急となす。故に使臣を分遣し、財貨を以て四夷に馬を市へり。而して降虜土目の來朝、及ひ正元萬壽の節、內外藩屏將帥、皆な馬を用て幣となす。これより馬、漸く充實せり、とあり。明の國家が南方に起りしに似ず、その兵力の、開國の初に於て、早くも馬を捕魚湖の上に飲ひ、東して元の遺蘖を松花江畔に驅逐せしは、寧ろ驚異を以て視ざるべからず。兵力の發展につれ、軍馬の不足を告げゝるは、免れず。弇州史料には、洪武二十年、高家奴を高麗に遣はして、馬を市はしめしをいへり。高麗とは、恭讓王の時を指す。王、表請して馬の値を受けず。太祖禮部に諭して曰く

朕の諸番を待つ、務めて誠信を以てす、彼れ前みて約束を聽き、其互市を許す、故に人を遣はして馬を市へり、今彼れ敢て直を受けざるをいふ、豈其本心ならんや、蓋し勢を畏るゝのみ。勢を以て人に逼るは、朕の爲さゝる所、爾それ朕の意を以て其國王に杏して之を知らしめよ。

と、仍りて延安侯唐勝宗をして、高麗馬の至るを俟ち、その用ふべきを擇び、價値を償はしめき。爾時高麗

の送馬三千四十匹といふ。明は遼東にて之を接受せしが、次いで、耽羅國亦馬を以て來貢しぬ。耽羅は今の濟州島をいひ、その馬を貢せしは、因由なからず。島上の馬は、元の征東行省が、その昔、本邦を討たんとて牧畜せしものといふ。明人之を採りて北虜を討つ。奇緣としもいはゞいふを得べし。同二十四年、明は又高麗に詔して馬一萬匹を求めき。八月、權國事王瑤、判繕工寺楊天植等を遣はし、一千五百匹を遼東に致しけるは、今、綸音を奉ず、敢て力を竭さゞらんや、但た比年所產の馬、軀幹短小、懼らくは、以て命を副へがたし。然ども、禦倭致遠、負重耐寒、小邦之に賴れり。敢て先づ以て献ず、その餘は次を以て奉進すと。十一月又た馬二千五百匹を送來せり。明は受けて遼東に牧養しぬ。明が開國の始、馬匹の給　東朝鮮半島に求めしは、北部の兀良哈（オランカイ）、もしくは東北の女直と未だ戰守の狀態に在りしを以て、已むを　ずして、之を半島の王廷に求めしものなるが、太祖が諭して勢を以て人に逼るは、好まざる所といひ、一一その値を給せしに徵し、その如何に軍馬を要せしやを判知すべし。同じき年、兀良哈の頭目哈兒兀歹（ハルウタイ）と呼べるもの、その部屬脫忽思（ドグス）等を遣はして、馬を貢せしめしことあり、帝は命じて、鈔幣襲衣を賜給しぬ。此等の事實は、明かに馬市の先を爲せしものなるか、爾時は我より使を派して馬匹を購買せしものに係りて、未た彼より來りて馬匹を賣らんとせしものあらず。所謂市馬の事實はあり、馬市の名は未だ起れりといはず。洪武の時代は、斯くして終りを告げゝるが、建文帝、靖難の亂に亡び、成祖の北方に卽位するに及び、馬市は邊郡に設けられたり。

馬市の起原　馬市は永樂に始まる　弇州史料によれば、同三年に、遼東の開原、廣寧に馬市を立つとあり、又曰くその互市、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、一は廣寧に於てし、以て朶顏三衞を待つ、各々城を去ること四十里と。弇州史料は、又は永樂九年に、開平馬市の價を定めしを記せるが、この事實の何樣たりしやは、未だ考へず。開平とは、今の承德府の境内にて、熱河の附近にありし元の上都をいふ。假りに、明廷が此地にて馬市を立てしとせば、そは大同馬市の先を爲せしこと疑はれず。ともあれ、永樂帝が、北京の東北、今の滿洲の邊塞に於て、馬市を立てしは、事實なり。帝の兵を所謂北虜に用ひしも一再ならず、就中永樂七年には、車駕克魯倫河に臨み、二十三年には、今の阿魯琿、土剌の河上に至りしことあれば、太祖洪武の時代と等しく、幾多の軍馬を要せるの疑はれず。馬市の設立せられたる、一面這般の事情によりて解釋するを得し。さり乍ら、又た一面より考ふれば、軍國の急需は、斯ゝる平常の設備を以て滿足すべきに非ず。馬市開設の事由は、自ら別個の必要に促がされしを想像すべし。

互市といひ、貿易といふ。自から有無を通ずるにすぎず。明人は、製作品を出し、北人は天產物を出し、各自に利益を規らんには、互市の能事完る。然ども、これ果た個人についていふのみ。吾人は、馬市が南北兩種人の這般の需要に驅られしを認め得るとゝもに、一面此開市が永樂帝の勅命によりて設立せられしを思はざるべからず。吾人は未だ帝が民庶の利益を欲して、此命令を發せしことを聞かず。又た何

樣の意味を以て開設せしを聞かざれども、帝が北虜及び女眞を操縱するの政策より打算して、此命令を發せしは疑を須るさるべし。孔方炤の全邊略記に下の如き記事あり。いふ

宣德六年十一月、總兵官邱凱、廣寧の馬市にて市ふ所の、福餘衞韃官が馬牛の數を上つる。上、侍臣に謂つて曰く、朝廷は馬牛なくして、之と市をなすに非ず。蓋し其服用の物、皆な中國に賴るを以て、若し之を絶てば彼れ必ず怨心あらん。皇祖の其互市を許せる、亦た是れ懷遠の仁なり。

此の言は、宣德帝の口に發すれども、文帝永樂の心事の斯く解せらるべきは、信ぜらるべし。

馬市開設の眞意は、略ぼ知るを得たるが、開市の位置の幾んど遼東に限られしは、吾人多くの興味を以て視ざるを得ず。弇州、史料の文字を襲踏したる明史は、永樂年間に設けられし馬市の一は、共に開原の城の東南に在りて、一は海西を待ち、他は朶顏を待ち、その廣寧に設けられしは、亦た朶顏を待つとあり。此位地は、明代を通じて必しも一定せず互市の數また增減ありたれども、永樂初設の時に於いて三個の中の二個を以て兀良哈を待ちしは、會々此部族の、明の國家に對せる位置を證するものに外ならざるべし。吾人は少しく兀良哈を語らざるべからず。

兀良哈種族の南下　兀良哈をオランカイと音じゝは、朝鮮の稱呼なるが、本邦の學者には、清正公の討入りしオランカイと混じゝもありて、かくては明人のいふところと甚しき相違ありと論じゝもあり。鮮人のオランカイは、豆滿江邊に出沒せる斡兒哈をいひ、清にては之を瓦爾哈といひて、始めよりこの部族に涉るところあらず。兀良哈の意義は、明ならず、蒙古游牧記には、蒙古源流を引きて、烏梁罕とは、乃ち

汗の爲めに金穀倉庫を守るの人、均しく大有福者に屬すとあれど、皇明職方圖には斡欒（オラン）とは、虜語にて大寧といふとあり。明初の兀良哈は、三衞に分たる。朶顏（ノヤン）といひ、福餘といひ、泰寧といひき。（朶顏の據地は、吉林の北方珠家城子附近なるべく、福餘は農安附近なるべく、泰寧は明初海西の臺州站に因めるべし。）

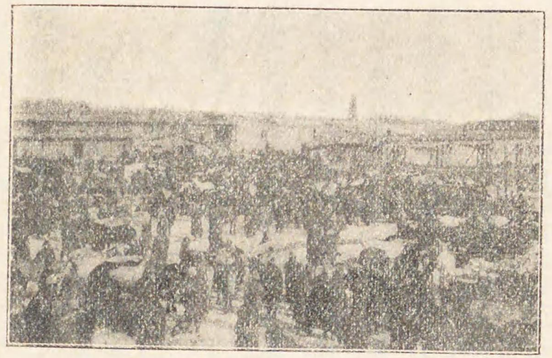

長春の馬市

弇州史料などにては、此の部族の明初よりして、早くも潢水、卽ち今の西拉木輪の南に在りしをいへど、錯る。彼等は元代に於ける朶顏（ノヤン）の部族と考へられ、洪武永樂の時代には、今の洮南府の境域より、東は白都納（ベトナ）、北は齊齊哈爾（チチカル）の地方に亙りて繁衍したるべし。建文元年、燕王棣卽ち後の成祖が、北京に兵を擧げしとき、王の脚は南に向けられずして先づ北に投ぜらる。こは北京の北部なる今の大遼河上源の地、大寧に藩屏たりし寧王をば掠取して、背後の患を絶たんと欲せるなりき。成祖大寧を訪ふて去る、寧王の送りて郊外に至るや、一呼して起ち、王を擁して、南するものあり、之を兀良哈（オランカイ）の衆となす。果して知る、成祖は北虜兀良哈の力を假りて、その志を遂げしことを。此の小說に似たる事實はたしかに、成祖が功を成せしとはいへ、重要なる大遼河の上源地は、爲めに明國の邊備を撤し、遂に後世兀良哈が根據地となれるの素を與へたり。吾人は、之を以て成祖の失政を咎む。ともあれ、成祖は、彼等によりて背後の患

を剪除し、更に彼等を拔いて騎兵を編し、南して建文を滅ぼせるが、此等の功勞に對する報償は、先づ彼等部族間に議せられたるを得ず。明人は、此間の報償を以て大寧の兀良哈三衞に與へられきと解するもの多數を占むるが、この想像は全く錯れるにせよ、明の兀良哈の部族を待てる、自ら從來と殊る所ありしは、いふをまたず。遼東に於ける兩個の互市場の開かれしは、實に背面に於いて此種の問題の關連せしに非るか、永樂元年、成祖位に卽き、翌々三年、早くも馬市を設けたりしは、此間の消息を說明す。

女眞懷柔　女眞馬市に對する永樂帝の用意は、兀良哈のそれと、同一に觀取するを得べし。明初の女直は、松花江及び豆滿江、併びに烏蘇利江の流域を數ふるが、主なるものは、吉林方面より來る集團を擧ぐべし。開原の南關に設けられたる市場は、海西女直を待つとあれど、實は海西卽今の松花江下流の女直のみに充てしにあらずして、建州女直、野人女直も、凡べて此市場に來れるなりき。尤も建州女直の遷徙せし後は、新に撫順關を開いて、馬市を設けたり。女直は滿に充たず、滿に充つれば敵すべからずとの語は南人の甚しく顧慮したるところなれば、彼等を待つの用意や、亦決して疎なりしといふを得ず。女直馬市はいふまでもなく、懷柔の政策の下に開設されたるが、蕞爾たる開原に兩個の互市を置き、兀良哈との混同を避けたる、貢道の各々殊れるといふよりも、或は乃ち双互に牽制せんとする用意に出でしなるべし。ともあれ、馬市は、陳鉞が外夷の馬を資りて、中國の用を爲すにあらず、蓋し朶顏の心を結びて、海西の黨を撤するに在りといへるを以て、此制度の起因と解すべきなり。

永樂三年に開市されしは、存續して正統十四年に至り、其二をば停罷せり。二とは兀良哈の馬市をいふ。其間約そ四十四年を經たりき。成化十四年、冬、遼東巡撫の請によりて再び開立す。朵顏三衞に對する開市の數は、永樂初年と殊なるを見ざりしが、女直馬市は、成化以降、漸く其數を加へり。その詳は後節に言ひ及ぶ所あるべし。

馬市の位地　馬市は一定の地點を指定して設けられ、在來の城内に行はるゝは無し。永樂の初制を見るに、下の如し、全遼志の關梁を記せるに以らく、

永樂三年、遼東の開原廣寧馬市を立つ——其市を立つる、一は開原城の南に於てし、以て海西女直を待ち、一は開原城の東に於てし、以て朵顏三衞を待つ、各々城を去る四十里。

と、去城四十里とあるは、明かに初制を示すものなるが、廣寧馬市のみは、始よりして甚しき異同あらず。全遼志によれば、

廣寧馬市。團山堡にあり。朵顏、泰寧三衞の諸夷、此に於て賣買す。

と見ゆ。團山堡を以て稱せられ、廣寧城の北三十淸里の地にあり、初設の市場は、これより較々東北なる鐵山に在りしと知るべし。開原の馬市については、記載區々なるが、全遼志は、下の如き記事を收めり、いふ。

女直馬市。永樂の初、城東の屈換屯に設く。成化間二城の南門外の西に改設して、毎歲海西の夷人、此に於て買賣す。

達達馬市。成化間、古城堡の南に添設す、嘉靖三年、慶雲堡の北に改む、毎歲、海西、黑龍江等の衞の夷人此に於て買賣す。

屈換屯の所在は明かならざるが、大概れ威遠堡の東方に在りしなるべし。成化にいたり、初制を棄てゝ城南に改設せりと見ゆ。嘉靖以前の記錄に南關市とあるは、之を指せるものにて、廣順關即ち哈達河の上流に在りしものとは、混稱すべからず。全遼志が之を女直馬市と稱するより推して、永樂以來、海西建州の互市場たるを知る。古城堡の馬市に、之を添設せりとあれば、從來の市場の外に新に開設しきと視るを得れど、實は、改設せるものと思はれざるにあらず。永樂の初設は、一は開原の南にて、一は開原の東なるが、その東なるは、移りて南關外に設けられしことゆゑ、南なりしは、別に地點を易へしにあらで、自ら古城堡に移さ

れしなるべし。究竟、開原には兩市あり、東南なるは、女直を待ち、西北なるは、兀良哈を待ちしと解するを可とす。但し永樂初設の南市の、何れに在りしやは確指するを得ず。廣輿記か之を記して、馬市一は開原城南に設け、一は開原城東に設け、一は撫順に設け、一は廣寧に設け、一は古城堡に設けらるとあるは、固より記述の順序を誤れるものにて、明史の記事と擇ぶところあらず凡べて謬れり。

永樂以降添設せられたるは、撫順に於ける馬市を數へざるべからず。こは建州女直の、渾河上流に遷住しけるよりして、自ら此流域の通路に於て互市場を要求せしものなるが、此要請を明廷に容れしめしは、建州女直の名酋董山の手腕に出でり。全遼志に下の記事あり。いふ。

撫順馬市。城東三十里。建州諸夷人、此に於て交易買賣す。

本文によれば、馬市は撫順關外にあらざるべからず。三十里は、二十里と改むべし。讀史方輿紀要に、撫順關を記して、撫順所の東二十里、馬市を此に置くとあるを正しとす。此馬市は、萬曆中、金國汗奴兒哈赤が市夷に扮して關を襲ひ、大業を創建するの端を啓きしこと、て最も多くの感興を吾人に與へり。

馬市と邊關　馬市の位置は、朝貢道の限定されし以前と以後とは、自ら相異るところあらざるべからず。遼東に於いて、貢道の定まりけるは、蓋し正統七年以降、邊牆の創設されたる後に在るべし。邊牆は遼西及び遼東の地域を包括したるものなるが、明の此等巨大なる長塞を築きしはいふまでもなく、兀良哈の來寇と女眞の侵掠とに備へしに外ならずして、明は一定の塞上に邊關を設け、某種族は某關に由るべしとの指令を與へたるの外、他は一切の來路を許さず。吾人は此例證として全遼志の記事を引くを得べし。廣寧馬市に關しては、白土廠關、廣寧城北七十里、夷人の入市は此に由るとあり。天下郡國利病書によるに、廣寧の馬市は、城の東北七十里にある鎭遠關に由らざるべからず。吾人の想像すると

ころにては、城の北といひ、東北といふも、同一地を指せることなれば、鎮遠關とは、白土廠の雅名なるべし。關の位地は、今の白土廠邊門より猶ほ二十清里の外にあり。（今の白土廠邊門は廣寧の東北五十里、康熙十五年の建設に係れり）開原馬市に關しては、鎮北關、開原城の東北七十里、夷人の朝貢入市は此に由る。とあり。大明會典（弘治刊本）に海西建州の來貢は、開原に由るをいひ、歲十月初を以て驗放して關に入るとあれば、鎮北關は蓋し正統以來の舊制に係れるを知る。兀良哈の來路は明確の記載を缺けるが或は乃ち女直と同一の關門を經たるべし。强いて別路を求むれば、慶雲堡の西方新安關（今の通江口）に由れるの外あらず。尤も此關は、成化以後の新設に係れり。

撫順關及び馬市　撫順馬市は、撫順關に由る。全遼志に之を記して曰く、撫順關、瀋陽城の東北、撫順城の東二十里、建州夷人の朝貢買賣此れに由ると、九邊圖說に、撫順城と邊との距離を記して二十里とせるは、會々此記事の誤まらざるを證す。馬市の遺址は、吾人未だ踏査を經ざれども、關の故址は、渾河の左岸に今、關口と稱せられあれば、此地の南方は、やがて馬市の所在地として信ずるを得べし。以上を約說するに、馬市は邊牆の內部に特設せられたるものにて、これに出入せんとする女眞人及び兀良哈は、一に指定の關門を經ざるべからず、かの成化中、海西女直の酋長李撒哈（リサハナ）赤が撫順關に由らんとしける時、遼東の守臣は、海西は開原に由るべく、撫順を經べからずといひてそが入關を拒めるにて知るを得べし。これら關門の位地、及び數の多寡の、明廷に在りて、兵要上重視せられしはいふを須ゐず、外種族にとりては、

貿易の門戶と來寇の要路とを兼ねしこと、豫め知るを要す。吾人が前に指稱せし建州の名酋董山の、明廷を要して撫順關を開かしめしは、女直が爾時著しき利益を收め得たるのみならず、後の建州は、實に此關門によりて惠澤を享くるを得たり。勿論此等の邊關と馬市とは、双互に關連せしものにて、獨り貨物の分布のみといはず、支那の文化は、馬市あるによりて、邊郡に將來せられ、邊關は、又た此等の文化を吐きて塞外に輸出せり。吾人が、撫順馬市あるに非れば、建州の發達を得ずとする、亦これに外ならず。

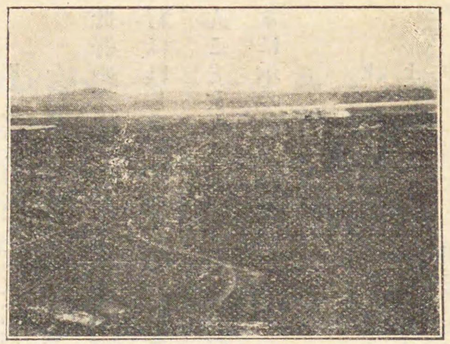

撫順及渾河の展望

官市と私市　馬市は、馬匹の賣買に始まりしを以て名を負へしかど、其實は、一般互市の名稱に解せらる。市には、官市と私市との別あり。官市とは、外夷の貨物を官買するをいひ、私市とは、一般人民の購市をいふ。弇州史料によれば、隆慶五年、宣大總督王崇古の北虜互市の經過を報告せるに、

大同の得勝堡は五月二十八日より六月十四日に至る、官市、順義王俺荅の部の馬千三百七十疋、價萬五百四十五兩。私市、馬贏驢牛羊六千、撫賞費九百八十一兩。新平和は七月初三より十四日に至る、官市、黃台吉擺腰兀愼の部の馬七百二十六匹、價四千二百五十三兩。私市、馬贏牛羊三千、撫賞費五百六十一兩。宣府の張家口堡は六月十三日より二十六日に至る。官市、昆都力哈永邵と大成の部の馬千九百九十三匹、價萬五千二百七十七兩。私市、馬贏牛羊九千、撫賞費八百兩。山西の水泉營は八月初四より十九日に至る。官市、俺荅多羅土蠻委兀愼部の馬二千九百四十一匹、價二萬六千四百兩。

私市、馬贏牛羊四千、撫賞費千五百兩。兩市皆な擾なし。

と遼東馬市が、これら兩市の區別ありしは、永樂中遼東の官軍の馬匹に缺けるものをして、各々馬市につきて收買せしめたるに徵し、知るを得べく、皇明實錄宣德九年十二月には下の如き明文あり、いふ。

行在兵部奏す、朝廷は廣寧開原等の處に於て、馬市を立て官を置て之を主り、以て外夷の交易を便にし、敢て侵擾するものなし。凡そ馬市に到る、官之を買へ、餘は諸人の市をなすに聽かす。近ろ聞く、小人或は酒食衣服等の物を以て、中途に邀ひ、或は事務を詐張し、以て誘脅をなすと、甚しく遠人向化の心を沮む、請ふ禁約を揭榜せんと、之に從ふ。

——（上卷第五節）——

此等の文字を玩索すれば馬市は本來官營に係り、その一般私市と雖も、等しく馬市監督官の指揮の下に行はれしを疑はず。明の國家は、私人の利益を妨げざるよりは、寧ろ此貿易の邊患を弭むるに效果あらんことを希へしかば、茲に官私の貿易に關して、法定の價値を公示せり。全遼志の記事によりて、考察するに示の如きを得べし。

永樂三年

上上馬　絹八疋、布十二疋　　上上馬　米五石、絹布各五疋

上馬　絹四疋、布六疋　　中馬　米三石、絹布各三疋

中馬　絹三疋、布五疋　　下馬　米二石、絹布各二疋

下馬　絹二疋、布四疋　　駒　米一石、布二疋

駒　絹一疋、布三疋

明の記錄は、永樂以後に於て法價の變易されしを示さず、大明會典萬曆十五年修の記載、又た以上の事實にすぎざれば、大體に於いて此表準を行ひしことゝ知るべし。

互市稅率の公布　馬市は、一般貿易品に對して互市稅を徵收せり。之を馬市抽分といひき。明史の記事に、開原は月に一市、廣寧は月に二市、互市の稅を以て撫賞に充つとある、卽ちこれなり。法定の抽分を擧ぐれば、左のごとし。

——（馬市問題）——

兒馬一匹	銀五錢	貂皮一張	銀二分	段一疋	銀一分
馬駒一匹	銀三錢	豹皮一張	銀一錢	鍋一口	銀二分
騸馬一匹	銀六錢	熊虎皮一張	銀三分	絹一疋	銀一分
大牛一隻	銀二錢	鹿皮一張	銀二分		
小牛一隻	銀一錢	麂皮一張	銀五分		
中牛一隻	銀一錢五厘	狐狢皮一張	銀一分		
牛犢一隻	銀五分	參一斤	銀五分		
騾一頭	銀三分	松子一斗	銀二分		
綿羊一隻	銀二分	蜜十斤	銀一分		
山羊一隻	銀一分	蠟一斤	銀一分		
木耳十斤	銀一分	木枯十五斤	銀一分		
馬尾一斤	銀一分	驢一頭	銀一分		
		禊子一件	銀五分		
		鐵子一件	銀五分		
		木獺皮一張	銀二分		

以上は全遼志の所載に就て列記せるが、遼東の馬市の何物を貿易せしやは、此の記錄あるによりて知るを得、概見するに塞外種族は、天産物を供給し、明人は、段、襖子、絹等の衣服材料、鍋の如き食器、鏵子の如き農具を提供せり。いふまでもなく、此等は一般を公示せるものにて、その餘の貨物はこれに準せりと察せらる。貿易禁止品は、主として兵器及び火藥材料等を擧ぐべし。吾人は、讀者が此等多數の品目を瞥見して、自から無限の興趣の禁ずる能はざるべきを信ぜんとす。

市稅と撫賞　撫賞といふ名目は、馬市にのみ適用さるべきにあらず。されど、此市場より徵せられし稅幣は、概して撫賞の費に充つることに定まれり。遼東志（嘉靖刊本）によれば、下の記事を見る。

大抵遼土、諸夷環落し、性貪惏多し。故に或は戰はざるを以て上兵となし。羈縻を奇計となす、朝貢互市、各撫賞あり。外、又沿邊報事あり。近邊の住牧に及びては、鹽米を換ひ、酒食を討す。夷人の舊規に、守堡の官は、量處撫待せよとあり。近者、官公に奉せず。軍骨を刻みて科派を恣にし、夷利を貪りて暗に交通す。反りて撫賞の煩をなす、戒めざるべけんや。

明史三衞傳の馬市を記せる條に此事を言ひ及べるは、更に要を得たり。いふ

成化十四年、陳鉞、東を撫し、復た、三衞の馬市を開く。通事劉海・姚安（ヤン）朶顏を侵牟す。諸部怨を懷きて廣寧を擾し、復た來市せず。兵部尚書王越請ひて參將布政司の官、各一員をして之を監せしめ、侵越する所あるなからしめ、遂に海・安二人が罪を治し、海西及び朶顏三衞をして入市せしむ。開原は月に一市、廣寧は月に二市し、互市の稅を以て撫賞に充つ。

知るべし、互市の稅の、一般に撫賞の費に充てられしことを。然らば、撫賞とは何ぞや。吾人の知るところを以てすれば、撫賞といふは、漢人が自尊の態度より撰びたる文字に過ぎずして、實は外・夷の懼心を買

ひ、邊患を緩めんとする一種の贈賄の意に外ならず。尤も明廷にて、始めの程は夷人に對する撫賞の種類及品級を公示しぬ。遼東志によれば左の如し。

撫賞。　海西朝京。都督、每名牛一隻大菓卓一張、都指揮、每名半一隻、大菓卓一張。
供給。　海西買賣。都督每名、羊一隻。每日卓面三張、酒三壺。都指揮、每名、羊一隻、每日卓面一張、酒一壺。一部落、每四名、猪肉一斤、酒一壺。
賞賜傳報夷情夷人。　白中布二疋、卓面二張、酒二壺。
撫賞三衞買賣達子、　大頭兒每名、襖子一件、鍋一口、靴韈一双、青紅布三疋、米三斗、大菓卓面半張。
零賞三衞達子。　每名布一疋、米一斗、兀堵酥一双、靴鍋一口、每四名、菓卓一張。

以上は、撫賞の表準となるべきものにて、その必しも斯く行はれしや否やは、信憑する限りにあらず。遼東に於ける實情の何樣たりしやは、その詳を得ざれども、皇明實錄（嘉靖二十五年十月）を檢すれば、實に下の如きを得べし。

御史張鐸奏す、七月十二日、遼東總兵張鳳、巡撫於敖、其中軍都指揮陳守節をして、馬市の諸夷を犒はしめて鹽物を尅減せり。諸夷服せず。守節、鳳に白す、鳳之をして箠せしむ。死するもの七人、夷遂に三千餘騎を以て、虜臺を政め、十六人を殺し、六人を焚く、備禦指揮李鉞・李自暘禦くこと能はず。その夕又た岐山の東の空臺二を尅し、其殺掠を縱にして去る、罪よろしく重治すべしと。旨を得て敖・鳳の俸三月を奪ひ、鉞は官を免し自暘等は逮問す。既にして鐸又た敖等の撫賞方に乖き、夷酋を死せしめたるの罪を劾す。

此事の事實は、遼東の武官等が、互市稅を私せんとしたる結果、從來の酒食を尅減して、遂に女眞人の憤爭を招致したるの著しきものとす。隆慶中、大同にて俺答汗（エルダン）との間に、互市の行はれし時、撫賞の甚だ厚かりし爲め、兵士の餉銀を省きて、之に充てしが、頻年賞を加ひ、要求滋々甚しく、當路の人に苦痛を感せしことあり。されど明史の記事によれば、これ唯に撫賞の厚かりしのみに止らず、實は關係吏人の甚しく乾沒せし結果なるを證す。以上鹽物剋減の場合は、遼東にも、これと同一事情の行はれしを語るものと想像すべし。

一種の强求稅と密商　互市の稅率以外、一種の强求稅の徵せられし事は、必然なれど女眞人等市夷の方面に何等記錄の存在せざる以上、其詳細を知るを得ず。されど、明人の認めたる諸弊を綜合すれば、市夷の不法といふは、多くの場合、漢人の官吏、もしくは商人の私利を規らんとするに關連して、發生せしを推すべし。成化十四年十一月、尙書余子俊の遼東に寄せたる勅諭は、此間の消息を說明せり。大意にいふ遼東、馬市を開設して、海西・朶顏（ノヤン）等三衞の達子に賣買せしめ、有無相濟し、各々生理に安せしむるを許せるは、これ懷柔來遠の道に係る。永樂宣德年間、已に嘗て之を行ひ、兩なから利益ありき。但だ中間の奸詐求賄の徒、妄りに事端を生じ、邊務を阻壞し、橫まに邊釁を惹き、患を將來に貽す、殊に細故にあらず、恁（ナンデ）の部裏便はち出榜曉諭し、馬市を禁約し、開原は毎月初一日より初五日に至り、開く一次、廣寧は毎月初一日より初五日、十六日より二十日に至り開く二次、巡撫官より布、按二司を定委し、管糧官は分

投し親く臨みて監督せよ。仍ほ官軍を差撥し、心を用ひて防護し、各夷に諭し、身に弓箭器械を帶ふるを許さず。止だ馬匹並びに土產の物貨をとり、彼の處に赴き、委官驗放して入境せしめよ。本處亦た違禁の物貨あるの人をして、彼れと交易するを許さず。市畢れば、卽日打發して境を出でしむ。通事併びに交易人等各夷をとつて欺侮愚弄し、馬價を虧少し、及び貨物を偸盜するを許さず、亦た夷人を撥置し、指すに失物を以て由となし、詐騙を扶同して、財物を分用するを許さず、敢て擅まに夷人を放ちて城に入れ、及び官軍人の貨なきものを縱容して、任意市に入れ、貨あるものは內にありて過して市利を規り、邊情を透偏する、事發すれば、但に兩廣煙瘴の地面に撥して軍に充て、赦に遇ふも宥さず。

吾人は此般勅諭の實際に効ありしを信ずる能はず。蓋し、支那人の習性として、嚴密なる法例の宣布さるゝは、徒らに官吏及び關係者をして不法の利益を貪らしむるの具に供するに過ぎざればなり。若し果して、此等禁例にして行はれしとせば、安んぞ同一の言論の爾後に繰り返さるゝことあらんや。姑らく吾人の知るところによれば、正德中、兵部の言議に廣寧、開原には、舊、馬市を設く、羈縻の諸夷、互市の日、宜しく嚴に之が禁を爲すべし、其各城索賞の夷人、但だ百里外に出でゝ之を驗放し、或は塞垣に近きものは、之を驅逐すべし。則ち我に在りて開釁の端なく、彼に在る、潛入の戒を知らんとあり、帝之を可とし、外夷の入市は、務めて期に依り、境を出でしめ、其弓箭の類を夾帶するを禁じ、互市の日に非れば塞垣に近かしめず。管馬市官、併に備禦の軍士の夷貨を誘取し、縱まゝに入境せしめ、私交漏泄するは、罪赦さずとある、或

は、乃ち前に言ひ及べる、總兵巡撫等が嘉靖中互市稅を私服して事端を生起したる、之を上にしては宣德中、馬市の約束を諭達せる、何れも同一禁令を申言するに外ならず。知るべし、通事密商等が法網を脫し、或は乃ち官吏の保護の下に女眞人と密貿易を營みつゝありしことを、勿論、違禁の物とても、女眞人が要求の下に提供せられしを否定する能はず。弘治十六年、吏科鄒文盛の疏によれば、下の如きの實情を得べし。

遼東先年、三衞內附し、東夷効順せしにより、廣寧、開原に於て奏して馬市を立つ。當時、虜は、欵を輸せしに因り、馬を以て鹽米に易ふ。彼れ食用の物を得、我れ攻戰の具を得たり。近ろ賊虜狡黠にして用に堪えざるの馬匹を賣り、持して入市するは、惟だ榛松貂鼠瘦弱の牛馬のみ。又た此を假りて、虛實を窺覘するものあり。中國罔利の徒、之れと結交し、甚しきは、竊かに兵器を賣り、軍情を洩漏し、監市分守等の官ありと雖も勢、禁する能はず。竊かに聞く、虜は所易の鍋鏵をば出關の後に、盡く毀碎融液し、所得の豆料は、專ら以て飼馬に供すと、其志や知りぬべし。又聞く、邊を犯せる後、所掠の銅鏡等の物をとつて貨賣し、東酋等は所掠の男婦を係縶して至り、詭きいふ、三衞にて得たる所なりと、其家族を邀ひて贖取せしむ。官軍は惟に敢問せざるのみならず、而も且つ餽るに、酒食米鹽の類を以てすと、寇に兵を借し、盜に糧を資すとも、孰れかこれより甚しきや。乞ふ關市を罷めん。

かの清朝の道光年間、廣東通商に於いて、伶仃期の第二期より第三期に亙れる密商阿片の光景は、正さに

移して女眞貿易の實際を推するの至當なるを信せざる能はず。

人參問題　馬市に提供されし女眞の貨物中、人參は最も多くの交涉を吾人に敎へたり。そは、此天產物が、遼東邊塞に於ける最も近き地方に在りて採集されしに外ならず。明朝に入りてより、該地方に於ける野生人參の聲價は、一時に顯はれぬ。明は、實に遼東都司に命して、採收の幾何を貢進せしめたり。採收地の範圍については、詳なるを知らざれど、蓋しそが始に於ては、大摩天嶺附近の森林に就いて採收せしなるべし。かゝりしが採收の頻繁なるにつれ、遼東の近地は、漸く缺乏を告げ、都司が命令せし東寧衞の人民は深く太子河の上流より蘇子河の流域に亙りて採收の手を伸べたり。こは定めて天順成化間の實狀なりしと覺ゆるが此結果として、明は、採參上、新たに重大なる爭端を構成しぬ。そは外ならず、正統中、建州女直の大集團の、一は吉林方面よりし、他の一は豆滿江附近より、今の佟家江の上流及び蘇子河の谿谷に移住し來りしとこれなり。いふまでもなく、此等の移住地は、明廷の同意を得たるものなれば、そが地方の利權こそ、彼等女眞人を以て主とすべきものなりしなれ。人參の明人に貴重されしは、前に言ひ及べるが、女眞人は、實に又之を以て重要なる利源と解釋しぬ。彼等は

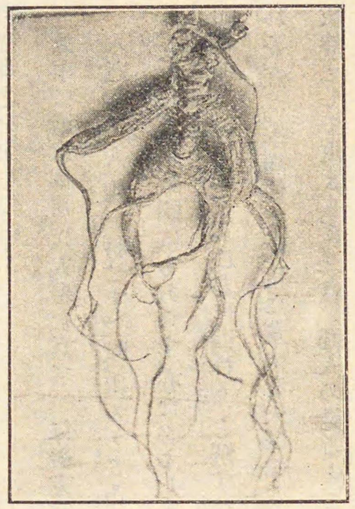

滿洲野生人參

採收の漢人を殺害しぬ。或は追尾して遼東の內地を犯しゝも稀ならず。皇明實錄成化元年の記事によれば下の如き記事あり。曰くこれより先、東寧等の軍民、私に境外に出でゝ人參を採取し、建州女直に傷けらる、自餘二十三人逃れて朝鮮の境に入る、朝鮮國主、資して送來すと、這般の事實は、以前にも疊見せしところなるべきが、明は、遂にその苦痛に耐えずして、遼東例貢の人參を停免せり。之を成化三年とす。皇明實錄之を記して曰く

故事に遼東都司、歲人參を貢す。每歲東寧衞の卒を役し、境を出てゝ採辨せしむ。時に建州女直、頻歲入寇して、人生を聊せず。賦出るところなし。巡撫都御史素愷等以て言となし、之を免せり。

と、女直は本來敵國にもあらず、亦た必ずしも兀良哈（オランカイ）の指嗾をのみ受けしにあらざれば、寧ろ採參問題の、頗る彼等が憤怨を買ひしに因れりと解すべし。ともあれ、明と女直との交戰は、その歲十月を以て行はれ、女直は、李滿住父子、併に董山を失ひたるが數年ならずして、又其勢力を回復しぬ。採參の紛爭は、遂に依然として更まらざりき。吾人の見るところにては、明人の傲慢なる態度は、何等自ら抑制を加ふることあらず、こは必ずしも採參上の問題のみといはず、互市上に於ける欺侮騙詐の所業は、必ずや質朴なる女直野人の憤を買ひしを疑はざるべし。此等の諸點より觀取すれば、後年清の太祖が、明人との紛爭の解決を、一に刀槍の上に求めて、敢て疑はざりしを以て、寧ろ正當なる手段なりしと認めざるを得ず。尙ほ、吾人の附言するを得るは、清の太祖も、亦人參に對して苦しき經驗を嘗めし人たりしこと是れなり。

清太祖實錄本邦傳鈔本によれば、下の記事を得べし。

我國の明人と人參を以て交易する、水を用ひて之を漬す。明人佯りて市ふを欲せず。國人は、朽敗を恐れて急に售り、多く價を得ず。上、民用の充たざらんを慮り、煮て之を暴らし、以て售らん欲す。諸貝勒（ベイレ）大臣之を難ず。上、聽かず。法の如くに制せしめ、急に售らず。價を得ること常に倍し、民用以て利あり。

此事實の萬曆三十三年記事に收めあるは、信ぜらるべきや否や、吾人の知るところにあれば萬曆三十七年中、御史熊廷弼が、故らに互市を停止して、彼等を窮窘の地に陷らしめしことあり。武備志に、當時女眞人の實狀を錄して曰く

廷弼乃ち西虜を欵し、東北江夷を致して其黨を携へり。時に貢を許さゞるもの二年。其の人參浥爛して十餘萬觔に至る。奴（ヌ）も亦た窘めり。乃ち聽勘して、稍々故地を還す。

と吾人は、此所傳の正しかるべきをいはんとす。何となれば、太祖が平常、貿易に於ても、民用の不足を慮りつゝありしやは、想像されざるに非れども、諸貝勒（ベイレ）大臣の齊しく此議に與りしといふに察すれば、別に一大動機の、太祖が工夫を促せしと解するを妥當とす。尤も熊廷弼のかゝる政策をとりしは互市の商人が故智を藉り來らずとはいふべからず。互市の開否の、彼等が部族の膨脹につれて、影響の大なりしこと、又以て想像すべし。

馬市の變改及び增加　嘉靖以前に於いて女直に對する馬市は、鎭北關に由れる開原の南關市、及び撫順關に由れる撫順市を擧げたるが、隆慶萬曆の交に至り、馬市は下のごとく變改せり。

廣順關。　一に南關と稱す。開原の南哈達(ハダ)河の上流にて今の古城堡の西南に近し。此附近に南關市は移設せられたり。こは、海西女直の名酋王台が來りて新城を其地に經始し、其勢力の一時全女直を壓せしに因る。明の將軍李成梁等は、此勢力を利して藩屏となさしめんとの考慮ありしかば旁、互市場を廣順關外に移設せしなるべし。王台の部族は淸に哈達 Hada の萬汗といひ、後併せらる。

鎭北關。　一に北關と稱す。開原の東北なる葉赫(エホ)城の南、孤榆樹の附近に在り。こは定めて、慶雲堡互市の移設と解すべし。葉赫 ye-he は本と蒙古の杜默特より來りしが、金台失、白羊骨の二酋出づるに及びて、實力勢望共に哈達の下に在らざりき。明の互市場を移せしは、これ又た懷柔の意に外ならず。淸の天命中、太祖に攻陷らる。

撫順關。　前と同じ。

淸河城互市。　太子河の上流にあり。

靉陽互市。　靉陽邊門附近に在り。

寬甸互市。　寬甸に在り。

淸河以下の諸市は、萬曆元年、寬甸一帶の女眞人を驅逐して、新地を展開せし時開設せる互市場となす。東夷考略に之を傳へて曰く

萬曆元年、兵部侍郎汪道昆閱邊す、總兵李成梁請ひて寬奠等の六堡を展せんとす。其地、北は王杲に界し、東は兀堂に隣る。計必爭にあり。會々杲、戮に就きぬ。兀堂亦た異志なし。十岔口・寬奠堡を修築するに當り、巡撫都御史張學顏按視す。兀等堂數十酋環跪して稱す、修堡塞道、內地に圍獵するを得す。願くは賞于して所在に鹽布を易へんと、都御史、工の竣りしとき、疏して寬甸永奠に市するを請ふ。制して曰く可と、これより諸夷互市を利して敢て跳梁するなし。

と本文によれば女眞人は哀憐して開市を望みしやに見ゆれども、こは必しも然らず。明の寬甸六堡を開拓せしは、實は自己の力量以外に出でしものなれば互市の利を昭はしめて、以て一時の緩和策を講ぜしに外ならず。尤もこの地の維持は、三十年の久しきに亙りて持續されしが、淸の太祖、大に建州に起るに及びて、敢えなく六堡を放棄しぬ。互市も亦それと丶もに廢せられたりき。明人の記錄には、此市に於いて何等馬匹の交換せられしをいはざれど、吾人は馬市の名の下に括するの便を思ひて此に言ひ及べり。

契丹と打女眞

これより先き、州(寧江州)に榷場あり、女眞、北珠、人蔘、生金、松實、白附、蜜蠟、麻布の類を以て市を爲す。州人其置(チ)を低うして、且つ之を掏辱す、之を打女眞といふ。州既に陷る、之を殺すこと遺類なし、遼兵の甲馬三千を獲、退いて長白山の阿朮火(アシホ)を保つ、阿朮火は、女眞居るところの地、河を以て名けるなり。（契丹國志）

第六節　明國と女眞人との交渉

成化三年役の經過　建州女直に名酋董山出でゝ、富强頻に加はりしは、前に言ひ及べり。富强の度の加はるにつれて、寇掠も亦た頻繁ならざるを得ず。遼東の困憊は、今や事實となれり。賴むところは、中央政府の威儀を示して、彼等を懷柔するの一法のみなりしが、天順三年の春、遼東は、彼を詰責すべき好辭令を得たり。そは外ならず、都督董山が、李氏朝鮮よりして、正憲大夫中樞院の制書を受けたりといふ風說なり。これ明かに私通なり。建州も、此一事のみは、明吏に知られんことを恐れたるものゝ如し。當時遼東巡撫の報告には、建州女直は、朝鮮と結びて入寇を謀れりとありしかば、北京廷は、錦衣譯者の某といふを建州に發遣して、其虛實を詰りぬ。董山は自白せり。明は、又彼を京師に致し、その久しく廢絕したる朝貢をも望みしが、董山は、明使の請に從へり。董山の胸底には、我裸身國を出てたりとも、漢兒尙ほ何をかなさんとの驕慢を潛めしことなるべし。何喬遠が、彼れの着京を記しけるに、董山等は、罪を悔ひて來朝し、朝廷之を責むるに及び、皆頓首して謝せしが、出でゝ禮部の賜宴に赴くに及びて、其部下の指揮には、嫚罵の語を出し、厨人の銅牌を褫へるもありき。給賜の時に、彼れ自ら素蟒衣、玉帶、金帽の類を要求せること一一ならず。朝廷は請に任せて給しきとあり。董山が驕慢にして、目に王法なかりしや、以て想像すべし。とにかくに、明は此不遜の夷、董山を朝廷に致しゝを以て、建州女直は、爲めに我れの威に

服せんと思ひの外、遼東よりの報告を檢すれば、女直の侵寇は、依然として休まざりき。明は董山の歸るを欲せりき。彼は中途なる廣寧の驛舍に於て拘束され、次いで命を授けぬ。この事件は、成化三年の春に起りしと覺ゆるが、その歲九月二十四日、將軍趙輔は、兵五萬に將とし建州征討の途に上れり。

趙輔の中軍が、撫順關を出て、今の薩爾滸（サルホ）城附近の密林に出で、苦しき接戰を見しは、さもありぬべし。建州女直にとりて、彼地方こそ、死守すべき險隘なりしなれ。趙輔の報告に、賊は大山を占め、嶮に據りて敵を迎へきといひ、又賊は俱に五嶺及ひ以東の密林に在りて、官軍を隘阻すとあるは、すべて此地方のことなりけり。されど、九月二十四日に撫順關を出てし明兵が、十月四五日を以て、女眞の根據地に入りしとは、先つ以て成功の捷を認めさるを得さるべし。勅書、朝鮮國の帖文、番書、及ひ器械の數々を其地に獲たりとあれば、虎城の此時を以て、一旦明軍に屠られしは、疑はれず。虎城は、一に古城にも作れり。李滿住及ひ董山の寨は、今の興京の地方に在りしといへば、その虎城とあること、竈突山の女眞名なる虎狼（ホラン）山の頭字を取れる略稱とも視るを得べし。彼等の寨は、卽ち竈突山に近かゝりしなり。明軍の別隊の鳳凰城方面に向へるは、幾何の行程を經過せしや、當時の記錄は、徒らに多數の小砦を屠りしを報するのみにて、前鋒の婆猪江を渡りしやすら恠まれしに、意外の捷利は、援軍の手にて收められき。そは、朝鮮より東路に出てし一萬餘の兵にて、滿浦鎭の渡河點より、鴨綠江を越え、兀彌（ウミ）府といふに攻め入りしが、建州衞の老酋李滿住父子が、その地に逃れ居りしを偵知して、捕斬しけり。朝鮮は、前に建州女直との私交を以

て、慍を明廷に買ひしことなれば、そを恢復せんとして出兵ししに、左迄の戰も交へずして、敵の巨頭を得しは、得意想ふべし。當時發遣せる將軍等が、大樹の白を斫りて書しけるは、某年月日、朝鮮の大將魚有沼建州を滅して還ると。明兵の、その地に到りて白書を見しは、彼等が退師の後なりしものゝことし。

戰役の女眞に及ぼせし効果　成化三年役は、女直の名酋の數多を失ひたれば、一時彼等の侵寇を緩くせしは事實なりしが、さて又他方より考察するに、天順以來遼東に蓄積せし兵餉及び武器は、殆んと此時を以て用ひ盡されき。虛實を窺へる北方の外夷は、果して侵犯し來れり。建州女直も、明軍退却の後は數年ならざるに容易に其勢を恢復しぬ。征討軍の參謀たりし李秉か、獨り遼東に留まりて、善後の策に腐心し、邊費の增加をも厭はずして、東方の邊牆を起しゝは、女直の恢復を顧慮せしに出てしや明けし。女眞人の明人を烈しく恨みたるも、亦緣由あり。その事情は、種々なるべきも、董山を處刑し、併せて、その殘餘の一行をは、廣西、福建に流しやりしこと是なり。董山の死狀は、女眞人間に明かならず。彼等は全く漢兒に欺殺されしとのみ信じゝなるべし。董山が明代を通して傑出せる女眞人なりしは、前に言ひ及びたるが、女眞人の甚しく系譜を尊重せしも、亦故都督を思慕するの一因ならずといふべからず。明廷も、彼等の反撥力には、意外の感をなしゝならむ。當時さる明人の評にも、總兵の謀を爲すこと遠からず、少しく克捷あれは、遽爾に師を班せりといひ、捷利の實も、其聲の大なりしに似ずと譏りしが、朝廷も戰後の經過の太しく良好ならざるを覺りしと見え、成化中、董山の遺子、脫羅（ドロ）と呼べるを召し出して、指

揮となし、他の從犯者は、秩を降して襲官するを得せしめき。女眞は、復び通貢しぬ。されど、寇掠は、歲に邊上に絕たれしに非ずして、彼等は、何れも董山の讐を報ひんとすと聲言せり。

珍珠豹皮の價値　成化の中葉に至り、遼東の邊吏は、又しても女直の恨を激發しぬ。その次第を繹ぬるに、開原の驗放夷人官に、管指揮といへるありき。海西の兀者（ウチヨ）前衞都指揮李撒赤哈（サチハ）といへるものゝ入貢を要して、珍珠豹皮を受けしと覺えたり。撒赤哈（サチハ）は其次第をば、番書に認め、北京廷に訴へしを以て、兵部は文を遼東に移し、事の眞僞を勘せしめぬ。管指揮聞いて大に懼れ、兀者（ウチヨ）の本衞都督たりし產察（サンチヤ）の歸期を賄ひ、產察の言を以てその無告を僞證せり。撒赤哈（サチハ）は之を聞いて深く產察を怨みぬ。聲言すらく、我れ能く遼東に寇すべしと。遼東の官吏は、之を聞いて由々しき大事に思ひ、番書を認めて撒赤哈（サチハ）を招き、親しく廣寧に來りて對決せしめんとしき。撒赤哈（サチハ）は直ちに招きに應しぬ。彼は所部の十數人を引率し、撫順關より進みて廣寧に赴かむとしゝが、參將周俊なもの、時に開原を守り居りて、撒赤哈至りなば、眞情の暴露せんを恐れ、報しけるは、海西人は本と撫順關に由るべからず。一旦此道を熟知しなば他日の患や測り難からんと、廣寧の官吏等は、此等の言の譎詐に出てしを虞らざりしと見え、直ちに撒赤哈（サチハ）一行をは、中途に阻止せしめり。撒赤哈は既に撫順關に入りぬ。令を得たる彼れは、大怒しぬ。箭を折り恨を誓ひ、再ひ關外に馳せ去りき。時に建州女直等、董山の怨を報ひんとし、力足らされば海西の勢を藉らむと望み居りしことゝて、撒赤哈の來れるを幸ひ、建州に留めて還さゞりき。海西と建州との握手

は斯くして成り立てり。吾人の知るところにては、建州の海西と相連りて、明に當らんことを輩圖せしは、故都督董山の遺策に出てたるものにて、彼れの生存中にも、已に手を下しゝことありき。馬文升の言によるも、董山等梟雄桀黠、これに乘して海西の夷を動せりとありたるが、此方略の大に行はるゝに至らすして、彼は命を授けたり。永樂帝が女眞の集團を妨げ、その部落を分離せしめんとの政策をとりしといふは、信すべき見解にして、事實の上より判斷するも、兀良哈は女直に抗し、女直は、海西と建州と相反目し、野人又た之に抗し、犬牙錯雜して、各々その勢力を減殺せしめたり。也先の亂後、女直に合併の行はれしとはいへ、一旦にして兩大部族の連結を見るに至りしは、明の邊政にとりて、一大失といふの外なし。成化十四年の冬とぞ覺ゆ。此兩部族の大集團は、渾河を下りて邊に入り、今の奉天の東なる鳳集堡に出て、遼陽に迫りて退還しぬ。遼東の大吏は、屏息して城を出でざりしが、廣寧の兵の河を渡りしと聞し時、彼等の兵は、既に建州に向て凱歌を奏しける後なりき、ともあれ、事は、一管某の私慾を充たしゝにすぎざりしかど、一轉して國家邊徼の大患を激生せり。珍珠豹皮の價値も、亦大ならずや。此頃よりして吾人の更に注意せさるを得さるは、建州の脫羅等が、乃父祖の爵秩をこそ襲ひたれ、その實力は三衞を管束するに足らすして、新たに加はりし海西が、却りて建州を壓するの勢を啓きしことこれなり。彼の海西の主なる部族は、哈達及ひ葉赫といひ、兩部族の南牧しけるに至りては、建州は殆と彼等部族の指揮に入れり。吾人は次きに哈達を叙せさるを得ず。

哈達部族の南徙　哈達の海西より來りしは明かなれど、その始めより哈達衞の名にて知られしやは判知し難し。吾人の考ふる所にては、哈達は女眞語の山峯を意味しあれば、其先部族の山寨に據りしより、しか呼ばれしもの、猶ほ明人が海西女直を山夷もしくは、山寨夷の名にて呼ばれしが如し。哈達は都督速黑忒に至りて顯はる。皇明實錄に、嘉靖十年三月女直左都督速黑忒、自ら猛克を殺せるの功ありとし、蟒衣玉帶等の物を乞へり。詔ありて、獅子彩幣一襲、金帶大帽各々一を賜ふ。猛克とは、開原城外の山賊なり。各夷人の歸路を邀へ、其貢物を奪ひぬ。速黑忒之を殺しき。速黑忒は松花江に居り、開原を離るゝこと四百餘里、以北江上の諸夷必絲の路に在り、人馬强盛にて、諸部之を畏れき。往年各夷疑惑の念を抱きて貢せざりしが、彼のみ獨り至れり。朝廷の恩を加へられしはこれらに因るとあり。速黑忒は、清朝の記錄にては綏屯に作れり。始祖の納齊布祿より、四代を經たりと思はるゝが、烏拉と同しく呼倫納喇氏より出てりとするは、疑はし。速黑忒の後には、都勒喜あり、克什納あり、旺濟外闌あり、徹々穆あり、哈達の大部族が開原の東北に近接して、城寨を構へしの年代は、明かならざれど、恐らくは旺濟外闌と徹々穆の間に在りしならん。哈達の吉林より南徙しゝの事情は、蓋し忽剌温野人の逼處せるに基くべし。彼等は又祖速黑忒の功によりて、多く明人と近接するの便を得たれば、貢市の地に近かき廣順關外を擇びしなり。哈達は徹々穆の子に萬汗を出しき。清人は王台と稱せり。次に葉赫を叙すべし。

葉赫部族の南徙　葉赫の部族の主なるは、蒙古より來れり。姓を土默特とす。葉赫の海西に勢を

得たるは、弘治正德の間に在りしならん。清朝の記錄によれば、此の部族の本城は、吉林の西南三清里ほどの山上に在りきといふ。正德年間に、祝鞏革（コンゴ）といへる酋長あり。明人は一に祝孔革（コンゴ）に作る。都督の官職をも得たりしが、崛强にして命を奉せず。その本城は海西の要路に當りしことゝて、貢夷を擁閼して明廷に通ぜしめず。後、彼れは哈達（ハダ）の王忠といへるに殺されたり。祝孔革に二子ありき。長を逞家（チョンチ）奴（ヌ）といひ、弟を仰家奴（ヤンチヤヌ）といへり。清朝記錄によりて考ふるに、此二人こそ、開原の東北なる鎮北關の近地に據りて寨を築きたるなれ。明人は哈達（ハダ）の廣順關外に國せしを以て、南關といへるに對し、葉赫（エホ）を北關と呼びき。北關とは鎮北關を意味す。葉赫は後に至り清朝に血族の關係を結びたり。

對邊策の變革　哈達及び葉赫の發達は、寧ろ至然なりといはざるを得ず。彼等の來りし時、明の對邊策は、又自ら一變せり。吾人は、朝廷が、前に馬文升の献言に基づきて、女眞の襲職を許しゝを賢こしとす。撫安東夷記の述ぶる所によるも、當時猶ほ兵部に存在せし女直人の底薄は、能く彼等の言ひ分を譯審して、授官の始末を明かにするに便じゝなりき。璽書の再下附は、舍人の待遇を改めしだけにても、彼等の懽心を繫ぐには、特效ありしを疑はず。かくして、弘治正德より、嘉靖の初年に至るまで、女直との交渉は良好ならざるまでも、亦甚しく危險に陷らざりしが、嘉靖の末年より、萬曆の初年に至りて、女眞の形勢は著しく變轉し、璽書と本身との査驗は、先づ以て不可能の情態に陷れり。對邊策の、こゝに於て、大に革めざるを得ざるは、明人の預め覺りしところなるべし。吾人は、今、恰當なる資料を手にする能はざれ

ども、女眞人相互の間には、璽書の賣買も、既に行はれしことなるべく、强者は力によりて他部族の璽書を掠奪したるべし。東夷考略によるに、永樂より以來、海西にのみ下したる勅書は、都督より百戸に至りて凡そ九百九十九道ありしが、南關の强勢なりし時、多きこと七百道を得、北關は三の一に及ばざりきとあり。やゝ後日の事なれども、清の太祖の朝貢せる時、南關の勅書三百六十三通を混入しありしとて、明廷は、諭して兼併無らしめんとせしことありき。永樂帝の遺策も、こゝに至りて、全く效果を失へりといふの外なきが、さて然らば、兵力を以て兼併を抑止せんかといふに、此れ又た絶對に望みありといふを得ざれば、結局別に方案を講せざるを得ず。萬歷の朝廷が、哈達（ハダ）、葉赫（エホ）二國を懷柔するに努めしは、蓋又强力なる外藩に依賴して、敵人を牽掣せんとするの政策に外ならざるを看取すべし。

王杲の亂　哈達が葉赫に比して格段なる保護を受けしは、その酋王台（ワンタイ）が柔順にして、而かも威望の遠く女直を壓せしに由る。王台は、其部族を率ゐて開原の南、廣順關外に居りき。明人の記事に、開原は地勢遼東の肩背に在りて、東には建州あり、西には恍惚太と呼べる蒙古の酋あり。此等東西の二夷は、常に遼東を窺ひしを、台は其中間に在りて、我國を扞蔽し、兩者の連合するを得ざらしめ、最も忠順なり。因りて、乃祖速黑忒（スヘド）右都督の襲官を聽し、その部族に長たらしめり。東陲晏然、耕牧三十年、台や與かりて力ありとあるは、實事なるべし。王台の明廷に盡くしゝ功績は、建州右衛の都指揮使王杲（ワンコ）を縛送せしことを最となす。王杲は、蓋し凡察の後裔なるべきが、嘉靖の末年より遼東を犯し、延ひて萬曆初年に至りき。

故事を案するに、撫順の開市には、長官先づ撫夷廳に坐す。酋長は次序を以て堂上に進み、土產を貢し、長官乃ち馬を驗す。女眞人の貢馬は、多く羸弱なれども、求むるがまゝに善馬の價を給するは、彼等を羈縻せんと欲するのみ。王杲は、尤も傲慢なりき。彼れ撫夷廳に至れば、酒を奪ひて飲み、飲めば醉ひ、箕踞詬罵すれども、敢て呵するもの無し。隆慶中のことなりとか、新長官彼等を下階に抑へ、馬の肥壯を驗しければ、王杲は鞅々として引き去り、やがて衆を率ゐて鹵掠せり。朝廷は爲めに長官を罷免しき。王杲の態度は、益々傲れり。萬曆二年、撫順の遊擊裴承祖等、彼等の寨に赴きて、明の亡人を求めしとき、彼は承祖を給き執ひて、其腹を剖き、併びに多數の從者を慘戮せりといふ。明が王杲を討たむとするの計は、屢々なりしかど、皆恐れて進まざりしが、此歲の十月、遂に師を出して彼が本據を搗き、一千四百餘級を斬殺せり。王杲は敵し難きを推しけむ、西蒙古に走らんとて、撫順關外に差しかゝりしに、明は重賞もて彼を購致せんとすとの報を得たり。しかば、更に路を轉じて、王台が許を賴み往きぬ。明は、諜を得て哈達に諭しぬ。王台乃ち捕へて彼を境上に送りき。是れ蓋し萬曆三年春のことゞもならむ。王台は、此の功によりて龍虎將軍の名號を得、そが二子は都督僉事といふに進みしが、威望又た日に月に加はりて、東は今の輝發江及吉林地方に及び、南は太子河上流の淸河城より、興京附近に及び、北は葉赫河の流域を併せて蒙古に逼り、延袤幾百里、士馬甚だ盛なり。明の邊境も、又た幸を得たりと云ふべし。これ然しなから、一面に遼東の兵備も、從前に比して、格段の整備を告げしに由るを思はざるべからず。名將李成梁は、當時鐵

嶺に駐屯したり。成梁は、王杲を捕殺したる勢に乘じ、今の鳳凰城の東なる寬甸の平野を收め、その地に六堡を起築ししが、其前線は佟家江邊に達せしを想像すべく、西は興京の南なる長春嶺の下にも展開せり。建州は、こゝに至りて衰弱も亦甚し。

哈達の衰弱と內訌　哈達の龍虎將軍王台は、萬曆十年を以て沒したり。朝廷は、彼が積年の忠を嘉みし、特に諭祭を賜ひ、綵幣四表裏を給しき。明の哈達に眷々たる以て想見す可し。然りしに、女眞部族は萬曆五六年頃よりして、早くも紛亂の兆を現はし、哈達の統率に從はず。王台の盛時には、廿餘城をも隷したらんと覺えしに、彼れの晩歲には、僅に五城を管せしのみ。明の記錄は、灰扒、兀剌及び建州の夷人は、各雲翔して鈴束を受けず。哈達は勢漸く蹙まりぬ。王台は竟に憂憤を以て死しきといひ、淸朝の實錄が萬曆五年の條に、當時を叙して、時に諸國紛亂せり、滿洲國の蘇克蘇滸部、渾河部、王甲部、董鄂部、哲陳部、長白山の納殷部、鴨綠江部、東海の兀集部、瓦爾喀部、庫爾哈部、呼倫國の吳喇部、哈達部、葉赫部、輝發部、何れも群雄蜂起し、王號を稱し、雄長となり、各自其地を主り、互に相攻戰し、甚しきは、兄弟相戕ひ、爭奪已む時なしとせるは、最も其詳を得たる者なり。唯だ淸の實錄は、徒らに紛亂の狀を說いて、其因を示さゞるがこの明の記事が主として王台の統率を喪へるによれりとするを信とすべし。哈達の內訌に就いては、葉赫との舊關係を知らざるべからず。吾人は前に葉赫の都督祝孔革は、哈達の王忠に殺されしをいへり。王忠は叔父なれば、祝孔革の遺子たる、仰加奴、逞加奴が、哈達を恨むの念は、一日に非ずして、王台も早く

より此を以て内患となしゝなりき。然りしかば、王台は、女を以て先づ仰加奴（ヤンチヤヌ）に妻はしめしが、葉赫（エホ）は却りて蒙古の酋長に姻を通じき。哈達は日に力を衰ひ、葉赫は日に兵を脩めぬ。王台の子に虎兒罕（ホルハン）といへるもの、徒らに殺を好みしかば、部下の逃れて葉赫に投ずるものありしを、彼等は今や何に憚るところなく收容しぬ。葉赫の此の態度は、甚しく王台の死を速めたるべし。彼の死後は、如何といふに、遺子四人は、各々父業を分爭し、第四子康古陸（カングリ）といへるは、葉赫に亡命しき。虎兒罕の沒しゝより、葉赫は益々勢を蒙古に借りて、哈達の宗家歹商（タイシヤン）を攻め、爭鬪殆んど虛日なし。遼東は爲に警戒を加へぬ。萬曆十一年明は使者を葉赫に遣りて彈壓を試みしが、彼等は命を奉せざるのみか、却りて璽書を要請しき。明の記錄によれば、仰加奴（チヨンチヤヌ）、逞加奴の二人は、精騎三千餘を擁し、開原の鎭北關に駐まりて、賞を請へることあり。賞とは、邊軍の外夷を撫賞するの財幣をいふ。橫恣のほど想ふべし。吾人の考ふるところにては、明は哈達の衰亡を以て、直ちに自家の藩屏を失へるものと思慮し、當初よりして彼等を保存するに意ありしかば、幾回となく調停を試みたり。葉赫に對するもこれに同じ。明は彼を懷柔せば、優に蒙古を扞蔽し得べしと信じたれば、これ亦保護の必要を感じたれど、邊軍の主將が、徒らに戰功を立つるに急にして、張居正等宰相の意志の、行はれしや否やは、恠むべし。ともあれ、明の李成梁が兵を伏せて、仰加奴、逞家奴、及びその二子を殺し、千五百餘人を打ち取りしは、萬曆十一年の冬にてありき。哈達は、これにて數年の間、肩を息めたるが、十四年四月、葉赫の遺酋、那林孛羅（ナリンボロ）は、蒙古の兵萬餘を借り來りて哈達を圍めり。明兵往

き援けゝれば、一時退軍しけるが、時恰かも哈達（ハダ）には內訌起りて、康古陸（カングリ）、猛骨孛羅（モングボロ）、及び歹商（タイシヤン）各々鼎立の形をとり、中にも康古陸は、北關の內應なしゝを以て、此歲六月、葉赫（エホ）は再び攻勢をとり、猛克孛羅をも籠蓋して、味方とし歹商を夾攻するの策に出でき。李成梁は、此報知を得、急に開原の東なる威遠堡を出でゝ、葉赫を搗き、那林孛羅等を捕縛せり。哈達の命脈は、幸にして再び繫ぎとむるを得たりと謂ふべし。當時明は南北兩關に調停の勅書を下しゝが、哈達の康古陸を戒めしに、いふ、中國の歹商を立つるは、王台の功を思へばなり、而して汝を囚へしは、北關を助けて歹商を侵せばなり。汝も亦王台の子なれば、殺すに忍びず。今汝を釋さむ。それ諸酋に和して、汝の父業を脩めよ、歹商の安危は、汝則ち之に任せんと。葉赫の那林孛羅を戒めしに、いふ、往きに、汝、開原に効順したれば、朝廷竝びに賞を與へり。江上の遠夷の貂皮人參の類を以て至るものは、必ず汝によりて通貢す。汝、布帛米鹽農器等の給を漢に仰ぎ、耕田圍獵、坐ながら、木耳松子山澤の息を收む。利たる大なり。今や貢市絕えて、江夷道塞り、兵を蒙古に藉りて、得色あれども、部夷多く怨めり。我れ、たゞ部卒に傳檄すれば、兩酋の頭は、立ろに斬るを得、兵を煩して誅する無るべし。漢は、今汝を許して誅せず。汝、何を以て報いんとするぞと。以上兩書は、明の對邊策の當時何樣たりしやを說示して餘りあり。十八年、明は、彼等の縛を釋し、海西の原勅書九百九十九道の中、南關に五百道を分かち、北關に四百九十九道を附與したり。兩關の酋長等が不殺の思を感じゝといふは、さもありぬべし。唯だ明は兩關の勢力を過重し、專ら此れに信賴して遼東の藩籬を謀りしが、彼等

が久しきに亙りたる爭鬪は、早く既に部族の衰弱を招ぎ、葉赫は、今や北面を牽掣するに力なく吉林の地方は、擧げて兀剌の卜占台に幷呑せられ、哈達は又西南渾河に抵りて耕牧する能はず。哈達によりて建州を掣せんとせし明の企圖は、徒らに空名を存することゝなれり。海西衰へて、清の太祖卽ち大に建州に起る。

第七節　清朝の祖先

李成梁阿台を滅す　南北二關の紛爭は、滿洲の女眞部族をして、所在に蜂起するを得せしめ、中にも兀剌の酋長卜占台と、清の太祖とは、東西に活躍せること前に言ひ及べり。此事實は、蓋し萬曆十年より、三十年頃に亙れる形勢なりき。建州女眞に就いて、觀察するに、萬曆三年、右衞の都指揮使王杲の北京に檻送せられしに次いで、十一年二月、將軍李成梁は、兵を蘇子河の河口に進め、今の鼓樓村の東北なる古勒山寨に、王杲の遺子阿台といへるを圍めり。阿台は清朝の記錄に阿太章京といへるもの是れなり。彼、雄傑なりしは、乃父に劣らず。遼陽、瀋陽の平野は、幾回となく、彼れが馬蹄に蹂躪せられしことありき。古勒山寨は、三面壁立し、壕塹巨深あり。名將李成梁も、兩晝夜の攻擊にて、纔かに陷るを得きといふ。阿台は、此役に命を授けたるが、明軍の斬殺は、當時二千を越えたり。而して清の二祖、乃ち景祖、顯祖も、當日同じく、城中に殺害されき。清の記錄の、此役を述べたるには、阿太章京の妻は、乃ち景祖の長子禮敦の女なり。景祖は古呼城（古勒）の警め急なりと聞きしかば、孫女の敵に陷らんことを恐れ顯祖と共に往きて救ひぬ。既に城に至れば、戰は方さに酣なり。因りて顯祖をば、城外に俟たしめ、己れ獨り城に入りて孫女を携へ歸らんとせしが、阿太章京は從はざりき。顯祖俟つこと良々久しく、亦城に入りて之を探れり。さて李成梁は城を攻めしが、城は山に據り險に依り、章京の守禦亦甚だ堅く、數々自ら城を出でゝ衝

殺せり。成梁の死者、甚だ多くして克つ能はず。因りて尼堪外蘭（ニカンワイラン）を招き、起釁致敗の罪を責めて、之を縛せんとしき。尼堪懼れ、身から往きて招撫せんと請へり。即ち城に至りて、大呼すらく、大兵既に來れり。豈遂に爾を舍て去らんや、爾等の危、旦夕に在り。主將に命あり、凡そ士卒の能く阿太章京を殺して來り降らんものは、即ち此城の主となすべしと。城中の人は、其言を信じ、遂に章京を殺して降りき。成梁城中の人を誘出して之を屠る。尼堪外蘭、復た明兵に搆ひ、併せて景祖顯祖を害しきとあり。

建州女眞の極衰　王杲に稍々後れて、東、佟家江の流域に現はれしを王兀堂（ワンウタン）となす。兀堂も同じく建州の枝部なるべし。彼は、靉陽堡を明に要請して互市場となしゝが、六堡を寬甸に徙せしとき、其態度の恭順なればとの理由の下に、撫順、靉陽、寬甸、何れも市場を開きて、貿易に便せしめり。いふまでもなく、彼れは王杲の盛時には、佟家江流域を守るに過ぎざりしも、彼れの死後は、專ら四方を攻略し、哈達と撫順清河の邊外を劃して、女眞を統括しき。かゝりしは萬曆六年の前後に屬せりと覺えしが、七年の春にや、彼は互市に平かならざることありしとて、明の靉陽、寬甸を犯しゝかば、李成梁の兵、又遠く佟家江に出でゝ、今の懷仁の附近に迫り、彼れが大衆を斬殺せり。十月、又來り犯しゝが再び擊破され、兀堂は遂に起つ能はざるに至りき。以上を約言するに、萬曆十一二年頃は、建州女眞の極衰を示しゝものにて、西は蘇子河の下流なる上夾河（シャンチャハ）村を過ぐる能はず。東は佟家江を越ゆる能はず。正統以來、建州衞の根據地とも視目されたる今の興京附近は、徒らに昔日の面影を留めしものゝことし。清の二祖叫場（ギャラヂヤンタン）、塔失の死

せし春は、太祖齡尙ほ二十有四とぞ聞えし。從來記錄の示すところによれば、そが居住地とても詳にするを得ず。ともあれ、太祖が斯かる衰運の餘に振ひ立ちけることは、最も吾人の感興に値す。吾人は溯りて清朝の世系を探り、建州に於ける彼等の位置を考へ、併せて太祖の微時を略述すべし。

札喀の部落

甲　俄朶里城の位地及び滿洲の國號

康熙帝俄朶里を知らず　清朝の官選の史書は、長白山の東なる俄莫惠（ホモホイ）の野、俄朶里（オドリ）城といふを以て、祖先發祥の地となさゞるは無し。いふ、その始祖の名は天女の兒、布庫里（フグリ）雍順といひしが、數代に亙りて此城に居住しけり。何れの時といふを知らず、內亂ありて、彼れの子孫は、殺害され幼子の范察といへるが、荒野に遁れいでにき。さらに數傳して、孟特穆（モンデム）にいたりけるが、彼れ智略ありて、先世仇人の後を計誘し、蘇克蘇滸（スクスホ）河なる虎欄哈達（ホランハダ）の下、黑圖阿（ヘトア）拉（ラ）に至りて祖業を索めたり。此地や實に俄朶里城を去ること、西千五百里、肇祖原皇帝と呼びなさるゝは、即ち此人なりと、雍順そのものが、實在の人たりしや否やは、今論究する限に非ず。然ども、彼れが居

肇祖陵と神樹

城として傳へられたる俄朶里は、長白山の東といひ、肇祖の經始せる黑圖阿拉（ヘトアラ）は此城の西千五百清里に在りといへば、これ必ずしも鑿空の傳說として忌避すべきに非るべし。さり乍ら清朝第四の帝康熙の時代（西紀一六六二—一七二二）に於て、此城の位地は、全く知られずに了りたり。帝が勅選として知られたる皇輿表によれば

俄朶里城　興京の東千五百里に在り。四至考ふる莫し。本城より京師に至る三千三百里。

とあり。興京は卽ち前代の黑圖阿拉なれば、實錄の記載を根據とし、東一千五百里と想像を下せしに過ぎず。又俄朶里城と北京との距離を三千三百里とせしは、北京より興京に至る里程一千八百里をば、前記實錄の里程に加算せしに止る。その四至莫考とあるに徵すれば愈、本城の所在の確指する

に由なかりしを知るべし。尙、帝の時代に地圖の測繪は大に行はれ、特に東三省の地は、耶蘇會士の某々を派遣せしことを記憶せざるべからず。

乾隆帝・俄朶里城を敦化縣とす　然りしに、帝の孫、乾隆の時に至りて、此城の位地は今の吉林なる牡丹江の上流に在りといふに定められたり。帝は果して何樣の史證に據りて、斯く確指するを得しや。盛京通志百二十卷本は、帝が乾隆四十四年を以て勅選を公にし、前志の糾繆を更訂して餘蘊なしとするところなるが、姑らく、同志の記事に聽けば、下のごとし。

謹みて發詳の世紀を稽ふるに、始祖は長白山の東、鄂謨輝（オモホイ）の野、鄂多理城に居る。興京の東一千五百里、寧古塔城の西南三百三十里、勒富善河（レフシヤン）の西岸にあり。

この鄂謨輝は、俄謨惠、鄂多理は俄朶里の對音と知るべし。本文によれば、俄朶里城は、寧古塔の西南三百三十清里、勒富善河の西岸に在りと解せらる、勒富善河とは牡丹江上流なる勒富善岡に發し、東北して畢爾騰（ビルテン）湖に入るの枝水を指す。その寧古塔の西方三百三十清里とあれば、今の敦化縣の境內に在りといふの意に外ならず、同じき帝の時代に成れる大清一統志には、啻に城の位置の明かなるに至りしのみならず、そが遺址とも視るべきを詳記せり、曰く

今……勒富善河の西岸に鄂多里城あり。周一里一百步、有奇。門三。四圍濠あり。子城百步有奇、南一門、本朝初め三姓の亂を定め、國を滿洲と號す、卽ち此に居れり。

と清朝の史家には何れも此說を遵奉して何等疑議を、其間に挾みしことを聽かず。然れども、乾隆帝が、その何等史證に據りて斯く判斷せしやは、吾人の知るところにあらざりき。吉林通志に收めある彭光譽の說は、聊か聽くべきところなきにあらず。吾人は、左に其の大意を紹介するところあるべし。いふ

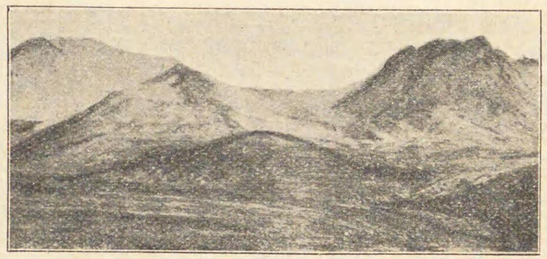

長白山

俄朶里城は、八旗通志には阿克敦城の東南三清里ほどなる牡丹江の北岸に周圍約四清里の土基あり。卽ち皇家發祥の初基にてあり。舊盛京通志、吉林外記には凡べて此記事なし。之を地方の父老に訪ふも、僅に其名を知れるのみにて、其地を確指せるものなかりき。さる年予は朝鮮より土門江を渡り、吉林の東南を過ぎしが大小の廢城は一二ならず。よりて土人に遇ひて、その名を詢ひけるに、知れるものあり、知らざるもありて、鄂多里城などいふは絕えて無し。既にして北、哈爾巴嶺を越え、西、牧丹江を渡り、未だ三里ならずして、敦化縣の治所に至れり。西、牡丹江に臨みて一古城あり、その名を問へば敖東ともまた阿克敦といふ。それの住民は、凡べて招墾の新戶にて、史蹟を訪査すべき便りなし。然れども江の西の故址といへば、唯此一城あるのみ。予はかつて官府の文書記錄を讀みしとき、肇祖の赫圖阿拉に遷り來し以前に於て、長白山の東なる鄂

朶里城に在りし由を知る。而して所謂勒富善河とは今の牡丹江上流の名たることも會得したり。よりて、吉林の官庫に藏めありし、康熙帝の時に編纂したる圖を檢せしに、それには勒夫城河も頗多力城もあり。今、輿京及寧古塔の道里方向を考ふるに、悉く記錄と相一致す。加之鄂謨惠とは、今の鄂謨赫索羅なること疑はれざれば、鄂多里城は、今の孰化縣と視て誤らざるべし。

彭光譽は、朝鮮の北部より程を起し、哈爾巴嶺を越え、西して牡丹江の上流を渡り、以て敦化縣に至りたるもの。彼謂らく、吉林の東南、白山の東には大小の廢城、一にして足らず。されど、所謂額多里城なるもの無し。唯だ敦化縣治に近き江邊に一古城址ありて、敖東とも又阿克敦といへり。土民は皆招墾の新戶にして咨訪すべき無きが、江西の故城址を求むれば、唯だ此一城にすぎず。光譽は、爾時多少の疑を抱きて吉林に歸着しけるものゝ如し。彼れ卽ち吉林庫藏の影本康熙內府輿地圖を發して之を檢せしに、勒夫城河、額多里城等の諸名を得たり。仍りて謂らく勒夫城河とは、今圖に注して牡丹江源といへるに當り、その阿克敦と注せらるゝは、正さに額多里城に外ならず、而して、今の額穆赫索羅・鄂摩和站こそ古の鄂謨輝なれ、鄂多理・額多力・敖東・阿克敦皆一音の轉にして實は一城のみと、說の可否はともあれ、俄朶里の位地を論證しゝは、光譽を以て始めとすべく、又翻りて考ふるに、乾隆帝の意見とて、彼れが所論の範圍を出づるものに非ず。無造作に考ふれば、地名は既に鄂多里を以て知られ、又そが附近に鄂摩和と呼はゝれし地方の存在せる以上、指して發祥の靈地と爲せしも無理ならぬことなるべし。さり乍ら、一の

疑問は發せらる。鄂多里の名は乾隆朝に知られたるに非ず、彭光譽が、影本康熙内府輿地圖を檢して此名を得たりといふに徴するも、康熙帝が測繪の時に知るを得たりしと疑はれざるべきが、彼朝の史臣は、何が故に此廢城を指して祖宗の發蹟となさゞりしや。若し乾隆朝にして更に新たなる史實を探り得しとならば、ともあれ、その否らざるの明確なる限り、單なる類似の地名を採りて判斷を下すこと能はざるべし。吾人は、寧ろ康熙朝の史臣の態度を是認す。

敦化縣は俄朶里の所在地に非ず　敦化縣に俄朶里城を擬定したるの極めて薄弱なるは、前述の如きが、これに反して、吾人は數個の疑義を提出し得。その第一は敦化縣治が、長白山の北にありて、東にあらざること是れなり。支那の史藉には、西と北との通用せられ、又東と南との併稱せらるゝこと稀ならざれど、その東に位置されしといふを以て之に求むるは、遽かに首肯し易からず。乾隆帝の勅選に係れる開國方略は、之を悟りてか、東の一字を改めて北となしぬ。こは私意の改竄にして、今の敦化縣治に適合せしめんとの考慮に外ならず。第二に發せらるべき疑問は、興京と敦化縣治との距離、即ちこれなり。兩者の距離を推すに、多く見積れりとて九百清里を出でざるに非ずや、之を實錄の記錄に比較すれば、甚しき差異を生ず。第三に疑はるゝは鄂摩和（オモホ）が果して古の俄漠惠（オモホイ）の野なりしや、俄朶里（オドリ）なる名稱として解釋すべきや否やすら、確定する能はざる以上、此等二箇の類似の地名の近接しありしとて、又た遽に斷案を下す能はざるべし。吾人の見るところを以てするに、乾隆朝の史臣の東三省に關する意見は、總じ

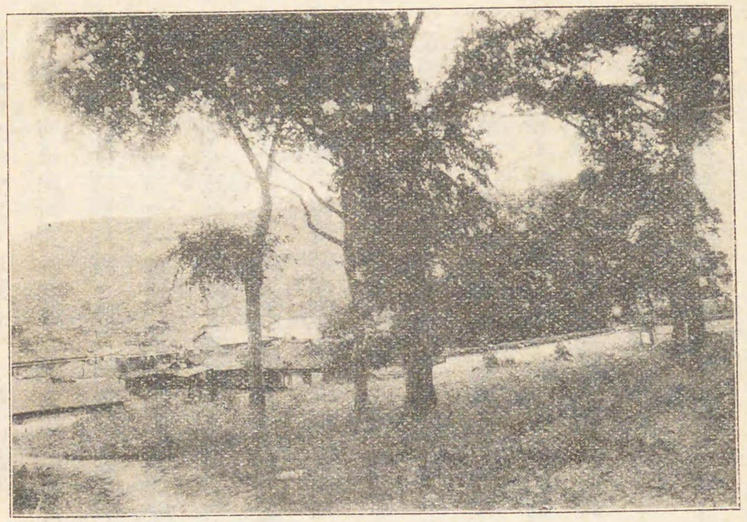

朝鮮の會寧府

て臆斷の多かりしを免れず。一例をいはゞ、太祖が仇人尼堪（ニカン）を討ち取りし鶩爾渾（オルホン）城は、正さしく撫順關の外、遠からざる地方に在るべきに、盛京通志及び盛京輿圖の、之を黑龍江なる齊齊哈爾（チチカル）の南に擬定したるが如き、萬曆四十八年、明の將軍李如柏の、兵を興京の南に進めたる呼蘭（オラン）路は、今の清河城より興京に出づる通路なる松花江の輝發江を合する地方に在りとなし、又爾時開原より南、撫順の北邊を通過せし將軍馬岩は、三岔より營盤附近に出でたるに、興京の東北方に來襲せりと記るが如き、驚くべき錯誤は屈指に耐えざるが、斯ゝるを致せしは、凡べての道里方向と史實を沒却せし結果に外ならず。ともあれ、俄朶里城の擬定の上に於ても、何等信憑すべき史證に據らざりしことは、やがて想像に難からざるべし。

俄朶里は朝鮮の會寧府　敦化縣治は既に俄朶里

城の位置を擬定するに足らずとせば、吾人は別に實錄の記事を辿りて之を長白山の東邊に求めざるべからず。尙ほ此研究は朝鮮・支那・及び清朝自らの史料の對比によりて、從來想像の下されしことなからず。されど此問題に就き最も明快なる判斷を與へられしは文學博士內藤虎次郎氏の所說を推す。博士の說に以らく、清朝の實錄にて、長白山の東、俄漠惠（オモホイ）の野とは、今の朝鮮の會寧府を指しゝに外ならず。會寧の土名は、女眞に之を斡木河 wa-mo-ho とも又、吾音會 O-eum-hoi ともいひき。李氏朝鮮の太宗の時、斡朶里（オドリ）の酋、童孟哥帖木兒（トンモンゲチムル）なるもの、その地の空虛なりしに乘じて入居すとは、東國輿地勝覽にも明記せらる。此の孟哥帖木兒こそ清の肇祖孟特穆といへるに符し、斡朶里とは、女眞の種名をいへれば、清の實錄に俄朶里城とあるの、寧ろ種族名たるを了知すべし。さて孟哥帖木兒は、兀狄哈に襲殺せられ、その弟の凡察及び兒の童山等の遼東に逃れ出てしことは、これ亦明と朝鮮との記錄に一致すべければ、清の祖先に關する傳說は、蓋し之を傳ふるに外ならずと。此說明は、最も合理的に解釋せられたるを疑はず。尙ほ吾人が、此說に對して附言するを得るは、斡朶里の酋長猛哥帖木兒は、今の三姓附近に居りしものにて、元代に三萬戶府の一たりしこと、別に言ひ及しが如し。清朝が初年、實錄を編纂せし時は、早く既にその發祥地を確指する能はざりしのみならず、俄朶里が彼等部族の種名たりしをも、忘却したりしなり。滿洲國號の由來に關する清朝の記事は、妄なること更に甚し。

滿洲國號の僞作　太祖實錄によれば、天女の兒、布庫里（フクリ）雍順が俄朶里（オドリ）城に在りし時より、早く既に滿

洲なる國號を稱せしよしを記載せり。吉林通志は、從來の諸說を綜合して解すらく

俄朶里城（一に鄂多里に作る、八旗通志阿克敦に作る）城の東南三里許、牡丹江の北岸周圍約四里、尙土基を存す。（冊報）長白山東南俄漠惠（原註地名）俄朶里（原註城名）三姓の人共に布庫里雍順を奉じて主となす、號を滿洲と定む。南朝誤りて建州と名く。（盛京輿圖）我朝は祥を長白に發す。遠祖三姓の亂を定めてより、俄漠惠の野なる鄂多里城に居る、今の寧古塔の西南三百里にあり。國を滿洲と號す。是を開基の姓となす。（皇朝通考）

と、以上の記事に於いて特に注意せらるべきは、南朝卽ち明が滿洲といふを誤りて建州と名けたりといふこと是れなり。此說は蓋し乾隆に發す。帝及び當時の史官等は、自己の祖先の明國に服屬せしといふを忌避し、自ら國號を創建しつゝありとの主張を要望したるより故意に此等の曲說を揑造せしに止る。彼等が滿洲の二字を使用するに至りしは、崇德朝に於ける實錄編纂の日に掀まりしものにて、彼等かは其以前に殘したる記錄、又は文書に於いて、何等這般の消息を傳へず。いふまでもなく、乾隆以前の諸帝にも舊記の眞を絕滅せんとするの希望は、之れありしかど、斯くも大膽に解釋を下せしはあらず。ともあれ、彼等の祖先は明かに建州衞の屬人を以て自稱せしが、太祖の立自するに及びて、金國又は後金の汗といひ、清の國を創建せらるゝに至り、之に代ふるに太祖の尊稱たりし滿住の二字を以てせり、滿住とは、佛名文殊の對音に係る。

清朝發祥の傳說　吾人は序を以て、清祖が的祥の傳說を語らさるべからず、其梗概に以らく

太祖の先世は、祥を長白山に發山の上に潭あり、闥門（ダムン）といふ。周八十里。鴨綠、混同、愛滹の三江出づ。山の東に布庫里山あり、山の下に池あり、布爾胡里といふ相傳ふ三天女あり、恩古倫といひ、次きなるを正古倫といひ、季なるを佛古倫といひ、池に浴す。浴し畢りしとき神鵲あり、朱果を銜みて季女の衣に置きぬ。季女之を愛して口中に含みしが、忽ち已に腹に入り、遂に身めり。二姊に告けて曰く、吾身重くして飛昇する能はず、奈何せんと。二姊曰く、吾等仙籍に列れり、他處なし、此れ天爾に授けて娠ましむるなり、身の免るゝを待ちて來るも未た晩からずと。已にして別れ去りぬ。佛古倫尋いて一男を生む。生れながらにして能く言ひ、俄にして成長しき。母詳かに子に告くるに、朱果を呑みて娠めるの說を以す、因りて命して曰く天、汝を生して亂國を定む、汝往いて之を治めよ、流に順ひて往け、其地なりと、小舠を與ふ。毋遂に空を凌いて去る。子舠に乘り流に順ひて下り河涉に至りて岸に登りぬ。是時其地に三姓あり、爭て雄長をなし、日に兵を構へて相仇殺す。水を河涉に取る者あり、見て之を異とし、歸て衆に語りて曰く、汝等爭ふことなかれ、吾、水を河涉に取り、一男子を見たり、貌甚た異、非常の人なり、想ふに天虛く此人を生せずと。衆往いて之を觀、因て由來するところを詰る。答て曰、吾は天女佛古倫の所生なり。姓は愛親覺羅氏、名は布庫里雍順、天、我を生して汝等の亂を定むるものなりと、衆驚て曰く此れ天聖人を生するなり、之をして徒步せしむべ

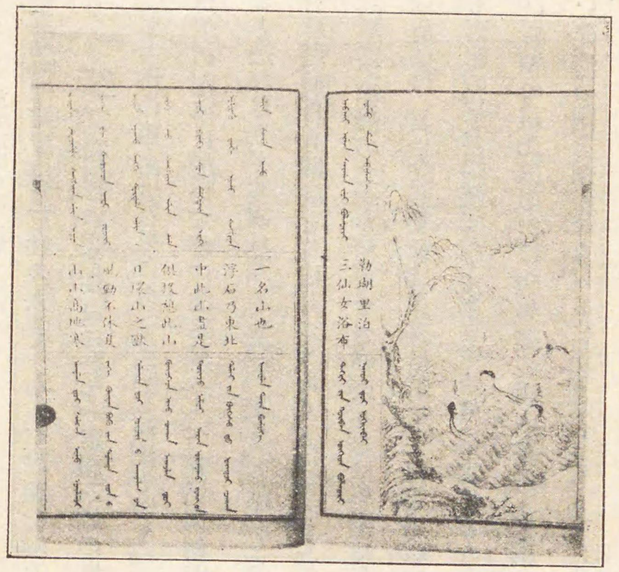

三仙女の浴池（太祖實錄圖）

からずと遂に兩人手を交して其上に坐せしめ舁て家に至る。三姓の者議して曰く我等爭ひを息め、此人を推して國主となすべしと百格格を以て之に妻はす。遂に定議し、妻はすに百里を以てし、奉して貝勒となす。其亂乃ち定まりぬ。こゝに於て布庫里雍順、長白山の東、俄漢惠の野、俄朶里城に居り、國號を滿洲と云ふ。これを滿洲開基の始となす。

と、此傳說が女眞部落間に在りて、始めより共通的のものなりしや、又た此傳說の內容は、始めより斯く組織立てられありしや、言ひ換ふれば、此傳說は、實錄編纂史臣等が、當時女眞の各部落に存在せし各種の傳說を統合して、一篇をなせしに非るかとの疑問は、先づ第一に發せらるべし。さて傳說の內容に就て、特に注意さるべきは三天女の浴池及び朱果有身の事實に外ならず、天女の數を三に限れることは、必しも清朝の創造にあらずして、古くは高句麗以來の傳說なりと覺ゆ。そは高句麗の始祖に朱蒙といへるが柳花、葦花、萱花の三女中、長女柳花の生子なりといふに對して、此傳說は、季女佛古倫に出でたりとせり。或書には、三天女をば、七仙女に作れるあれど、こは、三女を以て正しとすべし。浴池の光景及び神鵲の朱果を銜みて季女の衣に置けりとのことは、此民族のみに限られし古き傳說なりや否やは疑はざるを得ず、支那の太古に殷といへる時代ありしが、その始祖なりし契の傳說によれば、母は簡狄といひ、有娀氏の女、帝嚳の次妃なりき三人行きて浴す。玄鳥の其卵を墮すを見、簡狄取りて之を呑む、因りて孕みて契を生むとあり。神鵲は玄鳥に、朱果は墮卵にも相當し、簡狄が他の三人と行浴せる、又た三天女の行浴と一致せり。殷に玄鳥をいふは、嫁娶の季節に關係ありしが故にて、こゝに神鵲と擇べるは、此鳥の滿洲に產するの多きを以てなるべし。三姓の亂を定めりといへる傳說は、恐らくは、金氏の始祖に關せる事實

の轉訛せしものならむ。金史によるに、始祖の完顏部に至るや、居ること久して其部人、嘗て他族の人を殺せるより、兩族交々惡し。鬨鬪して解く能はず。完顏部の人、始祖に謂ひけるは、若し能く部人の爲めに、此の怨を解き、兩族をして相殺さざらしめば部に賢女あり、年六十、而も未だ嫁せず、當さに以て相配すべしと。始祖曰く諾、迺ち自ら往く。部衆信服し謝するに青牛一を以てし、併せて六十の婦を歸するを許すとあり。兩者の傳說に著しき共通の事實あるは、指摘を須ゐず。天女浴池のことに就き、吾人は、曾つて清朝の史臣が般の傳說を剽竊せしものに非るかとの判斷を下しゝことあり、然ども、そは錯るべし。天女は、久しきより薩滿（シャマン）の奉祀せる神位に列ねありたり。

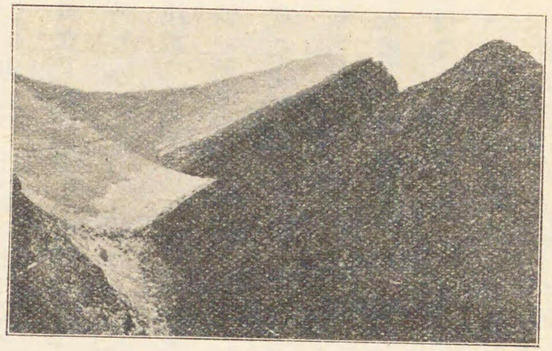

長白山

愛親覺羅とは何そや　清朝の姓氏を、愛親覺羅（アイシンギョロ）と稱す。實錄によれば、天女の子なりといへるものゝ言に、吾は天女佛古倫（フグロン）の所生なり。姓は愛親覺羅氏、名は布庫里雍順（フグリ）、天の我を生みしは、汝等の亂を定めんとてなりとあり。果してかゝりしやは、吾人が信憑する限りに

あらず。愛新（アイシン）Aishin といふは、滿洲語にて金を意味し、覺羅（ギョロ）giolo といふは、族の義なりとあれど、八旗滿洲氏族通譜が、一つも愛親覺覺羅に言ひ及ばざるは、怪むべし。そは、いかにといふに、清朝の支族として、宗室の次位に列する階級を覺羅とするものなるが、此等の覺羅の外にも、種々の覺羅あり。通譜に記して曰く、覺羅は滿洲の著姓となす。內に伊爾根覺羅（イルケン）あり、舒舒覺羅（スス）あり、西林覺羅（シリン）あり、通顏覺羅（トンヤン）あり、阿顏覺羅（アヤン）あり、呼倫覺羅（ホロン）あり、阿哈覺羅（アハ）あり、察喇覺羅（チャラ）等の氏ありと、覺羅の多數ありしことは、これにて推知すべし。通譜に愛新覺羅を載せざるは、國姓を避けたるべしといふものあれど、此等多數の覺羅と國姓卽ち愛親覺羅との關係を記載せざる以上、そをば絕對に信憑し難し。更に不審に思はるゝことあり。そは外ならず滿洲在住の族人間に行はるゝ一の常套語にして「覺羅姓趙」といふこと是なり。此の覺羅は、勿論清の一族の覺羅を指すものなるに似たれども、族人等は、何等其緣由を詳かにせず。然ども吾人が前節に言ひ及びしごとく、滿洲部族の漢姓を稱へしは、遙かに古代に行はれしこと、金史の國語解に、已に金人の姓と、漢姓との對照表を擧げあるにて知るを得べく、近く明代にても、建州衞の酋長が李といへる姓を稱し、黑龍江の野人に楊氏の姓ありしにても推知するを得れば、清朝の祖先に漢姓を稱へしこと無しとは、斷ずる能はず。されど、これ亦た一律を以て論し難き事情あり。

清朝祖先の系譜　清の太祖實錄は、發祥以來の世系を錄して下のごとく記載せり。

○愛親覺羅氏

布庫里雍順……范察……都督孟特穆肇祖原皇帝

- 充善
  - 安羅
  - 安義謨
  - 錫寶齊篇古
- 褚宴

都督福滿興祖直皇帝

- 德世庫
- 劉闡
- 索長阿
- 覺昌安景祖翼皇帝
- 包朗阿
- 寶實
- 禮敦巴圖魯
- 額爾袞
- 界堪
- 塔克世顯祖宣皇帝
- 弩爾哈齊太祖武皇帝
- 塔察篇古

これにて概見すば、始祖雍順より孟特穆に至る間に於て、明瞭を缺くの外、世系歴然として疑ふの餘地なきものゝ如し。然れども、大凡そ記錄の完全に傳はらざる、殊には、後れたる時代に編纂せる歴史を讀まむものは、これと直接交渉を重ねたる隣邦の史籍、乃ち彼等の祖先と接觸せし他邦人の記錄に、對比を求めんことを要す。吾人は、此種普通なる方法をとり來りて、清朝世系の上に加へたるに、彼等の傳說には異常の錯雜と誤謬あることを發見せり。明代に於て女眞の史實を記載せる明國及び朝鮮の記錄は、太祖以前の世系を左の如く傳へ居れり。

○建州左衞都督

- 凡察
- 童孟哥帖木兒（孟哥帖木兒）
  - 童倉
  - 董山
    - 脫羅（脫羅）
- 叫場（敎場）
  - 塔失（他失）
    - 奴兒哈赤（老兒赤）

吾人は、今双方の記錄を檢するに、清朝にては、太祖以前二世即ち景祖の世代を溯りて對比を求むること能はざるを發見せり。乃ち景祖は、清朝にて覺昌安（ギヨチアンアン）といひ、明にては敎場（ギヨチヤン）又た叫場（キアチヂヤン）と呼ばれ、顯祖は塔克世（タシ）といひ、明にては塔失（タシ）又は他失（タシ）と呼ばれ、双方の一致を明示せり。籌遼碩畫といひる明人の著に、奴兒哈赤は、敎場の孫、他矢の子なりと記せるなど、聊かも疑義を挾むべき餘地を發見せず。都督孟特穆（モンデム）の、明人に孟哥帖木兒（モンゴチムル）と稱せられしと、同一人なるは、疑はれず。而して孟特穆の子充善（チヨンシヤン）あり、充善の子に妥羅（トロ）あるは、明人の記錄と相符す。乃ち充善は董山に、妥羅は脫羅に對比するを得べきが、清朝に興祖を以て目せられたる都督福滿の、何人に相當すべきや、竟に對比するに由なし。明人の記錄は、此間に甚しき缺陷ありて、脫羅の後を傳へざれば、對比すべきなしとして、一概に清の記錄を退くる能はざれども、本來朝鮮の會寧にて殺されし孟特穆が、興京に居りしといひ、孟特穆の弟たるべき凡察が、彼の始祖に當れりといひ、前後事實の混亂甚しきを認めらるれば、吾人は太祖の父祖即ち二世以上を以て、彼が直系に當れ

りと云ふを信ずる能はず。然らば何故に他系の人々を混せしやといふに、女眞人は、古より系譜を尊重する習俗ありしより、孟特穆といひ、董山といひ、何れも彼等部族中の名酋なりしことゝて、自から彼等の名を列ねて、姓系を潤飾するの傾向を生じ、且つは彼等が記錄の不完全なるよりして、自家の遠祖なりしと誤信せしにも基くべし。さるにても、こゝに考ふべきは、清の太祖が久しき間、佟姓を名乘り居りしことと是れなり。

清太祖佟姓を稱す　明人が清の太祖の姓氏をば佟奴兒哈赤（トンヌルハチ）と呼ばゝりしは、太祖親からの稱呼に基きしこと疑はれず。明の神宗實錄を檢するに、萬曆十七年九月辛未の條に、建州の夷酋佟奴兒哈赤をば都督僉事となすとあるは前にも言ひ及べり。こは、明かに太祖の表文に由りしものなりと知らる。東夷考略には、奴兒哈赤、姓は佟、故の建州の枝部なり。其祖叫場、父塔失、竝びに阿台の難に死すとあるなど、多くの記錄は、太祖の姓の佟氏なりといふに一致せり。佟氏は、古より遼東に著はれしと聞えしが、女眞人の間には、早く此姓を冒しゝもありき。そは佟苔剌哈（トンダラハ）といひる酋長が、永樂の奴兒干（ヌルカン）征討軍に從ひしにても知るを得べく、八旗氏族通譜に達爾漢圖墨圖（ダルハントメト）と記されあるは、即ち此人をいひ、女眞にて佟姓の部族を問へば亦、苔剌哈の宗族を推せしなるべし。建州左衞の始祖の童姓なりしことは、又吾人の注意を懈るべからず。朝鮮の記錄によれば、童猛哥帖木兒の三子の一は童倉といひ、一は董山といへるに徵し、童氏も董氏も、同一姓なるを了すべし。董は蓋し佟の轉音なり。ともあれ、吾人の玆に考ふべきは、建州の

正系、ことには董山の裔として見はれんものは、佟姓を以て稱せざるべからざる如く、當時女眞人間の必要條件たりしと見るを得べし。太祖の智慮は、かゝる點に對して遺漏あるべくもあらざれば、佟氏の正系の微弱なるに乘し、その系譜をば讓り受けざりしとも限らず。尙ほ太祖實錄を檢するに、彼が未だ帝業を成さゞりし時、先づ佟氏を娶れりとあれば太祖は、早くもこゝに意を留め、姻を佟姓の女に通じゝと解するを得べし、或は太祖親らが佟氏の家に贅せざりしとも斷じ難し。かくして、太祖は、內以て女眞に誇視すべく、外は遼東の著姓の名の下に、明人に對するの便を得しことならん。ともあれ、太祖の佟姓を稱せしは、一時權宜の處置に出てしといふの信ぜらるべきが、こゝに一の障碍の起りしは、佟氏の覺羅氏に非ずして、左衞又た覺羅に列すべからざること是れなり。言ひ易ふれば、清朝にして愛新覺羅氏の姓を稱する以上、都督孟特穆を以て肇祖とはいひ難く、肇祖を廢せざる以上、愛新覺羅氏の名は撤せらるべし。內藤教授の說に、清の祖先の覺羅たりしは相違なからんも、愛親覺羅の名は金國と稱しゝ時に改稱せしものに非るか、金史國語解の姓氏によれば、斡准曰趙とあり。斡准其音愛新に近し。國語解には、金を按春といひて、愛新とはいはず。愛新の金を意味せるは、疑ひなれけども、金より以來六百年の久しき、當時に趙姓を稱しし斡准の、轉々して愛新とならんとも定め難し。滿洲居住の旗人等が、無意識に傳へつゝある覺羅姓趙の語は、未だ必しも附會を以て視るべからざらむ。尙書鐵冶亭の舊譜は、覺羅氏なるに、自から趙宋の裔なりと稱するは、趙覺羅の存在を語るものに外ならずとあり。今日のところ、吾人の

所見を以て評すれば、太祖奴兒哈赤（ヌルハチ）は、建州の枝部なりといふの外なし。

丙　寧古塔貝勒の分住地

福滿の六子　清朝の系譜に於て、興祖即ち福滿以前の世次には、混亂あり。福滿の何狀たりしやは、記錄の徵すべきなけれど、彼れに、六子ありて寧古塔貝勒（ニングタベイレ）と稱せれしことは疑はれず。興祖の名の此人に與へられしは、清の世系の彼れによりて中興せしことを語るに外ならざるべし。清朝太祖實錄に六子を叙して曰く

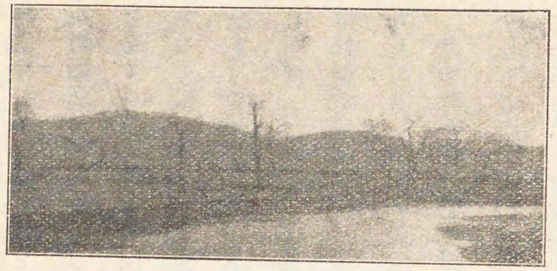

興京老城の一

德世庫は、覺爾察の地に居り、劉闡は阿哈河洛の地に居り、索長阿は洛地噶善の地に居り、景祖は祖基黑圖阿喇（ヘトアラ）の地に居り、包朗阿は尼麻喇の地に居り、寶實は章甲の地に居る。六人各〻城を築きて分居し、寧古塔貝勒（ニングタベイレ）と稱す、乃ち六祖なり、其五城は黑圖阿喇城を距る、近きは五里、遠きは二十五里なり。

と、本文によりて察すれば、福滿の六子は各〻城を築きて分住しけるものにて、中にも黑圖阿拉（ヘトアラ）はそが主城なりき。各城の距離につきては、黑圖阿拉を中央として、近きは五清里遠

きも二十清里を出でず。吾人は以下六城の位置を略述すべし。

（イ）覺爾察

此城は、興祖の長子德世庫の居りしところなり。盛京輿圖には、今の興京老城の西なる煙筒山の下、甲哈河の左岸に當りて覺爾察阿拉の名見ゆ。滿洲音に salo-ca-ala としあれど、恐らくは Gioro-o a-ala の訛なるべし。覺爾察は姓、阿拉とは滿洲語に岡を意味す。盛京通志を檢するに、興京の西四里に、周圍一百二十步南に一門を設けられたる古城あり。建置の年、未だ詳かならざれど、國初の六城の一なるべしとあり、こは定めて德世庫の居城ならむ。德世庫（トシク）といへる名は、都指揮の對音にや、詳かならず。

（ロ）阿哈河洛

興祖の第二子劉闡の居城なり。河洛（ホロ）とは滿洲語に峪の意。盛京輿圖等ともに此地の所在を示さず。

（ハ）洛地噶善

興祖の第三子、索長阿の居城なり。開國方略之を和洛噶善（ホロカザン）に作る、蓋し錯誤なり。噶善（カザン）は、滿洲語に村屯を意味すれば、さしたる城寨にてはあらざりしなるべし。盛京輿圖によれば、興京の西南、煙筒山の西に羅地と稱する地名あり、或は即ち彼の居りしところならむ。彼には五子ありて、分住せり。

（ニ）尼麻喇

興祖の第五子包朗阿の居城なり。開國方略には、之を尼瑪蘭（ニマラン）に改めたり。盛京輿圖には此名見えず。

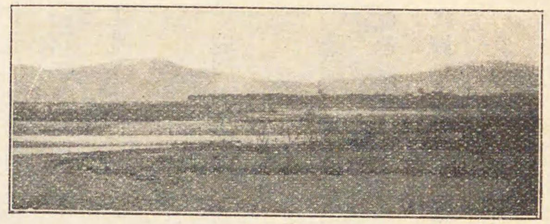

興京老城附近の古城

國朝耆献類徵卷二六一額亦都の列傳に薩克察の人の、入寇しけるとき、彼れは之を擊破してその城に入り、遂に尼瑪蘭・章甲・索爾瑚の諸寨を取れりとあり。興京の東北三十五清里にて、章甲河と源を同くし納祿窩集より西流して、蘇子河の上流に合する河に尼麻喇といふがあれど、恐らくは、此城の所在地なりとするを得ざるべし。尼麻喇とは滿洲語に桑樹を意味す。

（ホ）章甲

興祖の第六子寶實の居城なり。開國方略卷一には章嘉に作る。或は卽ち張姓の居寨に係るべし。章甲とあるは、張家の對音なり。盛京輿圖によれば、興京の東北に當り、章嘉城といふあれど、果して此地なりしやは、疑はし。

（ヘ）赫圖阿拉

興祖の第四子覺昌安卽ち景祖の居城にて、故と建州衞及び建州左衞の居住せしところなり。興京の西煙筒山の下に位す。煙筒山は、明代に竈突山の名を以て知られき。滿洲名にて、呼蘭哈達 Hulan hada と呼はる、呼蘭 Hulan は竈突、哈達 Hdaa は山峯の意なり。開國方略に、此城は、俄朶里城の西千五百餘里にて、蘇克素滸河と嘉哈河の間に在りと見ゆ。清朝の記錄にては、此城が祖先以來繼承し來れる由を傳ふれども、太祖は四十五歲に達せし比まで此城に居らざりき。蓋し赫

圖阿喇の地たる、景顯二祖覺昌安塔克世の殺害せられし頃よりして、早くも族黨の占據に歸しければ、太祖は已むなく、外に流寓せしことゝ思はる。太祖は實に萬曆十五年を以て虎欄哈達の東南に築城し、同三十一年を以て此城に復歸せり。

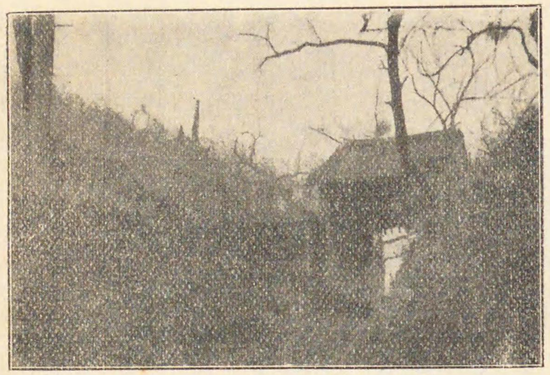

興京老城の北門

以上六城中、覺爾察、洛地噶善、及び黑圖阿拉の三城は略ぼ知るを得たるが、他の三城は、殆んど擬定すること能はず。但し清の記錄によれば、五城は黑圖阿拉を繞り、近きものは五清里、遠きも二十清里を出でざること明白なる以上、煙筒山東西の谷地を出でざりしや、推知すべし。尙ほ此等は支族の繁衍するにつれ、六城のみには止らずして、撫順東方に連亙せる五嶺以東、蘇子河の上流は擧げて彼等が部族に占住せられしなり。其東南境は今の興京の西南六十清里程の地にて董鄂部と界す。董鄂部は、當時佟家江に盤踞せし女眞の部落にして、或は乃ち建州左衞の嫡裔にてもあらむ。士馬の盛强なる、寧古塔貝勒が、哈達の援助を借るに非れば、以て抗敵する能はざりしに徵して、想像すべきなり。

寧古塔は六祖の故地に非ず　寧古塔貝勒の分住地は、これ

にて略ぼ知るを得たるが、寧古塔なる地名の、吉林の東部に存在せしよりして、清朝の學者には、甚だしき誤信を抱かしめたり。吾人は、その例證として、寧古塔紀略の一節を擧ぐるを得べし。

寧古塔より西行百里、沙嶺といふ。金の時の上京の故城あり。東三里を覺羅村とす、卽ち本朝發祥の所なり。

吳兆騫が寧古塔附近の覺羅村を認めて、愛新覺羅の發祥地となせるは、金の上京の故址として知られたる城寨を此村落の附近に發見せるに緣由なからず。されど、最大の原因は、寧古塔貝勒の名義を、今の地名に附會せしものと觀取すべし。彼は又寧古塔の意義を解して以らく

寧古塔は、大漠の東にあり……塔を以て名くれども、實は塔なし。相傳ふ昔兄弟六個ありて各一方を占む。滿洲六を稱して寧古となし、箇を塔となす。その寧古塔（ニングタ）といふは、猶ほ華言六箇なり。

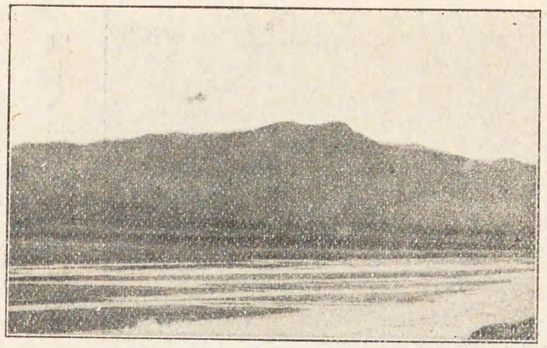

呼蘭哈達（煙筒山）

と。此解說は明人が寧古塔を以て塔の名と心得、清祖奴兒哈赤（ヌルハチ）は、此塔內に居住せりといひ、或は地圖上に塔形を印出せるに比し、一段の進步ありと雖も、究竟、彼が記事たる、後來幾多誤謬の祖を爲せしを疑ふ

べからず、彼の聖武記の著者が

始祖の鄂多里城は、俄漠惠の野に居る、寧古塔の西三百餘里に在り、故に四祖は建州に遷れとも、仍ほ寧古塔貝勒と稱す

といひ、吉林外記の著者が

寧古塔（ニングタ）は、國語數の六なり。開國方略に、六祖各〻城を築きて分居し、寧古塔貝勒と稱すとあり、因りて以て名となす。又稱するに、塔を以てするは、附會なり。……南に長白を瞻、北は龍江を繞る、允に邊城の雄區にして、壯なり金湯の帝里これ寧古塔の形勝なり。

といへる、何れも寧古塔紀略に誤られしを證すべし。之を要するに、寧古塔の名稱は、六城の存在せしより起れること遜札塔城（ソンジヤタ）の五城を意味すると、同一事情の下に在りと想像するを得べきが、清祖の寧古塔貝勒とは、何等相涉るところあらず。嚴密なる意味よりすれば、寧古塔貝勒（ニングタベイレ）の名は、部族の名をなしゝかど、地名としては、未だ嘗て知られざりしなり。

伊爾根覺羅と寧古塔　寧古塔に於ける覺羅村について、吾人は一言を費すべし。清朝の記錄にて、國姓を愛親覺羅となせるは、前に言ひ及べり。世人が、かゝる邊よりして、覺羅村とは、清朝の姓に關係ありと誤信するものを出しゝこと、また無理からぬ次第ならむ。然れども、盛京通志を檢するに、寧古塔附近に於て覺羅城と稱するものは、一にして足らず。此覺羅は、滿洲に於ける多數の覺羅の中にて、何れに

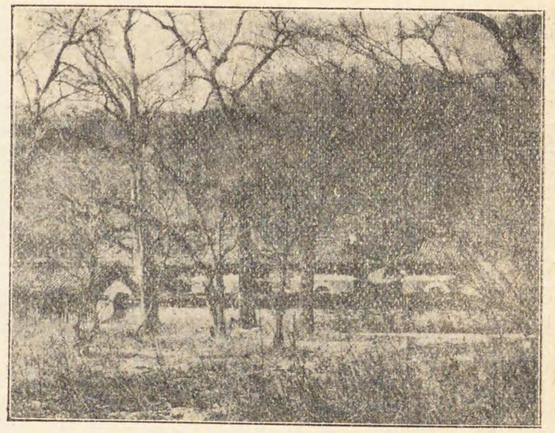

興京永陵

屬すべきやは、先づ以て甄別を要す。かの伊爾根覺羅のごとき、舒舒覺羅のごとき、何れも古くよりして長白山地方に散在せしこと、記録に徴しつべし。而して愛親覺羅氏の斯かる地方に居住せしこと、何等の史證なきことを考ふれば、覺羅村は即ち愛親覺羅氏の居りしところと解すること、寧ろ危からずや。吾人は寧古塔附近の覺羅村を以て、伊爾根覺羅氏の故址となすの妥當なるを覺ゆ。そは八旗滿洲民族通譜を檢するに鑲白旗に隷せし羅克什納、蘇阿、馬興阿、賴塔などいへる人々は、凡べて寧古塔の地方の伊爾根覺爾氏に係り、他の覺羅氏族の、また此地にありしとも見へず。武斷を以て知られたる乾隆帝すら、尚今の寧古塔を目して、六祖の故址なりとはなさゞりしに非ずや。寧古塔地方を以て、清朝祖先の原地と心得るは、全く根據なき妄說なり。

丁　景祖及び顯祖の死

建州の賊首

寧古塔貝勒が、都督福滿といへるに發せしは、前に述べり。貝勒の中にて、第四子覺昌

安最も顯はる。清朝の記録は、彼れの生年月を傳へざれど、大方正德（西紀一五〇六）より嘉靖（西紀一五二二）に至る間に在り。覺昌安の第四子を塔克世とふ、彼れは、蓋し嘉靖十三四年（西紀一五三四—三五）前後に生れしなるべし。清朝の記録は、前者を景祖、後者を顯祖と稱へあれど、其事蹟を傳ふるの簡略に過ぐるは惜むべし。實録に、彼を傳へたるに、景祖は素より才智多し、子の禮敦又た英勇、諸の寧古塔貝勒を率ゐて、盡く五嶺以東、蘇克蘇滸河以西二百里内の諸部を收めぬ。六貝勒これより强盛なりとあり。實録は、斯く一筆に叙し去れども、こは二祖の初年を指せるものにや、或はそが晩年を叙せしにや、何れとも判知しがたし。二祖の末年、即ち嘉靖の末季より、萬曆の初年に亙りては、彼等が地方に、雄桀なる王杲の出でゝ四方を經略せしことは、遺却すべからず。明の記録は、彼を建州右衞の都指揮使なりといひあれど、彼自から、恐らくは、都督の稱を以て居りしなるべし。清の二祖の、爾時王杲が部將ともなりて、遼東を犯ししことは、推知するを得べし。嘉靖三十八九年の頃にや、遼東の巡撫候汝諒が、東夷悔過入貢の疏といへるを朝廷に致し、しことありしが、疏中に建州の賊首を擧げて草場、叫場等、部落の王胡子、小麻子等四名を差して、關に到れり云々とあり。叫場とは、覺昌安をいふ。清の記録によるも、王杲の遺子なる阿太章京の妻は、景祖の孫女なること疑はれざる以上、叫場の賊首を以て指目

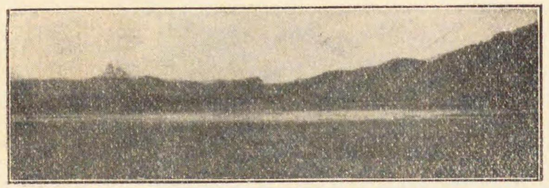

古勒山附近

されしは、蓋し王杲の入寇に關與せしものなるべし。王杲の遼東を犯かししは、嘉靖三十六年頃より萬曆の初年に亙れり。

二祖の死狀　二祖の死に關して、清朝の記錄は、一概に尼堪外蘭に陷られし結果に外ならずとすれど、その果して斯くあしやは疑はるべし。吾人の考ふるところには、李成梁が阿台章京を古勒に圍みし時、尼堪を以て前導となしは事實なり。清の記錄には、蘇克蘇滸河部の圖倫城に、尼堪外蘭なる者ありき。陰に明の寧遠伯李成梁と搆ひ、兵を引いて古勒の城主阿太章京、及び沙濟の城主阿亥章京を攻む。成梁は、尼堪に兵符を授け、遼陽廣寧の兵を率ゐ、二路より進みぬ。遼陽の副將は、遂に沙濟城に克ち、阿亥章京を殺し、復た成梁と兵を合せて、古勒城を攻めりとありて、二祖が始めより何等此戰役に加はりしを傳へざるが、同じき地方、ことには、王杲の遺子にて、己が姻戚なる阿台章京の存亡に關し、風馬牛を以て視きと解するは、如何にも妥當に非るべし。明人の記錄によれば二祖は李成梁の前導をなして古勒城を攻めたりといひ、一書には、叫場は阿台を說きて歸順せしめんと欲し、古勒城に入り込みしに、阿台、從はず却りて彼を拘留せり。大兵城を圍む

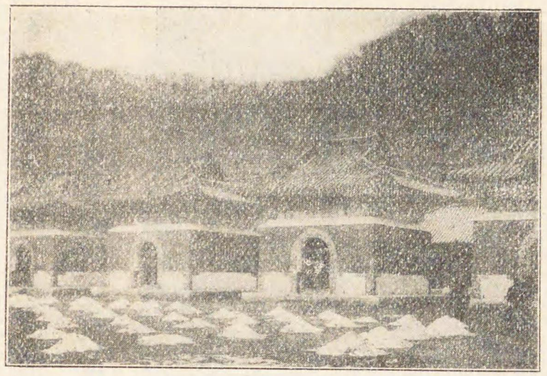

永陵（肇興景顯四祖陵）

こと急なり、他失父の内に在るに因り、そを救護せんとて、軍中に入りしが、誤りて殺され、叫場は城内に燒死せりとあれど、いかゞにや。ともあれ、彼等が明兵の前路をなして古勒に來りしは事實にして、必しも自己の孫女を救ひ取らんとせしのみにはあらず、明人の記錄に、萬曆十六年に馬三非といへる女眞人が、太祖の祖父は阿台を圖るに與り、殉國の忠あればとて、陞職を朝廷に代請せしとこも見え、叫場、塔失竝びに阿台を征するに從ひて、向導を爲し、兵火に死しきともあれば、二祖も尼堪も、共に李成梁に利用せられしことの疑はれざるべし。成梁が大功ある二祖を殺害せしは、いふまでもなく、彼等が後日の跳梁を懼れ先づ尼堪の言に托しての處置なるべけれど、一面より觀察すれば、明人の態度の公明ならざりしを掩ふべからず。こは、萬曆十一年春二月のことゞもなり。かくて、明人は尼堪を以て、建州女直に當らしめんとし、尼堪は顯祖の遺子即ち太祖に迫りて、自己の部屬に隷せしめんとせり。太祖答へけるは、爾は吾が父部下の人に非ずや。明兵を搆へて、吾が祖父を害す。我は今手づから汝を殺すること能はざるを恨む。豈反りて汝に從ひて此生を偸まんや、と、從はず。太祖時に年二十有五、少數の來歸者のありしを幸ひ、牛を推し天を祭りて、共に盟ひ、祖父の讐を復せんことを思ひ立ちき。清の實錄は、此時の事を記して、太祖に顯祖の遺甲十三副ありしのみといへり。

第八節　奴兒哈赤大に建州に起る

甲　幼時の經過及び復讎

太祖の幼時　太祖の世系は、前に叙述せしがごとし。清の記錄は、祖父及び父の二人が當時何程の門地にありしやをいはざれど、明人の記したるに、彼れの祖父は、都指揮にて勅書二十道を領せりといひあれば、さまで、微賤の家柄にては非りしなるべし。清朝の記錄は、又た太祖の母系を詳かに言はず。實錄は、顯祖の大福金なりといひて、喜塔喇氏といふを擧げ、こは阿古都督の女、後に宣皇后といへる、即ち是れなりと附記せるが、阿古都督なるもの、何樣たりしやは、又明かならず。阿古は、王杲の轉音とも覺ゆるが、そを明記せざるは、蓋し諱むところありしなるべし。葉赫の酋長那林孛羅は、かつて太祖をば王杲の裔なりといへり。喜塔喇氏に三子を生む。長を太祖となす。諱は弩爾哈齊、明の嘉靖三十八年を以て生る。繼いで納喇氏を娶りぬ。こは哈達の都督王台が養へる族女なりとぞ。一子を生む。庶妃に又一子あり。今左に太祖及び諸第の母系を表出すべし。

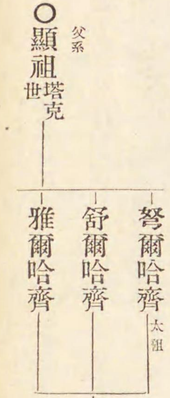

太祖の幼時は、蓋し想像に難からず。彼は十歳にて慈母を失ひき。十九歳にして彼は、諸弟と共に父の許を離れしが、繼母納喇氏の寡恩なりしより、產を受くること、獨り薄かりきといふ。親ら山に上りて、人參松子の類を採り、そを撫順市に持ち出でゝ估却せしといへる、滿洲旗人の昔語りなどは、蓋し太祖の少時を今に傳ふるものならん。太祖の少年時代をいへば、建州女直の、甚しく混亂を致しゝとゝもに、明の兵力の蘇子河の流域に加はゝりしを思はざるべからず。兵力の發展につれて、撫順互市の著しき影響を受けしも、想像し得るところなるが、今、姑らく萬曆末年の情態を以て推すに、直隸、山東はいふを須ゐず。遠きは楊子江以南の商估の、此市面に來往せしを否認する能はざるべし。太祖の漢人に對する知識の多半の、撫順市上に得たることは測知せらる。萬曆十一年、彼が父祖を失へるまでは、多半の生活を此方面に送りしとゝもに、彼れは此地にて聞見を廣め、交を四方の士に結べるなりき。彼は、幼時よりして三國演義及び水滸傳を愛讀せりといへり。此等は、漢人に接觸せしより得たる賜なるべし。彼が父祖の阿台の難に死せることは、不幸なるを免れず。然れども、這般父祖の橫死の、明人より好意を以て解せられ、幾分にても建州に對する警戒の度を緩くすることを得しは、寧ろ太祖の創業に幸ありしを信ぜざるべからず。父祖を橫死せりとなすは、二人者が李成梁の軍の前導をなし、却りて明兵に殺害されし

をいひ、太祖も始めの程は、之を以て尼堪の明兵を搆へしに外ならずとし、專ら仇人たる彼を討たんことに力を傾けり。

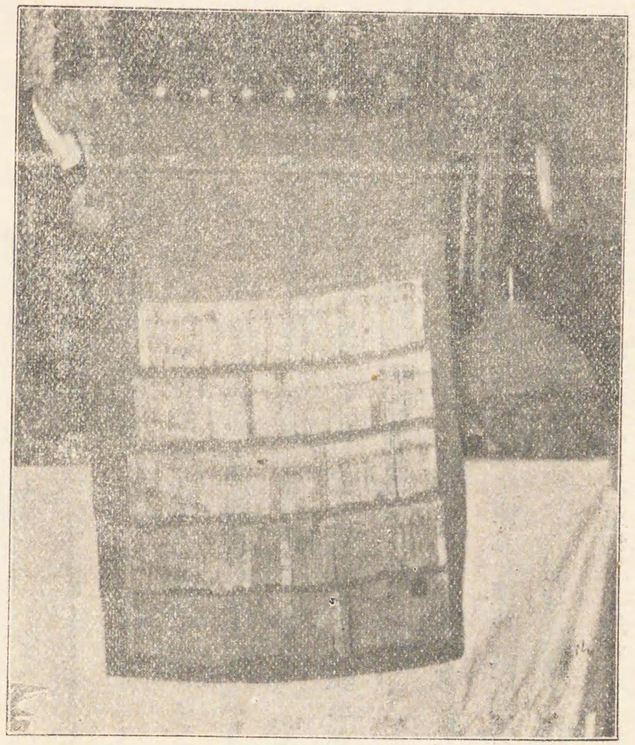

太祖御用の甲袖及鎧

仇人尼堪を捕殺す　尼堪（ニカン）の居寨なる圖倫城の、撫順關外に在りしことは、既に太祖が迫擊の緩くすべからざるを示す。尼堪は、一時勢を得たりき。建州女直に就て觀るに、二祖の横死は、疑もなく人心の離散を促し、ものにて、蘇子河の下方、乃ち今の營盤西南の地方はいふをまたず。居城なる赫圖阿拉（ヘトアラ）の地方とて、早くも欵を尼堪の下に送りたり。信僞のほどは詳かならざれど、明人は尼堪を推して、建州の主長となさんとすとの風説の區々たるより、同じき寧古塔貝勒（ニンクタベイレ）の中にても、太祖を斫りて、尼堪に

歸附せんとするを出したり。太祖は形勢を觀取しき。萬曆十一年、彼年廿有五、顯祖の遺甲十三副を以て、仇人尼堪を掩擊しぬ。尼堪探知して甲板（チャバン）に逃れき。八月又た甲板に討つ。又遁る。翌十二年春、兆佳城主李岱といへるもの、哈達の兵を引いて來り侵しぬ。太祖卻擊し追ふて李岱を獲たり。六月馬兒墩（マルトン）に克つ。九月、兵五百を率ゐて董鄂部を討つ。翌十三年四月、步騎兵五百を率ゐて哲陳部を、今の蘇子河の下方に討つ。十四年七月、尼堪を戛爾渾（オルホン）城に討つ。尼堪逃れて撫順に走りしが、明人拒みて容れず。尼堪は、遂に太祖に捕殺せられき。以上の事實は、吾人に、いかなることを敎へしやといふに、太祖は起兵の始めに、尼堪を掩擊して先づ其鋒を挫折せしめ置きしかば、退いて更に隣敵を佟家江に壓迫し、經營漸く成るを見圖らひ、再び兵を西方に進めしなりき。兵數が、始めのほどより層加せしは、明かなれども、五百乃至六百を越えざるは、爭はれざる事實なり。尼堪の捕殺は、內、太祖にとりて復讐の名譽の與へられしとともに、所謂哲陳部及渾河部の要地は、此時幾んと其掌握に歸せりと知るべし。

乙　諸部の併合

董鄂部の來歸　萬曆十五年正月、太祖は城を呼蘭哈達（ホランハダ）即ち今の煙筒山の南岡に築きたり。清の記錄は、此位地を示して、嘉哈河（チャハ）と碩里口（セリコ）との兩界の中間なる平岡にて、そこに三層の城を築き、宮室を建てきとあれば、巍然たる宮闕の、既に備はれるを思ふものあれど、實は簡單なる屯寨を造りしまでなるべ

し。彼れは、徒らに興京附近の野を保守せんと欲するものに非ず。彼が腦底には、爾時既に滿洲統一の夢を抱きしこと、思はるれど、眼前に最も不足を感じゝは兵食の二要素に外ならざりき。彼れの國力は未だ以て葉赫（エホ）及び哈達（ハダ）を略定するに足らず。西南の方面はいかにといふに、明の兵力は此時已に寬甸の平野に據りしことゝて、是れ亦和交を續くるの外、佗策あるべからず。彼れの此間に處して如何に思慮を運らせしやは、寧ろ想像に値すべし。十六年夏、蘇完部主索爾果（ソルコ）なるもの、其子蜚英東と共に來歸し、次いで董鄂部長何和里（ホホリ）は、族衆萬餘を率ゐて來歸しけり。董鄂部とは、今の佟家江附近に據りし部族をいひ士馬の雄強を以て知られしが、太祖は今や一兵に血らずして收むることを得たり。禮親王の嘯亭雜錄といへる書に、此事を記しけるは、高皇、初め兵を起し、時、滿洲の軍士尚ほ寡し。時に董鄂の溫順公諱は何和里なるもの、渾春の部長たり。兵馬精強にて一方に雄長たりき。上、其軍力に藉らんと欲し、乃ち延置して興京に至り、欵するに賓禮を以てし、公主をば之に妻はしめぬ。何和哩乃ち衆を率ゐて歸降しぬ。兵馬五萬餘。我國賴りて以て締造せり。薩爾滸（サルホ）の役、卒に以て明師を敗りしは皆公が兵馬の力なりき。其前妻其主に尚せしと聞き

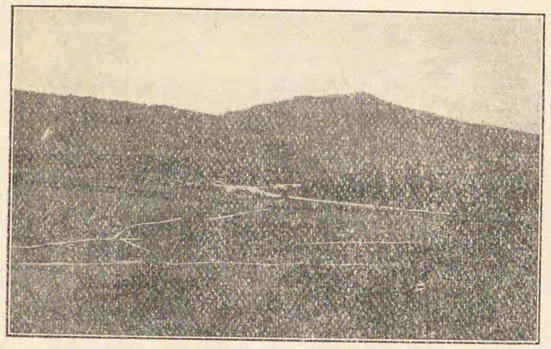

松花江上流（庫々娘）

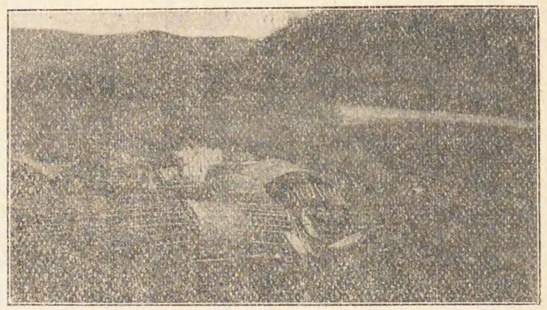

松花江上流（同上）

境を掃ひて出で、之れと戰はんと欲しき。高皇之を面諭し、然して後兵を罷めて降れり。故に今の世爵を襲へるもの、皆な公主の所出に係り、其前夫人の所出は、列名を許さず。國語呼びて厄赫媽媽（エホママ）とす。蓋し其の德讓の風鮮きを譏ればなり。（厄赫媽媽とは惡婦の義なり）とあり。佟家江流域の合併についで、これに隣接せるは鴨綠江の谷地なるが、此地方には、何等の抵抗をも見ずして收服せり。實錄に此歲の前後を記して、太祖、各路を招徠し、其環境の諸國は、皆之を削平したれば、國勢日に盛なり。明亦使を遣はして好みを通じ、歲に金幣を以て聘問しき。我國は、東珠、人參、紫貂、玄狐、捨狸猻など珍異の物を產して、已に服用に備ふるに足れることなれば、撫順、清河、寬甸、靉陽の四關口に互市して、財源を開きぬ。これより國富み民殷なりとあり。こは聊か誇張の言たるを免れざれども、形勢は大體に於て殷盛に向へしなるべし。

長白山東北路の攻略　太祖の用兵は、斯て長白山の東北を迂廻して進みぬ。萬曆二十一年九月、哈達、烏拉等九部の兵は、連衡して太祖を蘇子河の下流に壓迫せしが、彼れはそれらの大軍をば古埒（クロ）山下に迎擊しき。彼れは其歲冬十月を以て松花江の上流に出で、今の頭道江の流域にて珠舍里（ジュチヤリ）及訥殷（ノヤン）の兩部

を取りぬ。二十三年六月、多壁城を陷る。こは輝發の側面を壓して、松花江上流の通路を保護せんと企てしなうむ。越えて二十六年一月、安褚拉庫路を、今の大小圖拉庫水に取り、進みて内河路を收む。内河とは愛呼の轉音にて、古くは阿也苦と呼ばれし豆滿江上流の名稱なり。清初にて、内河路といへるは、專ら今の茂山の谷地を指なしゝるべし。以上を約言するに、太祖は呼蘭哈達に築城せし比より凡そ十歳を出でずして、鴨綠江及び渾河の上流域、併びに松花江の上源地方を收め、東南に繞りて豆滿江の上流を攻略しけり。その目的の、住民を鹵獲して、中央の兵力を增加せんとするにありしは、いふをまたずして、内河路の如きに視るに、殆んど其地を空うしたりと傳へらる。建州の兵力は、今や全く昔日の比にあらず。彼れは、漸く西北にして哈達、葉赫を窺ふの時期を得たるものゝ如し。

哈達及葉赫等來侵す　哈達の名酋王台の死せし後、部族内の鬪爭の絶えざりしよしは、前に言ひ及べり。王哈の嫡系を云へば虎兒罕なるが、彼れは一子歹商岱善を殘して死しき。萬曆十九年の春にや、哈達及葉赫の兩部族は、明人の調停にて姑らく干戈を收め、葉赫の酋長卜寨は、歹商に許すに女を以てしゝが、彼れは受室の中途にて葉赫人に射殺されき。兩族の釁は、再び啓かれぬ。歹商の子は、騷台住といひしが、何れも幼かりしかば、外家に依賴することとなりぬ。南關の遺業の、獨り猛骨孛羅によりて維持されしこそ憐なれ。明人の記錄に、南關勢孤にして且つ益々弱し、而して建州の奴兒哈赤、日に益々强く、遂に卜寨を殺し、陰かに海西を窺ふの意ありとあるは、蓋し實事なり。卜寨の死狀に就いて、清人の述ぶると

ころによれば、彼れは萬曆二十一年の秋を以て、兵を渾河に進め、九月、蘇子河を溯れり。彼れの兵は、哈達、烏拉、輝發、科爾沁、錫伯、卦勒察、珠舍哩、訥殷等九部の兵にて、凡べて三路より攻め入りにき、太祖は諜して敵の主力の渾河方面より來るべきを知りしかば、彼れ酣寢して醒めざりき。妃の富察氏、彼れに謂ひけるは、九國の兵來り攻むるといふに、何ぞ反りて酣寢するや、豈に方寸の亂れしか、之を懼るゝかと、太祖曰く、人にして懼るゝ所あれば、寢るも寐を成す能はじ、我果た懼るれば、安ぞ能く酣寢せんや。前に葉赫の兵、三路より來り侵すべしと聞き、時期の定まらざるを念とせしに、既に至れりとあれば、吾が心も自ら安し。吾若し葉赫に負くあらば、天必ず之を壓ふべし、安ぞ懼れざるを得べき。今、我れ天命に順ひて、疆土を安じゝに、彼れ我を悅ばず、九國の兵を語らひて、以て無咎の人を戕害せんとす。天は必ずや彼等を佑けざるべしと、かくいひて、彼れは再び寢ねたりといふ。彼れは翌旦を以て西行しぬ。札喀の野といふに至りて、敵情を知り、直ちに古埒山に據りて陣を結びき。古埒とは、二祖の横死せるところにて、今の界凡山の東に在るべし。彼れは少許の兵を放ちて敵を山下に誘ひぬ。卜寨布齋は衆に先して突前しゝが、乘馬の木に觸れて踣れしため、遂に太祖の兵に刺殺されき。敵兵遂に潰ゆ。太祖の兵は、又此戰に於て烏拉の貝勒滿泰の弟布占泰卜占台といふを生擒しけり。

哈達及輝發の滅亡　萬曆二十七年五月、葉赫の那林孛羅、大擧して哈達を攻む。哈達は支えずして急に三子を太祖の許に質たらしめ、兵を借らんことを請へり。彼れ乃ち蜚英東等に命じ、兵三千を率ゐ

て其地に駐防せしめしが、哈達は又た葉赫の好言に惑はされ、却りて援軍の將を捕殺せんと企てき。事洩る。太祖は寧ろ哈達を幷呑するの時機の到來したるを喜べるなるべし。彼れは、直ちに大兵を哈達に進めき。九月城陷る。猛古孛羅は縛に就きぬ。明の記錄は、此時の事を記して、奴兒哈赤は、漁人の利を收めんとして、竟に反りて猛骨孛羅を執へ、そを寨中に置き、盡く其貲を略しぬ。かくて、明年四月、奸妾の罪を揑造して、之を射殺し、そが妾なる松代、速代を收めたりといへり。哈達は亡びぬ。たゞ猛骨孛羅の長子、吾兒忽答のみは、明人の請求により、暫く哈達に長たらしめき。哈達已に亡びしかば、輝發のごときは、寧ろ几上の肉に等しかりしのみ。太祖は、萬曆三十五年九月、その部族の葉赫に通せりとの罪を責め、親ら兵を今の輝發江の流域に進め、之を滅ぼす。酋長を拜音達里といへり。輝發の先世は、伊克得哩といひ、黑龍江岸なる尼瑪察部に出づ。星古禮なるものあり。黑龍江より木圭を載せ、札嚕の地に遷りて居りき。呼倫部に噶揚阿、圖謨圖なる二人あり、璋地に居りて姓を納喇といへるより、其姓に附せんとして七牛を殺して天を祭り、姓を納喇と改めり。之を輝發の始祖となす。子備臣を生む、備臣、納靈阿を生み、納靈阿、拉哈都督を生む。數代の後旺吉努を出せり。諸部を招服し、城を輝發河邊の呼爾奇山に築き、輝發國と號しし、旺吉努に始まる。彼れ死して孫立つ。拜音達哩即ち是れなり。こゝに至りて國遂に亡ぶ。

蜚悠城及烏碣巖の戰

長白山の西北、即ち松花江の上源地の收服せられしより約そ十歳、太祖の兵

は、始めて豆滿江の東邊に及びたり。吾人は、安褚拉庫及び內河の二路の收服せるを以て、萬曆二十六年に在りとなしたるが、東海に於ける諸部の歸向も、大約そ此歳の前後より測知せられ、間々使者を太祖の庭に送りしもありき。然れども、太祖と、此等諸部との間には、預め强盛なる烏拉の部族ありて、烏拉を滅ぼさゞれば、東海に通ずること能はざりしを知らざるべからず。かゝるは、太祖の期待せしことなるべきが、萬曆三十五年の春正月、東海瓦爾喀部の長、策穆特黑といへるもの、來り告げけるは、吾等は、地方の遙阻なるを以て、從來烏拉に從へど、貝勒布占泰は、吾等を虐遇すること甚しければ、希くは、家戶を太祖の許に移したしと、太祖乃ち兵三千を弟の舒爾哈齊及び蜚英東に授け、其地に發向せしめたり。軍の發程は、一月の末つ方にやあるべき。彼等は、路を松花江の上源地に取り、寧古塔の西方なる黑山山脈を越えて、今の延吉廳附近に出でしと覺えしが、これより南、豆滿江を渡り、事も無げに朝鮮の城寨を穿過し、慶源府の江岸に至りて、再び豆滿江を越え、瓦爾喀部の根據地と聞えたる蜚悠城に達せしは、三月の初旬にぞあらむ。蜚悠城は、朝鮮にて、古くより縣城と稱へしの地、そが平野をば縣城坪ともいひき。城は、今の琿春の南一里餘の地にてぞあるべし。舒爾哈齊の大兵は、先づ城內に就いて

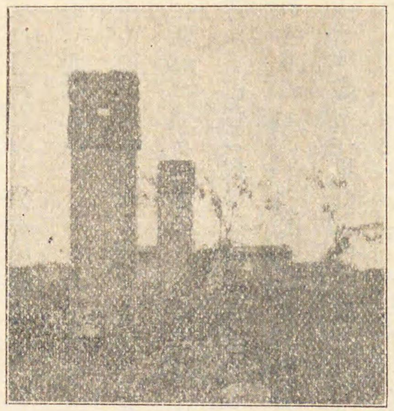

太祖に配祀せられし蜚英東墓

民戸五百を收め、四散して部落に入り、慶興の對岸なる時錢部落にも至りしことゝ知らる。卜占台之を聞き、彼等をば、退路に扼せんと欲し、大兵を豆滿江に出しゝが、時恰も舒爾哈赤の先發隊なる扈爾漢蝦が鹵獲せる人畜數千を護して、鍾城の江邊に至りし時なりき。扈爾漢蝦は、一見して駭きぬ。彼は自ら烏碣巖といへる山に上りて陣を結び、一面直に縣城なる舒爾哈赤の本營に急を告げたり。報を得たる本營は急行しぬ。彼等は、慶源より甑山路に由り、南して香峴に至り、徑ちに烏碣巖の谷地に出でゝ決戰しぬ。北關紀聞といへる書に、當時の戰況を錄していひけるは、小可赤舒爾哈齊は、軍を分ちて三となし、二軍は直ちに卜占台が陣を擣き、一軍は下灘を渡りて、門巖の歸路を扼しぬ。大戰良々久し。卜占台の兵大に敗れぬ。小可赤の兵、勝に乘じて追奔すること四十餘里、風塵晝晦く、烏喇の兵、死するもの七千に近し。遂に卜占台の叔なる昌主等を擄にす。猛將卓斗等數十人皆死せり。唯だ者乙古舍のみ、數百騎を以て遁れ去りぬとあり。清の實錄によれば、此戰に博克多卓斗を斬りしは、太祖の長子代善貝勒にて、彼れは馬上より敵を手攫し、其冑を取りて斬りしと見ゆ。勇戰のほど想ひ見るべし。烏碣巖の戰の、朝鮮の地に起りしは、偶然なりしかど、太祖と烏拉との成敗は、寧ろ此一戰に決せられしといふを得べく、彼等は今や吉林方面に退守するの外、策なきに至りぬ。寧古塔より東北の交通路は、爲めに大に開けたるものゝ如し。これ蓋し萬曆三十五年夏以後の事に屬す。

烏拉亡ぶ　烏拉の勢大に衰ひて、寧古塔の東方の大に開けしは、前に言ひ及べり。萬曆三十七年冬、太

祖の兵は、遠く東海兀哲部に出で、其の所屬なる濞野路を略しき。濞野路とは、今の烏蘇利江の枝水にて、興凱湖の北にあるべし。三十九年、蜚英東等は、再び東海兀哲部に出て、烏爾古辰及び木倫兩路を略したり。二路は、濞野水の以北に在り。次いで四十年春、太祖は蒙古科爾沁なる明安貝勒の女を聘しき。事已に茲に至る。吾人は最早吳喇の前途を卜するの愚を爲さゞるべし。九月、太祖は、親ら松花江に臨み、金州城を奪取して、その地に駐營しぬ。十月、敵の六城を毀ち、營を伏爾哈河の渡口に移す。布占泰、親から重臣を引率し、舟中に坐して和を請ふ。許さずして還る。翌四十一年正月、太祖又た大兵を吳喇に進め、遂に其城を屠る。布占泰、身を以て葉赫に遁れ、國遂に亡ぶ。吳喇の先世は扈倫といひ、姓を納喇となす。國を吳喇河岸に建てしに因りて、吳喇國と名けりといふ。扈倫は、蓋し忽剌溫の轉音なるべし。清朝にては、哈達、葉赫、輝發、及吳喇をば扈倫の四部と稱したり。

東北諸路征撫年表

太祖及び太宗の兩朝に亙りたる滿洲東北の用兵は、その地方の天産物を獲んとするよりも、寧ろ人民を目的とせり。これ蓋し兩朝連年の攻伐の爲め、兵力の增加、及び補充を必要となしたるに基因す。既に兵力の補充を以て目的となしゝことなれば、自から彼等の部族と同一の言語を使用せるもの、或は語言の近似せるものよりして收獲せんとするは明けし。朝鮮の西北及び東北境土には兀良哈の種族ありて、豆滿、鴨綠二江の兩州に散住せり。清朝にては之を瓦爾喀と呼べり。太宗朝より頻繁に起りたる朝鮮の刷還問題は

人民を獲んと欲せしに外ならざるが、種々の事件は、又此問題を中心として發生しぬ。渥集と稱するは、寧古塔地方より、ニコリスク方面に散住せしが、此人種も東北朝鮮と密接の關係ありき。一に兀哲に作り、朝鮮にては、兀狄哈に作れり。吾人が驚嘆に値するは、西紀一六一六年以前に於て、太祖の兵は、烏蘇利江の東方沿海にも及べることこれなり。東北諸路の用兵を略にして、清朝の開國を語らんとするは、要を得たるものに非ず。征撫年表、こゝに於てか在り。

瓦爾喀部

萬歷二十六年（西一五九八）　太祖長子褚英、幼弟巴雅喇に命じ、噶蓋、費英東と共に兵一千を統べて、安褚拉庫路を征せしめ、屯寨二十餘を取り、所屬の人民萬餘人を招徠す。

萬歷三十五年（西一六〇七）　弟舒爾哈齊、長子褚英、次子代善、大臣費英東、扈爾漢に命じ、兵三千を率ひ、東海瓦爾喀部費悠城の屯寨、五百戸を內地に徙し、烏拉貝勒布占泰が邀截の兵萬人を道に敗る。

萬歷三十七年（西一六〇九）　太祖明國に書を遣りて曰く、朝鮮の境に隣して居れる瓦爾喀部の衆は、皆吾が所屬、往き諭して彼れをして清察して我に予へしむべしと、是に於て、明使を遣はして朝鮮國に諭し、千餘戸を察還す。

天命十年（西一六二五）　喀爾達、富喀納、塔羽に命じ、東海瓦爾喀部を征し、降附の衆三百三十人を率ひて歸る。

族弟王善、大臣達朱戸、車爾格に命じ、兵千五百を統べ、瓦爾喀部を征し、俘獲甚だ衆し。

（以上太祖朝）

天聰三年（西一六二九）　孟阿圖に命じ兵三百を率ひ、往て瓦爾喀を征せしむ。

天聰五年（西一六三一）　瓦爾喀を征せる大臣孟阿圖、寧古塔より人を遣して奏報すらく、俘獲人數男子千二百十九名、婦女千二百八十四名、幼丁六百三名、人參皮張を得ること甚だ多しと。

天聰七年（西一六三三）　吳巴海等に命じ朝鮮に赴き、瓦爾喀部長族屬十五人を得て歸る。

天聰八年（西一六三四）　吳巴海荊古爾代に命じ、兵四百を率ひ、再び瓦爾喀を征し、寧古塔より啓行し、屯長分得利を下し、復た阿庫里、尼滿の部衆千餘人を收め、明年凱旋す。

天聰九年（西一六三五）　瓦爾喀を征す。吳巴海多濟里、札福尼、吳什塔に命じ、四路に分ちて進む、吳巴海が進める地は、額赫庫綸、額勒約索にして其地の壯丁七百五十人を取れり。多濟里が進める地は、雅蘭、錫林、瑚葉の三路にして其地の壯丁七百五十七人を取れり。札福尼が進める地は阿庫里、尼滿にして、其地の壯丁四百八十人を取れり、吳什塔が進めるは、諾羅、阿萬にして、其地の壯丁一千十四人を取れり。主帥に

萬歷三十八年（西一六一〇）　太祖額亦都に命じ、兵千人を率ひ渥集部の那木都魯、綏芬、寧古塔、尼馬察四路に往き、其路長を招き、其をして家口を挈へて前行せしめ、額亦都は師を回して雅攬路に至り、終に擊て之を取り、萬餘人を俘にして還る。

萬歷三十九年（西一六一一）　前年渥集部より來歸せる路長の中、儕格、尼喀里の二人、太祖の賜ふ所の甲四十副を以て、綏分の地に置きしに、渥集部の烏爾古辰、木倫二部の兵に掠め去らる。呼爾哈部長博濟哩を遣して、往て諭し掠めたるものを歸さしめんとするも從はず。因て太祖の第七子阿巴泰、及び費英東、安費揚古に命じ、兵千人を率ひて、烏爾古辰、木倫二路を征して之を取り、千餘人を俘にして還る。

此年又何和里、額亦都、扈爾漢に命じ、兵二千を率ひて、渥集部の虎爾哈路を征し、札庫塔城を圍むこと三日、之を招けども下らず、遂に攻めて、其城に克ち、首を斬ること千餘、二千人を俘にす。其の環近各路は悉く之を招徠し、路長土勒伸、額勒伸二人をして、其民五百戸を衛りて來歸せしむ。

萬歷四十二年（西一六一三）　兵五百を遣し渥集部の雅攬、西臨二路を征し、降民二百戸を收め、千人を俘にして歸る。

萬歷四十三年（西一六一四）　渥集部の雅攬、西臨を征し、降

は、各軍律一道を授く。吳巴海、吳什塔が軍律内には、一款を增して曰く、烏札拉部の百壯丁は、侵擾するを得ること勿れと、又上諭に、多濟里が往く所の地は、島嶼に取るべき者多し船を作りて之を取れ。若し取るべからずんば、當さに之を識して以て後圖と爲すべしと、明年捷を奏す。

崇德元年（西一六三六）　太宗朝鮮を親征す、先に朝鮮に在て住居せる瓦爾喀の葉臣、馬福達二人百餘戸を率ひて來歸す。

崇德二年（西一六三七）　太宗朝鮮の軍營に於て、尼堪、扈什布、季思哈、葉克舒等に命じ、外藩蒙古諸部の兵を率ひ、咸鏡道に出で、瓦爾喀を征せしむ。途、會寧に出づ、行々朝鮮兵と戰て、之を敗り、進で瓦爾喀部を畧し、烏喇に至りて、蒙古兵を散遣す。復喀凱等二十四將に命じ、兵一千二百を率ひ、分ちて四路と爲し、往て瓦爾喀を征す。兩黃旗の舒書、塔克珠を一路とし、甲士六十人、阿庫里、尼滿、樓稜及び烏爾固辰の地、南濟闌牛彔下の喀克篤哩兄弟等、壯丁等一百七十名を率ひ、烏爾固辰に入り、兩紅旗の恩古里、克布圖を一路とし、甲士六十人、綏芬、雅蘭、瑚葉、烏爾吉の壯丁共二百名を率ひ、綏芬に入り、兩白旗の哈什屯、滿都祜を一路とし、諾羅、阿萬の壯丁三百名を率ひ、入る所の迅地に至り、兩藍旗を一路とし、額赫庫倫・額勒以東寨木克勒以西の壯丁共二百十名を率ひて往く民二百戸を收め、千人を俘にして歸る。

萬歷四十三年（西一六一四）　渥集部の東、額黑庫倫人、我國人に寄語して曰く、人、爾が國を驍勇なりと謂ふ、來りて我等と一戰を決すべしと、太祖兵二千を遣はし、顧納哈庫倫に至り、之を招けども服せず。遂に攻めて其城に克つ、八百人を陣斬し、萬人を俘獲し、其居民を收撫し、戸口五百を編して、乃ち師を班す。

天命元年（西一六一六）　大臣扈爾漢、安費揚古に命じ、兵二千を率ひ、東海薩哈連部を征す、二臣行て兀爾簡河に至り舟二百を刳り、水陸並び進み、河の南北三十六寨を取り、進みて黑龍江南岸に駐營し、兵を引きて以て渡り、薩哈連部十一寨を取り、遂に又使犬路、諾洛路、石拉忻路の路長四十人を招服し、即ち師を班す。

天命二年（西一六一七）　兵四百を遣し、悉く東海沿邊に散居せる諸部の未だ歸附せざるものを取り、其民を收む。其島居して險を負ひ、服せざるものは、小舟に乘じ、盡く之を取りて還る。

天命三年（西一六一八）　使犬路、諾洛路、石拉忻路の路長四十人所部を率ひて來歸す。

東海虎爾哈部長納哈達、百戸を率ひて來歸す。

既にして黃紅白三旗、男子一百八十八、家口四百七十五を俘獲せることを奏す。

崇德四年（西一六三九）　是より先東方瓦爾喀部衆叛て熊島に入る。太宗、朝鮮國王李倧に命じ、舟師を以て熊島を攻め、其首嘉哈禪等を擒にして縛して盛京に送る。仍ほ薩爾糾等四將を遣し、兵を率ひて瓦爾哈に往き、其餘黨五百人を收めしむ。

崇德五年（西一六四〇）　多濟里、喀珠等を遣し、寧古塔に往き、章京鍾果兌等に會同し、兵三四百名を帶び、往て烏札拉部を征せしむ。多濟里等烏札拉に至り、百有十人を俘獲す。

薩爾糾等、俘獲せる男子三百三十六人、歸降せる男子一百四十九人、俘獲せる家屋七百九十六口、歸降せる家屬四百八十一口あることを奏す。

（以上太宗朝）

天命四年（西一六一九）　大臣穆哈連に命じ、兵千人を率ひ、盡く虎爾哈の遺民を收めしむ。穆哈連・丁壯二千を收めて還る。

天命十年（西一六二五）　第三子阿拜、第六子塔拜、第九子巴布泰を遣し、兵一千を率ひて北路より東海呼爾喀部を征し、大臣博爾晉等に命じ、兵二千を率ひて南路より東海呼爾喀部を征す、博爾晉等五百戸を招降して先づ歸る。阿拜等、又其衆千五百人を俘にして還る。

（以上太祖朝）

天聰四年（西一六三〇）　那堪泰路の呼爾喀人瑪爾圖等家屬を携へて來歸す。命じて寧古塔の邊地に於て駐牧せしむ。

天聰六年（西一六三二）　吳巴海に命じて、兀札拉を征す。捉黑河にありて、三百餘人を斬り、男婦七百口を俘にす。

天聰七年（西一六三三）　季思哈・吳巴海を遣して、兵三百を率ひ、朝鮮國に接壤せる東海呼爾哈部を征す。明年捷を奏す。俘にせる男婦幼小千九百五十名。

天聰九年（西一六三六）　黑龍江虎爾哈を征せる霸奇蘭、薩木什哈、編戸壯丁二千四百八十三、人口七千三百二を收めたることを奏す。

崇德七年（西一六四二）　沙爾虎達、珠瑪喇に命じ、松河黑江

の呼爾喀部を征す十屯の男婦幼少一千四百餘人を招降す。崇德八年（西一六四三）阿爾津、哈寧噶等に命じ、官兵を率ひて黑龍江虎爾哈部を征し、攻めても三屯に克ち、四屯を招降し、男婦幼少二千七百三口を俘獲す。（以上太宗朝）

丙　明國との交渉

都督僉事に任せらる

太祖と明との交渉は、蓋し二祖の殺害されし日に始まるべし。清の記錄によれば、萬曆十一年春、景顯二祖の害せらるゝや、太祖之を聞いて大に慟きて、明の邊吏を詰りけるは、我が祖及び父は、何の故にか害せられたる、汝等こそ乃ち不倶戴天の讐なれと、明は之を聞き、使を遣はして謝しけるは、意あるに非ず、誤れるのみと。乃ち二祖の喪を歸し、勅書三十道、馬三十匹を與へ、復た都督の勅書を給しけり。太祖、乃ち明使に謂けるに、我が祖父を害せるは、尼堪外蘭（ニカンワイラン）の構へしところなり。必ず執ひて我に與へよと、使臣いひけるは、我等の過失なるが故に、前に勅書馬匹を與へ、又都督の勅書を給しき。それにて事は畢れるに、今、復た汝過分の要求をいひ出しなば、我等は尼堪を助けて城を作り、爾等の部の主たらしめんかと、國人之を信じて、皆な懼るとあり。此記事は、一概に信を置き難けれど、明人の記錄には、李成梁は、當時他失（タシ）の屍首を得て、部夷の伯掉といへるに持返へらしめ、又た寨内にありける勅

書及馬匹を取りて、奴兒哈赤（ヌルハチ）に與へたりといふもあれば、幾分の事實を傳へしなるべし。但だ都督の勅書を給しきとあることのみは、信せられず。太祖の建州衞都督僉事に任ぜられしは、萬曆十七年九月にて、此歲よりは尙ほ六年程の後の事ども なり。皇朝實錄に收めある授官の始末は、頗る要を得たれば、左に其一般を揭ぐべし。

九月辛亥、建州夷酋に初授して都督僉事となす。薊遼督撫按張國彥、顧養謙、徐元の議に、照す、屬夷の我が藩籬をなせるや舊し。制馭の策は、撫剿恩威に出でず。顧ふに撫剿恩威の加はる所は、其の要領を得るに在るのみ。所謂要領とは、其勢に因りて其强を用ひ、之れに賞賚を加へ、假すに名號を以てし、夷を以て、夷を制するにあり。則ち我れ勞せずして、封疆は慮るなかるべし。遼左、西、山海より東、開原に抵る千二百里の間は、朶顏（ノヤン）三衞の夷、歲々西北の二虜を糾して、患を爲せり。遼を以て急なりとするは、これが爲めに外ならず。三衞の夷を以て、遼左の屬夷なりと稱するを得ざるも明けし。惟だ開原の東北より、南、鴨綠江に至る、約そ八百餘里の間、東邊を環りて居るものは、皆女直の遺種にて、遼の屬夷、所謂東夷と稱するもの、これなり。然ども、今の女直と呼はるゝもの、凡そ三種あり。其一は海西女直といひ、故（モト）の王台の夷、今の開原なる南北兩關の夷これなり。其一は則ち東方諸夷の衞たる甚だ多けれど、建州之を領せるより建州女直といふ。今の奴兒哈赤（ヌルハチ）の屬これなり。其極東は野人女直といひ、邊を去ること遠ければ、歲々海西に出りて、開原に入市入貢すといへど邊患を爲さず。これより先き、海

西の王台、強にして能く衆を得、開原の南關の酋と稱し、北は二奴を收め、南は建州を制し、終身向化したれば、東陲以て寧かりき。是時東夷の勢は、王台にあり。故に其祖速黑忒左都督の職を襲はしめ、東夷に長たらしめき。萬曆三年、王杲を擒にせしを以ての故に、旨を奉じて勳銜を加授し、其二子と共に都督となり、賞するに金幣を以てす。已にして又た西虜の列に視べて、龍虎將軍を加へたり。蓋し王台の忠、嘉するに足るものありて、實に我が皇上の神機遠覽、其要領を得、賞賚を惜まざるに由る。王台死して勢分かれ、逞仰二奴雄を北に稱し、奴兒哈赤は雄を南に稱し、且つ各〻其強を恃みて、王台の後に甘心せんとす。さて王台の後、立たされば、我が藩籬の徹せられ、而して封疆多事なること明かなれば在事の臣、前に力請じて、二奴を誅し、以て王台の後を安せり。王台の長子は虎兒罕といひ、左都督たり。又た台に繼ぎて死せり。其子歹商父の職を襲ひ、忠順の業を守りしが、北關にては二奴誅せらて、其二子那卜二酋なるもの、父怨を報ぜんとし、台の孽子康古里これに內應せるが、奴兒哈赤、又北關に連ねて、歹商を侵しゝを以て、諸夷の入貢せざるもの、凡そ五年の久しきに亙れり。かくて、開原の屬夷の內向するもの、惟だ一歹商のみ。王台忠順の後、其の絶えざるや縷のごとし。歹商立たず、南北諸酋合すれば、開原は必す危し。故に臣等歹商を存せんが爲めに、大兵を出して、撫剿互に用ひしかば、諸酋歹商に和し、入貢せんことを請へり。奴兒哈赤又た威に畏れ、北關を罷めて歹商に姻し、先ちて入貢しき。それ諸酋、既に逆を轉じて順となせば、我れ剿を易へて撫を爲さゞるを得ず。威畏懷恩、藩籬復す

べし。是を以て臣等上聞し、兵を罷めて後を善くせり。其後今の諸酋の貢は、皆な入り、開原の事、已に大に定まれり。惟だ建州の奴酋なるもの、勢最も強にして、能く東夷を制す。その建州にありては、則ち今日の王台なり。既に被擄の漢人を送回し、且つ牛畜にも及べり。又た犯順の酋克五十を斬りて、其級を献じ、而して都督の號を慕へるや益々切なり。其祖父を查するに、彼等は逆酋阿台を征せし時、我が爲めに嚮導をなすに及び、兵火に死せり。かゝれば、奴兒哈赤は、累世其の勞あること、又た小夷の特起して、名の正しからざるとは異れり。查し得たるに、大明會典內の一欵に、建州毛憐三衞の夷にて、若し被擄の男婦を回送するあらば、たゞ給賞を許す。賞を願はざれば、千百戶指揮を量陞す。都督の名色は存留して、能く犯順の夷酋を殺し、或は作惡の夷人を執縛して功あるものを待つとあり。これ盟府の鉅典にて、外夷を信にし、封疆を安ずるものなれば、今、奴酋が父祖死事の功を錄し、これに都督を與ふるも過ぎたりと爲さず。而して逆酋の級を献斬せるも、明例と合せりと、奏入る。上、其請に從ひ、都督僉事を與へり。

實錄編纂の史臣は、これに附記して曰く「これ奴賊の我が殊恩を受けたる始なり」と。本文によりて察すれば、授官は薊遼督撫の合議を經たるものなるが、督撫を動かしゝは、李成梁なりき。彼れは自己の過失を覆はんとて、奴兒哈赤を慫慂し、奴兒哈赤は、貢夷の馬三非といへるによりて、陞恩を乞へしに外ならず。尤も此歲以前、明の邊吏は、種々の名目の下に、金幣を建州に給せしことは疑はれずして、淸の實錄は、

これらを凡へて歳幣の名の下に記載せり。例へば丙戌（萬曆十四年）の條に、明は誤りて二祖を害せるに因り、此歳より銀八百兩、蟒段十五疋を輸し、和好を通しきとあるが如き、即ちこれなり。ともあれ、太祖の心事が、父祖の横死を善用するにありしは、此の奏議によるも明けし。彼れは父祖が逆夷と指目されたる王杲の部下にありしこと、併にそが姻家にてありしことを隱匿しぬ。彼れが南關の哈達に姻を通ぜしも、又た專ら明人の疑惑を避けんとの思慮に出しものにて、自ら佟（トン）奴兒哈赤といひて、佟姓を稱せしも、一には明人の視聽を避けしに外ならざるべし。王杲は、蓋し右衞の籍に係り、佟氏は左衞の通姓なりしやに解せらる。彼は翌十八年四月を以て北京に入貢しぬ。これを第一次の朝貢とす。都督の陞任謝恩にありしや知るべし。時に年三十二。翌十九年、彼は女眞人を管束せるの功ありとて龍虎將軍といふに叙せらる。廿一年十一月、彼れは第二次の朝貢をなせり。

棄地の賞　萬曆六年、寬甸等一帶の地の、漢人に占據されしは、前に言ひたるが、こはいふまでもなく女直の衰弱に乘じ、新に遼東の兵力の加はりしものにて、彼等の部族の發展する場合には、未た必しも明人の安固の保證されざる預め知るを得べし。幸にも建州の狀態は、王杲（ワンコ）の沒しゝより約そ三十年の久しき間、さしたる變動もなかりしことゝて、寬奠の平野に移住するものは、歳に多きを告げ、三十年前後には、六萬餘口を算せしといふ。尤もこれらの多くは、今の靉河の瘠土に居りし軍民の移住せしものをも算へしなるべきが、山東より海を越えて來りしも亦多かるべし。萬曆三十三年、明廷は突如として六堡

の撤退を命令しぬ。當時專ら此事に當りし巡撫趙楫の說によれば、寬甸の地たる、孤懸にして守り難しといひ、奴兒哈赤（ヌルハチ）の城寨に逼處するを以て、居民の彼等に狎れ易きを恐るといへり。されど、そは全く口實に過ぎず。これが最大なる原因は、遼東の兵力の、甚しく困憊して、今や殆ど此等の邊境を維持することと能はざるに至れるなり。六堡の民は命令を拒みぬ。明兵は、彼等を驅迫して死者狼藉たりきといふ。奇なることには、居民を驅迫して、內地に移住せしめたる李成梁が、逃人を招復せりとの名目の下に、朝賞を博し得たりしが、爾時、奴兒哈赤の兄弟にも賜金ありしといふ。かゝりしは、李成梁等が貪婪に出てしとはいへ、廷臣の邊事に疏なりしこと、以て想見すべし。ともあれ、寬奠平野の放棄されしは、朝鮮と遼東との聯絡の、漸次危殆に陷りしを語るに外ならず。

朝貢を廢絕す　扈倫（ホルン）四部の內、哈達（ハダ）の部族の先づ亡ぼされしは、前に言ひ及べり。太祖は、明廷の意志の尙ほ哈達にありしを思ひ、其女を以て兀兒忽太（ウルクタイ）吳爾古岱（ヌルクタイ）に妻はしめ、一面よりは、そが保護者たるの形を示せり。哈達の璽書即ち勅道の、此時太祖が手に沒入せしは、明けし。三十六年九月、彼れは、大膽にも、そをば建州の璽書に混して朝貢の途に上りき。之を第三次の朝貢とす。明朝の簿冊によれば、勅書の數たる、建州は五百道、海西は一千道の定めなりしが、萬曆十年頃、哈達の王台に屬するは七百道の多きを算しき。王台の沒しける後、部下の將二百道を以て葉赫（エホ）に投じ、暫くにして又た一百三十七道を奪はれしかば、哈達の存數たる三百六十三道に過ぎず。こは定めて吳爾古岱（ウルクタイ）が所持の現數に係るべし。太祖は之を